

広島大学文学部紀要
第六〇卷特輯号二

(二〇〇〇年十二月)



明治後半期の農政に関する

基礎的研究 (上)

勝部眞人
伴野泰弘

明治後半期の農政に関する

基礎的研究（上）

勝部眞人

伴野泰弘

目次

総論 明治後半期の農政に関する基礎的研究	勝部 真人
はじめに	一頁
一 「小農組織化」方針の確定	五頁
1 前提	
2 「興農論策」と酒匂常明演説	
3 官僚・政策ブレインらの対地主観	
二 日清戦後経営と農政	一一頁
1 「農会体制」への基盤整備	
2 農業金融をめぐって	
三 日露戦後農政の展開	一五頁
1 日露戦時における農商務省の対応	
2 戦後経営と農政方針	
若干の結語	二〇頁

特論 政策立案担当者と現場との交流

——「勸業会」と「農事試験場長会議」をめぐって——

伴野泰弘

一 はじめに	二六頁
二 「勸業会」の中絶と再開	二七頁
三 農事試験場の設立と「農事試験場長会議」の設置	二九頁
おわりに	三一頁

史料一

1 「小農組織化」に関する酒匂常明の演説	明治24	三三頁
2 農事改良に関する品川弥二郎宛意見書	明治24・7	三八頁
3 大蔵省「農業銀行法案」への批判	明治27カ	四三頁
4 第一三議會後における農商務大臣(曾爾荒助)の演説	明治32・4	四九頁
5 日露開戦直後における農事試験場長等協議会での農商務大臣(清浦奎吾)訓示	明治37・4	五一頁
6 米穀改良に関する農商務大臣(小松原英太郎・臨兼)訓示	明治43・4	五二頁
7 明治末期における農政方針	明治44・12	五四頁

史料二

1 「第四次勸業会」における議事運営	明治29・4	七三頁
--------------------	--------	-----

2	第一回農事試験場長等協議会における議事運営	明治29	4	七六頁
3	第五次勸業会における議事運営	明治30	4	七九頁
4	第二回農事試験場長等協議会における議事運営	明治33	4	八八頁
5	第六次勸業会における議事運営	明治34	5	九三頁
6	第四回農事試験場長等協議会における議事運営	明治35	4	九七頁

明治後半期の農政に関する基礎的研究

勝 部 眞 人

はじめに

…小作人は升目さえ約束通りならば、出来るだけ粗悪なる米を出さうとします。此点は地主が最も難儀を感ずるところでありまして、それが為に地主勢力の優越して居る府県会又は府県農会では、履々小作米検査法規の必要を決議致します。然れども此希望が完全に達せらるゝ時は、小作人の経済は亦大なる制限束縛を受けねばなりません。且又検査令が小作人を強制して来年以後の米種を変更せしめといふことは一寸出来にくかろうと思ひます。

…(中略)……労苦と才知に依つて生ずる利益を全部小作人自ら獲得せしむることであります。米納の法は…積極的に生産改良の効果を小作農に帰するの道とは寧ろ背馳して居るのです。従つてかかる慣習(小作料米納—注)の下に立つ小農が多数を占めて居る我国の農業が進歩せぬのは当然であるかと思ひます。

これは言うまでもなく、明治四〇年(一九〇七)一月愛知県農会で講演した柳田国男の言である。¹⁾

明治期後半に行われた農業上の施策は、当時の農村における地主・小作関係に規定されて、きわめて微妙かつ深遠な問題をはらまざるを得なかつた。とりわけ柳田が指摘した米質改良・産米改良は、地主と小作人との利害対立が最も尖鋭化せざるを得なかつた。

こうした地主・小作関係のなかで、乾田馬耕や耕地整理、正条植・塩水選といった諸技術、ないしは農会や産業組

合組織化など、この時期に特徴的に表れる諸政策を推進した官僚層の意図、つまり政策論理は何であったのか。これこそ我々の主たる問題関心である。

『日本農業発達史』²⁾以来、この時期の農業政策については、「地主農政」と言い習わされてきており、現在もなお基本的な枠組みは踏襲されてきていると言えよう。³⁾ それゆえに伝田功氏による先の柳田国男についての「解題」のなかでも、

明治後期の農政の特徴は、農政および技術指導団体としての農会と、経済活動団体としての産業組合を育成し、これによって農事改良を推進し、小農保護政策を展開するに至ったことである。農会や産業組合を指導していたものが中小地主層であるならば、小作料の増収ないし安定を目的とした農事改良が、小農保護政策の基調となることもまた必然的ななりゆきであった。…（中略）…

柳田は農商務官僚として、とくに産業組合制度の導入に努力しているのであるが、しかし彼は、当時の農政に対しては終始大きな疑問と問題とを見出していた。⁴⁾

というように、対比的にとらえられているのである。確かに小作料米納論や農事改良の利益を小作農に帰せしめることなど地主・小作間における分配の議論にまで踏み込んだ点をとっても、当時の官界のなかで柳田は突出していたといえよう。またそれ故に「柳田の農政学は…孤立無援でありすぎた」⁵⁾のである。

ただここで注意すべきは、地主制について柳田が否定的主張をくりかえしていたこと、および「故に恐ろしい法律の力を借りるのです」（同前）のように官僚的・強権的施策に否定的な見解を持っていたことと、当時の農政が「地主農政」であったかどうかということは、また別の問題だということである。柳田の批判は「地主農政」であったことに向けられたわけではない。そもそも、はたして明治後半期における農業政策を、「地主農政」といえるのだろうか。

その前に、ここですまず「地主農政」なる語の内容を、(紙数の関係から簡単にではあるが)整理しておく必要があるだろう。

この語は一定のイメージがあるようで、実は論者によって多様に理解されているため、ひとつにまとめるにはやや困難がともなうのであるが、大筋としてはつぎのようなものとして考えられる。

つまり、地主層を農政のなかに機構的に組み込んで、政策意図としてもその利害の擁護をはかったとするか、あるいは政策意図はともかく結果として施策が地主の利益に結びついたとするかの差はあれ、ともに乾田馬耕・耕地整理あるいは塩水選・正条植などの諸技術によって増収がはかられ、その増収分が小作料として地主に吸収されたと考えられている。あるいは、府県レベルから各町村に至るまで農会・産業組合が設置され、地主層主導の運営によってその利害がはかられたとするものである。

しかし、かつての地主制研究においても、新しい諸技術の労力を含む増コスト・増負担と果実としての増収益の分配との関係で、どれだけ地主側に利益を実現したのかということが明確に論証されてきたわけではない。小作料増徴というのは地域的条件、地主・小作関係のあり様、地主の規模・個性等さまざまな条件に規定されているものであって、一概に論ずることは不可能であると思われる。また農会・産業組合にしても、地主層が運営を主導したことによって果たしてどの程度地主層の利害が具体的にはかられたのか、今ひとつ明確ではない。農会や産業組合の運営が中小地主層を中心に運営された点については、我々も否定するものではない。しかし、それが地主であるという資格でなされたのか、町村長など公的・公共的資格でなされたのかでは、理解はかなり異なってくると思われる。何より実際の運営において、多くの場合町村独自のものというより、県・郡からの指示・通達によって行われる施策が中心で、自発的な選択の幅はきわめて狭かったと考えざるを得ない。

明治末〜大正初中期における土地生産力の上昇⇨増収の実現の問題は、農政・地主層の思惑を超え、増収というイ

ンセンティブによる広汎な自作・小作層らの農事改良推進がもたらしたものであるという我々の見通し⁽⁵⁾からすれば、彼らに与えた農会・産業組合の影響力もまた見逃してはならないと思われる。

ともあれ、ここでは結果の問題はしばらくおいて、政策意図として地主の利害擁護ということがあったのかどうか、農商務省官僚ないし政策ブレンレベルの論理を探ってみたい。農会・産業組合の設置などにどのような政策論理があったのか、彼らは何を基調にしようとしていたのかという問題である。

(付記)

本研究は、一九九九年一〇月より二年間にわたる三菱財団の研究助成をうけて行われているものである。

我々は、明治後半期の農政に関する本格的研究の薄い状況を鑑みて、まず基本史料の収集・翻刻から作業を始めることとした。本稿はその中間的な成果報告であるが、本特輯号のように一定まとまった頁数を確保できるとはいえず、収集史料の必要部分に限ったとしてもとうてい全体を掲載することは不可能である。

そこで上下二分冊とし(下は来年度刊行予定)、上はもっぱら中央Ⅱ農商務省レベルに関わる部分を、下では地方における政策展開に関するものを中心に、かなり割愛しつつ掲載することとした。当然載せるべき史料も多くあるが、一般的になつていられると思われるものは極力省き(たとえば帝国議会での趣旨説明、『農務彙纂』、『中央農事報』、法令等。なお『大日本農会報』も一部を除き省いた)、ここでは訓示・演説ないし省内の内部史料を中心に採録することとした。

共同研究とはいえ細部にわたって意見の一致を見ているわけではなく、ここでは勝部が総論を、伴野が特論をそれぞれの文責において担当することとした。

一 「小農組織化」方針の確定

1 前 提

結論を先取りするというならば、明治中期以降において農政方針の基調として「小農組織化」という方向性が確定し、それが日清戦後に法的措置として具体化し、さらに日露戦後にその実体的・内容的拡充が急がれたと考えるが、その前にそうした基調が出てくるに至る背景・前提について触れておく必要があると思われる。ただそれ自身論証を伴うべき作業であるが、本題からははずれることもあり結論部分だけ略述しておきたい。⁷⁾

明治初年以來米欧回覧・お雇い外国人教師招聘・万博参加などの機会を通して欧米農業と接触するなかで、日本農業の実際の技術の高さといっぼうで経済性の低さを認識することとなった。本来盾の両面であるはずのこの両問題について、全く別の脈絡から農業の経済性だけをクローズアップさせたのが井上馨の「大農論」であった。

井上自身の意図とは別に、「欧州主義者」としてのバイアスがかかって当時から批判的になったというのは、荒幡克己氏が指摘するとおりであろう。⁸⁾ その井上が農商務大臣となって、明治二年（一八八八）一二月農学会第一総集会の席で農事改良方針について諮問を求めたことで、農学会は二年五月「井上伯爵ノ演説ニ対スル答案」を提出し、さらに二四年一月『興農論策』へと発展させた。⁹⁾

この間マックス・フェスカが、二一年京都で井上に続いて演説した際に「大農ノ制」は「序ヲ逐フテ漸次其目的ヲ達ス」べきであるが「急激ノ能ク為ス所ニアラス」と性急な大農論を戒め、¹⁰⁾ やがて二三年『日本地産論』（原書）へと主張を発展させる。フェスカの現実的な議論は、農学者らに大きな影響を与えたと思われるが、ここでは省略する。ともあれ、井上「大農論」が出发点となって、しかしこれと対抗するなかで「小農組織化」方針が定まっていくと

考えられるのである。

2 『興農論策』と酒匂常明演説

『興農論策』は周知のように農学校・農事試験場・農会などの「積極手段」を主張しており、¹¹⁾「明治中期以降の農政を内容づけていく」といわれている。ことに系統的農会組織の設立を促す大きな力となったことはまちがいないと思われ、現に『興農論策』中の「四 農会」の筆を執った横井時敬が第一次農会法案（流産）のための調査立案を命ぜられている。¹²⁾

ただし「井上伯爵ノ演説ニ対スル答案」における井上「大農論」を一見是認する如きニュアンスが『興農論策』では全く消え去っている点にも留意しておく必要があるだろう。この間井上が農商務大臣を退いたという影響もあるだろうが、何にせよ大農論的論調が後退するなかで系統的農会組織論が浮上してくるという点に注目されるからである。この点をより明瞭に主張したのが酒匂常明であった。『興農論策』策定時に洋行していた酒匂は、まもなく帰国して大日本農会第一〇回大集会の席上「日本の農業は農家の共同心に依らされは進歩せず則農業諸組合の必要、今日の大患は農家金融の閉塞なり則村落融通社の必要」という長題の演説を行った（史料一—）。¹³⁾

この演説のなかで、酒匂は大農論を明確に否定した。つまり「利益進歩の如何」を比べれば大農は小農よりまさっているが、「国家の安寧上」から見ると「小農の方が優つて居る」という論理である。その証拠として、大農の多い「英吉利」では反面で遊民を大量に出し、ロンドンに「乞食の多い」ことをあげるのである。

つまり治安という別次元の要素から大農論を否定し、「大農の我日本国に起れかしと論し望むものは、私は国家の為に誤つたる議論である」とまで断言するのである。しかし経済性の観点から大農を否定することはできない。それ故に「小農を大農に劣らざる様に進歩したものに為す」方便的措置として、小農の「共同心」の発揚、つまりその組

織化を提唱するのである。

このように大農論を否定して「小農組織化」の方向性を明言した議論は、現在のところこの酒匂演説以外に見いだせていない。酒匂が政策ブレンとしていくら影響を与え得たとしても酒匂一人の見解で以後の政策基調が「小農組織化」として定着しうるのか、という反論は当然予想される。他の史料発掘は今後の課題であるにしても、ただ酒匂の主張はある程度農商務官僚・政策ブレンに共有されたと考えざるを得ないのである。たとえば、この年の一二月品川弥二郎・平田東助を中心に信用組合法案が第二議會に提出された際、農商務省側は農務課長渡辺朔を中心にシュルツェ方式による同法案を批判してライフアイゼン方式を主張したことはよく知られているが、¹⁵この点もすでに酒匂が「ライフアイゼン氏の法は農民に適し、シュルツェ氏の法は職工に適する」(史料同前)と述べている。

とくに、後に産業組合法制定以降その普及奨励に見られる農商務省・地方官庁の言説に「小農組織化」の論理がしばしば登場する。たとえば日露戦後になるが「我国ノ如キ小規模ノ産業組織ニ於テ産業組合ノ普及發展ヲ図ルハ最モ適切ノ事業」(史料一—七)と述べているように、少なくとも明治末年に至るまでそうした論理が見られるのである。また前述の柳田国男も「殊に日本の如く小農者の数多き国に在りては、孤立の弊、最著しく組合協同の制度に由りて、其発達を致すべき必要は甚急なりとす」と述べており、¹⁶柳田自身「小農組織化」に光明を見いだしていたからこそ、精力的に産業組合の必要を訴え続けたと解することもできるだろう。

それは基本的に農會に同じであると思われるが、ともにこの段階では後に具体化されるような内容までは当然のことながら詰められてはいない。しかしこの後の展開を考えるならば、それは酒匂一人の主張ではなかったといわざるを得ないのである。

ところで、この場合の「小農」概念をどう考えるか、である。酒匂は演説のなかで、小農とは農業上の「管理もすれは又耕作の労働もし、何も彼も自分一人で行ふ」としており、かつ「日本の農業は…凡て小農と申さなければなら

ぬ」とも述べている。ここでは、後年のような自作農没落到危機感を抱く小農保護論とは違って、明らかに自作・小作・小作全体を含む直接生産者総体を念頭においていることがわかる。ゆえに以下で小農組織化（「なし」という場合には、直接生産者総体を対象にしたものとして扱うこととする）。

3 官僚・政策ブレーンらの対地主観

上述の如くとするならば、では政策論理として地主はどう位置づけられるのか、ということが問題になるであろう。

明治二四年（一八九一）七月付けで、当時内相の地位にあった品川弥二郎のもとに「農事改良ノ卑見」と題する意見書が届けられている（史料一—2）。表紙に「長井新吉ヨリ請取候也」と加筆されており、（二三年一〇月段階で農商務省技師補であった）¹⁷長井新吉が認めたのか、別の人物から長井を経由して届けられたのかは定かではない。

折しも松方正義内閣のもとで、農相陸奥宗光と内相品川との対立が激化する時期にあたることから、農商務省の技術官僚から品川のもとに意見書が届けられること自体が問題をはらんでいるのであるが、その政治的背景は今後の課題として、地租軽減要求の攻勢が強まるなかでそれに反発し、背後にいる地主層への批判的論調が前面に出ているのがこの意見書である。

要するに、地主は「口ニ権利義務・自由民権ナトヲ唱ヘナカラ」農業・小作地にはいっこう関心を示さず、一方「中等以下ニ位スル農家」のなかには「改良ノ念ナキニアラスト雖素ト智識ト資力トニ乏シキ細民」ゆえに効果があがらず、その裏で土地兼併が進んでいくと主張しているのである。つまり地主が「自己ノ本分ヲ尽」くし農事改良の任にあたることを期待しながら、現実にはそれに反する動きが進行していると、農商務官僚ないしそれに近いレベルで認識されていたといえる。

周知のように農商務官僚・農学者らは、地租軽減要求に対して反対の意向を持っていた。『興農論策』起草者の一

人である志岐守秋は、その地租軽減反対論もとなる「地租論」という論文を書いている。⁽¹⁹⁾ 志岐は「第三章 地租軽減ノ利害」のなかで、財政上の問題から「地租軽減ハ容易ナラサル」と述べるとともに、減租が行われても「借地料ニハ変動アルヘカラサル」ことから、「農業者ヲ利セスシテ地主ヲ利スト云フヘキ」としている。⁽²⁰⁾ この議論は、物産経済的小農に資本集約的施策はかえって害とする点を除いてフェスカ『日本地産論』の議論と通ずるところがあるが、ともあれ減租が地主に利益を与えるだけで小作農には及ばず、結局農事改良にはつながらない（故にそれを原資に政府が改良奨励を行う）という論理のなかに、彼らの対地主認識がよく示されているように思われる。先の「農事改良ノ卑見」の認識と裏腹の関係にあるというべきであろう。

つまり、本来ならば地主が「本分ヲ尽」して農事改良の先頭に立ち小作農らを導くべき存在でありながら、現実には農業に関心を持たず政治運動などに力を注ぎ、同時に土地兼併が進行している。このような状況のなかで農事改良を实效あるものたらしめようとすれば、実行部隊である小農を組織化して農業指導と経済的な体制づくりを行っていくとするものである。

この段階では、当時の政治的・社会的状況に規定されて地租軽減要求への対抗論理という意味合いを持ったと思われるが、その論理の骨格は後に至るまで保持されたと考えられる。具体的には後の記述にゆだねるしかないが、一言だけ述べておくならば、彼ら官僚・政策ブレーンは地主制そのものは所与の前提としてしつつ、そのなかで国家経済上の観点から生産力全体の底上げ＝農事改良推進のための現実的方策を探ろうとしたということである。

彼らにとって最も重要なことはバイそのものの拡大であって、その分配について踏み込んだ議論はなしえなかったといえる。先の志岐守秋「地租論」のなかでも、「本邦目下借地料ハ概シテ高価ニ過」ぎるとして「借地料ニ就テ十分ナル研究ヲ尽シ、之ニ処スルノ方法ヲ講スルハ農学者目下ノ急務」と指摘しているが、⁽²¹⁾ 結果的にそれは実現していない。

ただしバイの拡大という場合に、それは生産物の数量的拡大と、金額的拡大という二つの意味が含まれている。端的にいえば、産米改良という局面においては、米質を犠牲にした多収の方向と、収量を犠牲にした米質改良の方向が対立しうるのである。西日本を中心に爆発的な普及を見せた神力種の作付けは前者の方向を示すものであり、たとえば山口県の防長米改良のなかで神力が忌避された（下で後述）というのは後者の方向を代表している。もし政府・農商務省が後者の方向だけを推進したのであれば、まさに地主利益の擁護であり、政策意図の点において「地主農政」ということができる。

この微妙かつ深遠な問題について、農商務省はどのように認識していたのかは、大きな問題である。たとえば、明治末期のものであるが、農商務大臣小松原英太郎が廻米問屋・米穀取引所関係者・各府県米穀検査所関係者を集めた席上で、つぎのような訓示を行った。つまり、「検査米ノ声価ヲ高メントスル熱心ヨリシテ、收穫ノ多少ヲ顧ミテ品質優良ナル種類ノミヲ勧誘スルカ如キ弊ナキ様、常ニ監督ヲ怠ラサランコト」について、注意を与えたのである（史料一—6）。

当時の食糧問題が影響を与えているとはいえず、きわめて具体的な指摘である。明らかに量も質もという二兎を追う姿勢であった。ただし国家経済上の見地からすれば、当然であったようにも思われる。

それゆえ地主・小作間の利害対立が想定される場合には、たとえば先の小松原の訓示のなかでも、米の十分な「乾燥ニ依ル容量ノ減少ニ対シ奨励米ヲ交付シ、其利益ノ分配ヲ適当ナラシムル様勧誘奨励ヲ行フコト」とあるように、分配の具体的な点には踏み込まずに、利害対立を回避し両者の調和を保つことを何より求めたといえる。これは後述するように小松原一人の見解ではなく、農商務省関係者に共通してみられる政策論理であったと考えられる。要するに彼らにとって重要なことは国家経済のバイの拡大の問題であって、地主の利害レベルの問題ではなかったのである。ただしそれが現場サイドで当局の思惑どおりに進むかどうかは、もちろん別次元の話である。

二 日清戦後経営と農政

1 「農会体制」への基盤整備

従来から指摘されているように、日清戦後経営において農会法・農会令、産業組合法、国・府県農事試験場整備、耕地整理法など、着々と施策が行われた。これらのうち、系統農会組織・農事試験場は農村・現場サイドによかれあしかれ技術的な面で影響を与えることになり、時期的にやや遅れるものの肥料・農具等の共同購入、農産物の共同販売、農業金融といった経済面で影響力を持つにいたる産業組合は、現場サイドにおける農事改良の具体的展開とやがて深く関わるようになる。各地方における系統農会・農事試験場・産業組合による農事改良推進の体制を、ここでは「農会体制」と呼んでおく。⁽²³⁾つまり「農会体制」とは、小農組織化方針の具体化として現れたものであると考えておきたい。

さてこれらの問題に触れる前に、日清戦後という新しい段階を迎えるなかで、農商務省が諸方面からの意見を集約・調整しはじめることについて述べておく必要があると思われる。明治二九年（一八九六）一〇月の第一回から三度にわたった農商工高等会議はよく知られているが、この会議では専ら「我海外貿易ノ実況」が「尚ホ不振ノ域ニ沈倫スル」ことの原因・対策を講究するという趣旨ゆえに、諮問案件には直接農業そのものに関する事項は見られない。⁽²⁴⁾

しかし、同会議に先立つ四月一〇日に、四回目の勸業会が農商務省議事堂で開催されている点は注目されるのである。各府県の属・技師らを集めて勸業上の問題を話し合うこの会議は、明治一六〜一八年に三回開催されているが、途中久しく中断した後「戦勝ノ後ヲ享ケ」て二九年に四回目が開かれたのである（史料二一、緒言・次官金子堅太郎演説）。この時の議題は、農務局長藤田四郎から提出された農家の副業奨励策であったが、議論そのものは結局そ

れぞれ帰県の後書面をもって回答するという形で決着した。

また、そのほぼ一週間後（四月一六日）に、農事試験場本・支場および各府県農事試験場長らの会議も開催されており、府県農事試験場の設備や本・支場との気脈「聯通」の方法などが議論されている。²⁶⁾

農商工高等会議もさることながら、日清戦後のこの時期に農商務省が各府県の担当官吏や農事試験場長・技師を集めて意見・実情などの情報を収集しはじめたことは、十分注意しておく必要があると思われる。同省の政策立案のあり方を考えるうえで、無視できない意義を持つと考えられる（詳しくは伴野「特論」参照）。

さて小農組織化方針の具体化のプロセスであるが、現在のところ農会法・産業組合法制定に関する新出史料を見いだせてはいない。ゆえに事実レベルで新しい知見を加えることはできないが、本稿の論旨に関わる範囲において論点を簡単に整理しておきたい。

第二議会展散によって流産した農会法案（第一次）では、第三条「農会は一郡役所の管轄区域……に於て地価四百円以上の田畑を所有する者を会員とす」とあるように、有資格者の強制加入（さらに第九条会費の強制徴収）とならんで、ほぼ自作上層にあたる地価四〇〇円以上所有者を組織対象としていた。²⁷⁾ この規定は、我々のいう小農組織化という理解と齟齬を来すものであるが、なぜこの時地価四〇〇円で線引きしたかは不明である。ただ後に農会令として現実に規定されたのは、「耕地……を所有する者及農業を営む者」というものであり、小作農でも加入可能な規定となった。この間の立案意図の変化については、史料制約から明らかではない。

ところで、第一次法案流産から農会法・農会令制定までに長い時日を要したのは、従来の指摘の通り横井時敬・押川則吉ら農商務省官僚・ブレインらと前田正名・玉利喜造らのグループとの対立が、最大の要因であろう。農会法制定以前に各府県農会・各郡農会が実際に設立されていた裏ではかなり前田らの人脈が関わっていたと考えられること（下で後述）から、農商務省側でも前田あるいは全国農事会の動きに警戒心を抱いていたと思われる。それが具体

的な形で現れたのが、第一三議会農会法案委員会における強制加入・会費の強制徴収規定をめぐる政府委員と農事会系議員との対立であつたろう。²⁸

ただ小倉一氏がいう如く、前田らの「余りに封建色の強い国家主義的産業政策の主張において政府当局者と若干のミゾがあつた」と評するのも、多少無理があると思われる。

前田自身、海外の「大農業者」に対抗して農業の改良、同等・同質の農産物を増産させるためには「小資本小農業者多数の人心を一致せしめる」ために、農会組織の必要を述べているのである。²⁹ただ「地域中に国家的観念なき小教不同意者」がいる場合に「制裁法」を規定しようとしたのに対して、農商務省側はあくまで「自由意志の発動」を重視しようとした（史料一—4）姿勢の差であつたといえる。ただしその背景には、史料制約から断言は慎まねばならないが、農会組織化に関する農商務省側の主導権への執着が強くあつたであろうことは十分考えられる。ともあれ農商務省にとっては、ある意味できわめて身近な勢力に対抗しつつ、最終的には自らのベースで農会法・農会令制定に持ち込んだ。

いっぽう産業組合と関わる農業金融の問題では大蔵省との対抗関係にあつたといえるが、これは項を改めて述べることにする。

ともあれ小農組織化の具体化は決してスムーズに進んだわけではなかつたが、それだけに農商務省は自らのベースを保持して意志を貫こうとしたように思われる。同時に、日清戦後という新しい段階を迎えるなかで、諸勢力との対抗上より有効な政策を立案するためにも、農商工高等会議はじめ各府県・農事試験場などの意見・情報を集約していく必要があつたのではないだろうか。

2 農業金融をめぐって

明治二七年（一八九四）九月二四日、大蔵省が起草した農業銀行法案が閣議に提出された。しかし「時恰モ日清戦役ニ際セシテ国家甚多事ナリシヲ以テ」実現を見ず、二九年一月再度の閣議を経て「農工銀行法案」と改められた法案が帝国議会に提出され、両院を通過した。³¹⁾

おそらく最初の閣議にはかられる直前の時期のものと思われる史料が、「農業銀行法ニ対スル疑問」（史料一—3）である。品川弥二郎のもとに届けられた墨書のこの史料が誰の手によって認められたものか、これまた定かではない。文中に「農務局ノ調査ニ依レハ」とあり、末尾に「本局ノ疑問ノ」とあるので、農務局の人物でなさそうにも思われる。しかし、以下に述べるような内容について意見を述べるに適する部局が他にありそうにもなく、ここでは「本局」を農務局と考えておきたい。ともあれ「昨日大蔵省ノ説明委員ヨリ」説明を受けた人物が、すぐさま品川に宛てて大蔵案批判の文章を届けたのである。

この時期在野にあった品川に宛てたのは、信用組合法案流産後も平田とともに遊説等の勸奨運動を行っていたからと考えられるが、そのことはやがて後に産業組合法制定に向けて品川・平田らと連携をとろうとしていた表れと見ることもできる。³²⁾

その内容について見ていくと、大蔵省案の趣旨が「主トシテ中以下ノ農家ヲ救護スル」ことにあり、また「二十人以上ノ連帯責任ニ対シ無抵当貸付ヲ許シ、以テ無資産ノ小作農ヲ保護」するといふ説明³³⁾に対しては、「極メテ同意ヲ表スル」としつつも、一つは銀行そのものを「危厄ニ陥ラシメ」ることと、一つは「中以下ノ農家ノ滅亡ヲ幫助スル」危険性を指摘しているのである。とくに土地購入資金への融資は「土地所有ヲ熱望スル小農」には多少の利便を与えるものの、同時に「大地主輩モ共ニ此利便ニ浴シ反テ土地兼併ノ弊ヲ生スル」恐れがあるといふ指摘は、単なる杞憂には終わらなかったといえよう。

要するに、土地抵当金融方式による小農への農業金融の矛盾、銀行経営と無抵当貸付の矛盾をついたものであったのである。とくに前者の問題は、明治一八年の「興業銀行」構想をめぐる農商務・大蔵両省の対立の再燃を思わせるものである。農業金融をめぐる両者の対立はすでに終わったものではなく、表面化はしないものなお厳然と存在していたのである。³⁶のみならず明治末期ですら「勸業・農工及北海道拓殖諸銀行法ヲ改正シテ：地方金融ニ便セントノ主旨ナリシモ、果シテ此目的ヲ達スルニ有効ナリヤ否疑ヒナキ能ハス」「殊ニ小農家ノ金融ニ対シテハ右改正ハ多大ノ希望ヲ期待スル能ハサル」(史料一―七)と、依然尾を引いていたのである。それだけに農商務省としては「農業金融上最モ力多キモノハ産業組合ニ俟ツ外ナシ」(同上)と、産業組合への期待を強めざるを得なかったのである。

以上のように、農業金融の問題をめぐる、政策意図としては地主の利害擁護どころかむしろ土地兼併の進行を恐れており、「中以下ノ農家」の経済的救護のために土地抵当金融・銀行による農業金融ではなく産業組合による金融をめざした。ここでも小農組織化方針が貫かれていたといえよう。

三 日露戦後農政の展開

1 日露戦時における農商務省の対応

ロシアへの宣戦布告が行われた日に、農相清浦奎吾は在京していた地方官参集の席上で訓示を發した。このなかで何よりも正貨流出を防ぐうえで「大ニ農産ノ増収ヲ計」らねばならないが、そこに立ちふさがる障害として①「豊年ノ翌年ニシテ田地ノ養分平常ヨリ欠乏セルコト」、②「大豆粕肥料ノ供給一時中断セムトスルコト」、③「肥料等ノ運搬分配上遷延ヲ来スノ恐」、④「勞力ノ減少ヲ来ス」という具体的な四点をあげ、戦時下の農業への影響について注意を喚起した。対策としては、三ヶ月あまり前に全国の農会に宛てて發した有名な一四項目論達事項の勵行と、害虫

駆除・緑肥の普及・麦の乾燥などの奨励をあげており、とくに目新しいものはなかった。なお、それを受けて農務局長酒匂常明も同日「時局ニ対スル農者ノ心得」と題して、訓示を敷衍する形で全国に通達が出された。

また、各府県農会に対しても一四項目論達事項の奨励をはかるとともに、「産業組合ノ普及ハ最緊要ナル」こととして各府県および農会の主任京七九名を農商務省に集めて、産業組合に関する講習会を開いている。³⁸⁾

さらに同年四月五〜七日第五回道府県農事試験場長らの会議を開き、ここでも清浦は「人馬ノ召集」による「労力肥料上ニ非常ナル影響ヲ来」す恐れへの注意を喚起し、同時に諮問では「時局ノ農産ニ及ボス影響ノ詳細」を尋ね各府県の実情把握につとめている(史料一—5、なお各府県の回答は省略した)。また別に「各地方農事ノ奨励ニ付テハ時局ニ際シ一層ノ奮発ヲ見ルニ至」ったというその実情を「地方行政庁及各級農会ノ施設ニ付地方庁ノ報告」を集めてもいる。³⁹⁾

このように、いっほうで戦時下の影響について注意を与えつつ、他方で各地方の実情把握につとめていた。その一環として、三七〜三八両年にわたって「米種子ノ塩水選」「麦種子ノ塩水選」「改良牧草ノ栽培」の二〇項目につき、それぞれ総反別(量)・実行反別(量)・実行歩合を報告させている。⁴⁰⁾ 先の一四項目のうちの七項目にあたるものであるが、これらはこの時期から町村レベルでも統計的に現れてくる項目である。つまり実行歩合のような厳然とした数値で示される実行状況を、府県当局は町村レベルで掌握し、逆に農商務省につまびらかに把握されることになる。このことが府県当局に与えた影響は、はかりしれないものであったように思われる。一覧表となつて公に示されたならば、各府県はたちどころに相互の競争にさらされるであろうからである。

日露戦後に特徴的に見られるいわゆる「サーベル農政」の起点は、一四項目論達事項そのものというよりは、こうした農商務省の対応、とくに数値によってなされる調査であったように思われるのである。

もつとも農事試験場長会議における清浦の訓示に見られるように、「世間ノ或方面ニ於テハ斯ル有益ナル事項ハ論達ニ止メス強制的ニセハ良果ヲ得ント論スル人モアリ、然シ之ニ就テハ尚講究ヲ要スルコトヲ思フ、要スルニ新智識ト保守思想トヲ調和セシムルコト」と必ずしも強制的な推進を可とはしていないのである。もちろん慎重な言い回しで否定もしていないが、先の農会法案の強制加入問題にせよ後述する生産調査会の蚕種統一問題に対する姿勢でも、農商務省自らは強制的推進を必ずしも良しとはしていないところが見られるのである。にもかかわらず「サーベル農政」が展開したのは、農商務省による前述のような調査と知事の官選システムに原因があったように思われるのである。

2 戦後経営と農政方針

日露戦後は、正貨流出の防止と貿易・生産力基盤の拡充という課題を抱えつつ、農業と商工業という対立をはじめきわめて複雑な利害対立を見せはじめた。そうしたなかで生産調査会が開かれ、あるいは米穀関税問題・米価問題、ないし食糧問題・外米輸入問題といった諸問題が発生してくる。

生産調査会は、「帝國主義政策を支える生産力基盤の充実」という課題のもとで主として貿易振興策という任務を担うことになったことから、第一回目の会議においてまず「蚕糸業」「外国貿易」等の諮問案が扱われることになった。^①ただ同時に「主要穀物ノ増収及改良ニ関スル件」も重要議題となっており、食糧問題に対する農商務省の見通しについてもこれを通して知ることができる。^②

生産調査会そのものについては先行研究にゆだねることにするが、ただ一点だけ本稿の論旨に関わる部分を指摘しておきたい。それは、いずれの研究も「地主農政」論のうえに立脚していることである。たとえば同会に関する研究や問題点をきわめてシャープに整理している坂本悠一氏も、会の構成上「大きな比重を占める議員と学者の中には、

農林漁業と地主階級の利害代表者が少なからず参加しており、農林業にたいする顧慮の跡は見逃せない」「食糧政策としての『主要穀物』諮問案が、『地主農政』としての側面をもつ当時の農事改良策であったことも、また否定できない」と述べている。⁽¹³⁾

しかし、まず後者については、先に述べたように国家経済上の見地からバイ全体の拡大を意図したものであって、そのことが地主の利益擁護という政策意図にはつながらない。また前者の指摘についても、この時期確かに地主の利益をも代弁する政友会が衆議院で大きな勢力を誇っており、農商務省も議会対策として神経を尖らせたであろうが、政友会系の議員が多く同会に参加したこと、同省が地主利益を配慮したかどうかは別の問題であろう。現に会の議事の進行を見ても地主利益の擁護を思わせる議論はほとんどなく、たとえば横井時敬が穀物関税に関して「此位ノコトハ農業家ノ為ニ御譲リ下サツテモ宜シカロウ」という発言もあくまで農業の利害を訴えたものであって必ずしも「地主側の抵抗」⁽¹⁴⁾と同義に捉えうるものではない。

それよりも蚕種統一問題をめぐって、政友会野田卯太郎などから統一強制を迫られた農務局長下岡忠治が「中央デ拵ヘタ種ヲ地方ニ持ツテ往キ之ヲヤラウト云ツテ軍隊的ニヤツテモサウ往クモノデナイ」という発言に見られるように、必ずしも強権的な推進を可としない姿勢がここでも看取できる。むしろ、養蚕業はあくまで「副業的ニ進メテ往ク」方針との関連で、「蚕糸業ノ関係ハ随分複雑ナル関係ヲ有ツテ居ルカラ之ヲ一律ニ押ヘテ仕舞フコトハイカナイ……組合ノ事業トシテ之ヲ進メルノガ一番宜イ」という専門家の見解を支持し⁽¹⁵⁾、あるいは「稚蚕共同飼育ヲ行フコトガ従来ノ成績カラ云フテモ非常ニ宜シイ」と述べている点⁽¹⁶⁾がより注目されるのである。副業の養蚕についても、組織化の方向を考えていたのである。これは前述の第四回勸業会の席上農務局長藤田四郎が「農民ニ利益ヲ多ク与ヘ様ト言フニハ此種類ノ仕事ヲ副芸トシテ行フヨリ外ニハ途ハ無イ……銘々造ル所ノモノハ即チ共同販売ノ方法ニ依ツテ集メテ売出スト言フ様ナ方ヲ立ルトカ、或ハ内職ニ用フル所ノ材料モ相寄テ共同シテ購入シサウシテ之ヲ製造スルト

言フ様ナ途ヲ攻究スルコトカ必要ニナルテアラウ」(史料二―中略部分)と述べていたこととあいまって、副業における共同化するわち小農組織化方針といったものも考え得るように思われるのである。

さて、農商務省は生産調査会に対して「主要穀物ノ増収及改良ニ関スル件」を諮問して食糧需給への見通しをはかりつつが、ここで農務局は「植民地米移入を促進しながら、最大の供給源である国内の米作を保護・奨励する」構想を持つていたといわれている。⁽¹⁹⁾つまりこの段階で同局は、食糧問題に関して植民地米流入を前提にしつつ、国内の農事改良のいっそうの推進を意図していたが、内容的には従来のもので大きく変わっていなかった。というよりも従来の方針の進展がなお不十分であり、その拡充こそが課題であると認識されていたように思われる。そのことをよく示しているのが、明治四四年(一九一〇)一二月に農務局で作成されたと考えられるマル秘の「農務行政ノ前途」(史料一―7、以下同じ)である。この史料は明治末期の農務行政担当者の現状認識と政策意図を知るうえできわめて興味深いものであるが、もはや紙数も残されていないので、以下要点のみ述べていきたい。

「第三章 前途施設計画スヘキ事項」のうち「農事ニ属スル諸団体ニ関スルコト」において、農会・産業組合のことが触れられている。農会は「農事改良上官民ノ連鎖ト為ルヘキ必要ノ機関」であり、「帝国農会ヲ始メトシ、各級ノ農会殆ント全国ニ普及シ形式上系統的組織完美シ」たとしつつも、しかし「実効ノ上ニ於テハ未タ大ニ首肯スルヘカラサル所多シ」と内容的・実質的充実の必要を認識している。産業組合への期待は前述したとおりで、「近來之カ指導奨励ノ効頭ハレ、組合数已ニ八千ヲ超エ」たが、「産業組合法発布以來ノ方針ニ基ツキ全国各市町村一個宛ノ割合迄之カ設立ヲ普及セシムト欲セハ尚組合数ノ増加ヲ要スルノミナラス、既設ノ組合ヲシ有効ナル活動ヲ遂ケシムルニハ其監督ト誘掖指導トニ留意スヘキ事項甚多シ」といっそうの充実を考えている。これは単に金融面からだけではなく、たとえば「安価ニ且ツ自衛的ニ不正粗悪肥料ノ購買ヲ防止スル」うえにおいても「産業組合又ハ農会等ノ機関ニ依リ益肥料共同購入ノ普及ヲ図ランコトヲ期ス」というように、共同購入・販売の機能からも重視されていたの

である。

ほかに農業教育・耕地整理など重要な問題もあるがここでは略すとして、最後に二点ほど指摘しておきたい。一つはわざわざ「農芸技術ニ関スル強制命令ニ関スルコト」という項目を設けて、各府県における「サーベル農政」について述べている。そこでは「従来地方庁ニ於テ強制命令ヲ発スルノ例頗ル多」いが、あくまで「一時権宜ノ処置」であつて、「実効顯著ナルモノアル」場合もあるものの「往々極端ニ走り徒ラニ農民ヲシテ形式上ノ改良的施設ヲ行ハシメ」ることも多く、「故ニ将来或種ノモノヲ除クノ外可成強制命令ニ依ラス、農民ノ自奮自覚心ヲ喚起シ徐ロニ改良進歩ノ域ニ達センメムコトヲ期ス」としているのである。これは広島県における共同苗代問題が影を落としているのであろうが、それにしても農民の側を慮つてのことではもちろんなく、強制によつて「却ツテ農事ノ進歩ヲ阻害セルノ実例ナキニ非ス」ということを何より恐れていたのである。

第二に、前述した米穀検査に関わる事柄であるが、「元來我國ノ小作料ハ米ノ容量ニ依リ定マレル習慣」ゆえに「小作米ノ品位ヲ高メント欲セハ、之ニ伴フ容量ノ減少・品質ノ改善・労費ノ増加等ニ関シ、地主ニ於テ奨励米ノ交付其ノ他小作人奨励ニ関スル相当ノ方法ヲ設ケシムルノ必要アリ」というように、問題の焦点をやはり認識していたのである。まさにこの点が事業の成否に関わることから「地主小作人間ノ調和ヲ保」つことを何より求めたといえる。彼らにとつては地主の利害が問題であつたのではなく、国家的施策の成否こそ問題であつたのである。

若干の結語

ここでは中間的な結論にとどまらざるを得ないが、少なくとも政策意図として地主利害の擁護という点がなかったことは確認されたと思われる。では官僚レベル（政策ブレーンも含めて）の政策論理は何であつたかといえ、繰り

返してきたように小農組織化にあったと考えられるのである。

しかしそれが政策展開の現場である農村レベルにおいて、現実にどう機能していったかは自ずから別次元の問題である。地域によっては地主が農事改良の先頭に立ったり、一見地主の利害に沿うような事態もあり得たことは認めざるを得ない。従来の研究ではその点が強調されてきたが、筆者が見てきた限りにおいてそれは主流ではなく、むしろそのような事態のなかでは逆に小作人側の有形・無形の抵抗に直面して農事改良そのものが円滑に進まないか、そうした措置とは無関係に小作人自身の意志によって技術革新が進められていったと考えざるを得ないのである。東北地方を中心とする亀の尾の普及、西日本を中心とする神力の爆発的普及といった周知の事態の意味を、我々はもう少し深く問うていく必要があるように思われるのである。

ともあれ小農組織化は、農家副業を含めて考え得るように思われるが、それが各地方で具体的にどう展開していくかはつぎの課題である。また農事事項の強制をめぐる中央と地方の温度差の問題もあわせて、下において検討していきたい。

【註】

- (1) 柳田国男『時代ト農政』（農文協明治大正農政経済名著集―以下農文協名著集と略す―五『産業組合通解・時代ト農政』、一九七六）三四六―四八頁。
- (2) 農業発達史調査会編、中央公論社刊、一九五三―五八年（全一二巻）。
- (3) たとえば『農林水産省百年史』（以下『百年史』）上（一九七九年）の記述や、暉峻衆三編『日本農業一〇〇年のあゆみ』（有斐閣ブックス、一九九六年）第二章（牛山敬二）、あるいは吉川弘文館『国史大辞典』にも「地主農政」の項目がある（牛山敬二氏執筆）。

- (4) 注1文献伝田功「解題」六頁。
- (5) 岩本由輝「柳田国男の農政学」(お茶の水書房、一九七六年)九七頁。
- (6) 勝部「明治・大正期における農業技術の革新と農民―広島・秋田両県の比較から―」(広島大学文学部紀要第五七卷特輯号一、一九九七年)。
- (7) この前提部分は、一九九九年度土地制度史学会自由論題報告で「明治農政に関する一試論」として口頭発表した前半にあたる内容である。
- (8) 荒幡克巳「井上馨の『大農論』を巡って」(『農業経済研究』六八―三、一九九六年)一五〇―五二頁。もっとも荒幡氏は、井上「大農論」がその後の「農政本流に与えた影響は軽微」であったと評しているが、この点は疑問の余地がある。問題は「大農論」が受け入れられたかどうかではなく、その歴史的な作用にあるだろう。本文で述べるとおり、井上「大農論」によって方向としては一見逆の「小農組織化」方針が促されたという流れのなかで影響を考えていく必要があるだろう。
- (9) 前掲『百年史』上二七二―七二頁(梶井功氏執筆部分)。
- (10) 『勸農事績輯録』下、一七五六頁。
- (11) 同右一七六四―七九頁。
- (12) 注9に同じ。
- (13) 小倉倉一「明治前期農政の動向と農会の成立」(『日本農業発達史』第三卷)二五五頁。
- (14) 同右三四九頁のなかでも酒匂演説が「従来の農政の進路について大きな示唆を与えた」と記されているが、酒匂がどういう論理で系統農会・信用組合などの必要を主張したのか検討されていないため、あえて史料を掲げることとした。
- (15) 前掲『百年史』上二四七―五〇頁(松本登久男氏執筆部分)。
- (16) 柳田「産業組合通解」(前掲農文協名著集五)三九―四〇頁。
- (17) 『明治二十三年十月調 農商務省職員録』による。
- (18) 伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文―内政と外交 一八八九―一八九八―』(吉川弘文館、一九九九年)八一―八六頁。

- (19) 前掲『百年史』上一八三頁(梶井功氏執筆部分)。
- (20) 志岐守秋「地租論」(『農学会報』四、一八八九年)三九〇四三頁。
- (21) 同右四三頁。
- (22) 徳永光俊『日本農法史研究―畑と田の再結合のために―』(農文協、一九九七年)二二五―三二頁には、奈良県における神力をめぐる地主・小作間の対立、そのうえで神力が普及していく様子が具体的に描かれている。
- (23) この点は前掲拙稿(注6)において提示している。
- (24) 明治三〇年『農商工高等會議議事速記録』上(原書房明治百年史叢書、一九九一年復刻版)八〇九頁。
- (25) 同右一―四頁掲載の七件(「清国長江航路調査員派遣ノ件」「海外金融機関ノ件」「税関監督保税倉庫設置ノ件」「重要輸出品販路拡張ノ件」「海外通信ノ件」「海上保険ノ件」「職工ノ取締及保護ニ関スル件」)の諮問案による。
- (26) 明治三四年六月農商務省農務局『第二回道府県農事試験場長・農事講習所長及農事巡回教師會議議事録』付録「第一回會議事」。なお第一回については刊行されなかったため、同右の付録として掲載された。
- (27) 小倉倉一前掲論文三五二―五六頁。『百年史』上二三二―三三五頁。
- (28) 小倉同右三七六―八三頁。
- (29) 同右三七一頁。
- (30) 須々田黎吉解題「系統農会の成立と『中央農事報』発刊の意義」其の二(日本經濟評論社復刻版『中央農事報』第三卷)一三頁。なおその原典確認の作業は、今後の課題である。
- (31) 『明治財政史』第一四卷、七三一―三四頁。
- (32) 「農業銀行法」という名称、および史料1―3の末尾に「農業銀行設置ノ議ハ明治廿三年…ニ起レルモノニシテ…今ヤ其必要ヲ感スルコト少シ」との文言から判断した。
- (33) 二四年信用組合法案が通例「内務省案」ともいわれることから(たとえば『百年史』上 松本登久男「農業金融制度の整備」二四七―四九頁)内務省の部局も考えられるが、そもそも信用組合法案は内相品川・法制局行政部長兼貴族院議員平田東助の

ラインから出されたもので、内務省がどれほど組織的に関わっていたか疑問である。大霞会『内務省史』（原書房復刻版）においても、信用組合法案についてはほとんどふれられず、産業組合についても一般的な説明だけで（第二巻四五七頁）、同省の関与は全く記されていない。

- (34) 明治三〇年（一八九七）農務局農政課長渡辺朔を中心に作成された産業組合法案（第一次）をベースにした第二次法案が、明治三三年二月帝國議會を通過した際に、平田東助は病床にあった品川のもとにかけつけその件を報告したという（農文協名著集四『信用組合・産業組合論集』伊東勇夫解題一七頁）。そうであれば、平田・品川らはすでにシュルツェ方式にはこだわっていないことを示している。

- (35) この点は明治三三年大蔵省顧問となったエッゲルトの主張が反映したものである（前掲『百年史』上二一五―一八頁参照）。
- (36) この点についての指摘は、管見の限り大内力氏によるつぎのような発言ぐらいであろう。大内氏は前田の興業銀行構想が「松方につぶされたあと、ドイツ流の信用組合を入れて對抗する、こういう考え方になるようです。これが後々までずっと続き、勸銀、農工銀行ができたときには勸業、農工銀行を産業組合の親銀行にすることによって両者の接合がはかられるのですが、結局それがうまく動かず、産業組合中央金庫が大震災のときにできる」と述べている（前掲『百年史』上付録「回顧座談会」六一二頁）。

- (37) 明治四〇年七月農商務省農務局『戦時ニ於ケル農事奨励施設及成績』。

- (38) 同右。

- (39) 同右。

- (40) 同右。

- (41) 坂本悠一「『日露戦後経営』と生産調査会―帝國主義成立期の産業政策とブルジョアジー―」（後藤清編『日本帝國主義の經濟政策』柏書房、一九九一年）一八頁。生産調査会については他に原田三喜男「日露戦後経営と生産調査会（上）（中）（下）」（西南学院大学『経済学論集』第二〇巻二・三号、第二一卷二号、三号、一九八五―八六年）、前掲『百年史』上の持田恵三「日露戦後経営と農政」三一六―二二頁など。

- (42) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』（ミネルヴァ書房、一九九三年）一一六～二〇頁。
- (43) 前掲坂本論文二四～二五頁。
- (44) 同右三二頁。
- (45) 「生産調査会録事 第㊦回」（武田勉編『生産調査会資料集』第一巻、柏書房、一九八七年）二七頁（九〇丁）。
- (46) 同右二三頁（七四～七五丁）。
- (47) 同右二四頁（八〇丁）。
- (48) 大豆生田稔前掲書二一八頁。

政策立案担当者と現場との交流

——「勸業会」と「農事試験場長会議」をめぐって——

一 はじめに

この特論では、日清戦後経営の過程で設置運営された二つの会議の果たした役割に関する史料を収録した。その一つは各府県の勸業行政担当者を集めた勸業会であり、もう一つは道府県農事試験場長、農事講習所長、農事巡回教師協議会（以下、農事試験場長会議と表記）である。これらの会議の運営の実態を明らかにすることを眼目として史料を収録し、時系列の順に配列した。

日清戦後経営においては、従来から農商工高等会議の重要性が強調されてきた。⁽¹⁾「実業界の参謀本部」とも称されるこの会議は、経済国策の策定と具体化のためにブルジョアジー・高級官僚を結集したものである。明治二九年（一八九六）一〇月に第一回、三〇年三月に第二回、三一年一〇月に第三回を、それぞれ開催している。⁽²⁾本論との関連で注目されるのは、農商務省では戦後経営の構想を立案するために、高等会議と先の二つの会議にそれぞれ固有の任務を与え、それぞれに分担しながら、戦後経営の政策立案過程に位置づけていたと推測できることである。このことを詳しく論じる余裕はないが、たとえば、二九年四月にこれら三つの会議に関する施策が集中・連続していることにも、

伴野泰弘

その一端をうかがうことはできよう。

四月一〇日—一七日 第四次勸業会を開催

四月一六日—二〇日 第一回農事試験場長会議を開催

四月二九日、勅令一五二号「農商工高等會議規則」を公布

農商工高等會議が、産業界全体の今後の大方針を審議する場所であるとすれば、勸業会農務部と農事試験場長會議は、急増する人口と食糧需要に因應することを大目標とした上で、対象を農業に限定し、委員も地方の勸業関係者で占められることが、高等會議に比べた場合の共通する特徴である。この二つの會議は、共通点もあるが、その具体的な役割は必ずしも同じではない。そこで、歴史の古い勸業会から、その設立の経緯を見ていくことにしよう。

二 「勸業会」の中断と再開

勸業会は、明治一六年一二月一日、農商務省達第十七号で毎年一〇月一日を期して各府県の「農商工及山林ニ関スル課掛員ノ内重立候者一名ツツ」を招集し、會議することを決定したが、始まりである。但し、この種の會議としては、既に明治一〇年、内国勸業博覧会の際に開いた「府県勸業主任打合会」、明治一四年、第二回内国勸業博覧会にあわせて招集した「勸農諮詢会」がある。いずれも、たまたま開催された内国勸業博覧会の機会をとらえて開催されたものである。これに対して、勸業会は、そうした全国的な催しのついでに設定されたものではなく、はじめからそれ自体を目的としていることが、大きく異なる。第一回は、明治一七年一月、第二回は同年一〇月、第三回は明治一九年二月、と一〇年代に三回開催されている。³⁾

この勸業会は、明治一九年でいったん中断する。ところが日清戦後の新たな状況に対応するため、再び勸業会が必

要とされるにいたつた。再開された第四次の会議は、一〇年前の例にならつて会頭、理事、説明員を農商務省の官僚が担当する体制で、運営されたようである。その点では以前と同様であるが、その実質的内容においてはかなり異なる。それは、以前の議題はかなり漠然としていて、説明員も「其区域甚タ広クシテ枚挙スルニ違アラス然レトモ諸君ハ皆勸業ノ当局者ナレハ……其要領ヲ推究セラレタルヘシト信ス」と、ほとんど説明を放棄し、参加者の自由にゆだねているのに対し、今回は具体的な法律案をある程度念頭において議論がすすめられている点である。

この再開された会議の意図について中尾敏充氏は、産業資本が勃興し、資本主義が急展開してきた状況において、農工商業全般の産業振興を担当する農商務省が「計画する……諸事業に」地方官僚を「積極的に協力・参加させる」ことにあつたと指摘される。そうした一面はたしかにあるが、他方で、各地域の条件の違いを把握し、その地域差をふまえた政策展開・行政の必要性という一面があることも、指摘しておかねばならない。その点を明らかにすることに、この特論のひとつの狙いがある。

ここに収録した、第四く六次勸業会の各会議で、中央官僚と地方官僚と間に交わされた幾多のやりとりは、いずれもそのことを示している。

たとえば、史料二—1における議長・藤田農務局長の「本省趣旨ノアル所ヲ了解サレ且ツ各種ノ問題ニ付十分審議シ答申」「諸君ニ於テモ各地ノ状況ヲ了知スルハ甚タ必要ナルヲ以テ各府県提出ニ係ル答申ハ悉皆取纏メ之ヲ印刷ニ付シ諸君ニ配布」する、という発言。また史料二—3（2）にあるように、肥料取締法案をめぐる第五次勸業会での議論も、そのことを示している。まず、議長・藤田農務局長は冒頭で、さきに国会に上程された同法案が否決された直後に開かれたこの会議の参考資料として「議員提出案ヲ衆議院特別調査委員会テ修正シテ報告」したものを、配付し「諸君ノ御意見」を求めている。これに対して、会議参加者も、活発な議論で応えている。埼玉県、奈良県、岡山県など多数の府県から修正案の不備、欠陥を指摘し、改善を提案している。岡山県などは、石灰の使用を禁止するた

め、違警罪を適用し、厳しく取り締まることを求めている。青森県から「肥料法案ハ次ノ議會へ提出」予定を尋ねられた藤田農務局長は「何トモ分カラス、諸君ノ御意見ニ依リテ尚取調」る、と答えている。また、府県独自の施策を先行させている経験をふまえて奈良県は、政府による法律制定を要望している。

この当時、金肥投入が盛んになるとともに、粗悪肥料の流通で生産者が被害をうける事例が急増し、販売業者の取り締まりが必要になりつつあった。ところが、粗悪品が第一次生産者から、最終消費者である農民に至るまでには、複雑多岐にわたる流通過程が介在しており、多数の不正工作の工程をチェックすることは、簡単ではない。こうした現実そのものの複雑困難さを前にして、農商務官僚も、彼らよりはるかに地域の実態に精通している地方官僚の声を聞く必要から、この諮問案が提示されたと考えられる。この会議での意見をも参考にした案が二年後の国会に提出され、三二年四月、法律九七号として肥料取締法が公布された。

なお、勸業会は、商工部、農業部、山林部の三部で構成されていたようである。⁶⁾

三 農事試験場の設立と「農事試験場長会議」の設置

明治二六年四月、東京府下西ヶ原に勅令第一八号により農商務省農事試験場が設立された。同年六月には大阪、広島、徳島、熊本支場が、七月には宮城、石川支場と、支場が全国六箇所に設置された。二九年には国会で支場増設が建議され、九支場を数えるまでになった。これに先だって、府県農事試験場も、明治二二年の富山県をはじめ、各県で設置されるようになった。こうした中、農商務省では、国立農事試験場を頂点とし、府県農事試験場がそのすそ野を支える「中央主導型の階層的な試験場体制」を作ることを目指して、二七年八月、府県農事試験場規程（訓令）を制定した。⁷⁾ この規程は、設置に際して農商務大臣の許可、府県農事試験場は国立農事試験場の試験成績を参照して試

実験務をおこなうこと、国立農事試験場との協議をふまえた試験項目・方法の決定、などを定めている。この規程をさらに現実に徹底していくために、この場長会議は設けられたものと考えられる。

勸業会と比べると、農事試験場長会議には、次のような特徴がある。まず第一に、その創設が、当然のことながら、農事試験場の設立以後になることである。第二に、委員も、技術者のみで構成される。第三に、したがって、議題も農事試験場とのなんらかの関連をもつものがほとんどである。

ただし、議題については、技術問題や試験場運営問題に終始しているわけではなく、技術問題の社会的関連を追求する立場から、政策との関わりをもつ問題も議論されていることが注目される。史料二―2にあるように、第一回会議で、府県提出議案の七番目に奈良県より「不正肥料ニ対スル府県農事試験場ノ業務如何」が提起され、決議を得ている。奈良県は翌年の第五次勸業会でも、活発な論陣を張っている。史料二―4でも「穀物ノ乾燥ヲ完全」にするため、排水工事、耕地整理の必要性を答申し、史料二―4、6では、商工業の急激な発展に即応していくため、農業の生産効率をあげる必要性が指摘され、そのため農具の改良や牛馬耕の奨励が答申されている。

なお、勸業会は第六次までの開催が確認されているが、それ以降は不明である。それに対して、農事試験場長会議は、数年に一回のペースで継続され、明治四二年四月には第八回が開催されている。勸業会が第六次を最後に開催されなくなったとすると、場長会議のウェイトは、その分だけ高まったと考えられる。また、この二つの会議は、明治二九年こそ四月に連続して開催されたが、それ以降は同年中に開催されることはなかったようである。ただ、第三回場長会議の記録が不明ではっきりしないが、第二回が三四年四月、第四回が三五年四月にそれぞれ開催されていることからすると、その間の三四年四月の可能性が高い。だとすれば、第六次勸業会の直前という時期にあたる。この勸業会には、技師・技手が合計一七名出席しており、四次、五次の会に比べると格段にその比重が高く、同時期に相ついで開催されたと思われる。仮に、この推測が当たっているとすると、第一回を除いてこの時だけが、両者が連続し

て開催されたことになる。

おわりに

日清戦後の政策立案過程において農商務省の管轄する両会議は、生産増殖という大命題を掲げる点で共通するが、勸業会には、農商務省中央の政策立案とのより強い結びつきがあるのに対し、農事試験場長会議は、農事改良を推進していく際の技術的側面に重きが置かれている。もちろん、農事試験場の立場からの政策志向は当然のことであり、提言もなされている。

勸業会再開当初の農商務省の意図は、中央の政策を府県レベルの行政担当者にまで徹底させることにあった。ところが、以上見てきたように、実際には特定のテーマに関し、現場からの意見聴取、状況把握、政策立案への参考意見の提示に、重きがおかれていた。

【註】

- (1) 中村政則「日本資本主義確立期の国家権力」(『歴史学研究』別冊特集「歴史における国家権力と人民闘争」一九七〇年一月)、同「日清『戦後経営』論—天皇制官僚機構の形成—」(『一橋論叢』六四卷五号、一九七〇年一月)、石井寛治「日清戦後経営」(『岩波講座日本歴史』16 近代3)一九七六年)など。最近の研究として原田三喜雄『近代日本と経済発展政策』(東洋経済新報社、二〇〇〇年)がある。

- (2) 通産省『商工政策史』第四巻 重要調査会 一九六一年、商工政策史刊行会

- (3) 農林省編『明治前期勸農事績輯録』上巻、三六四—四一七頁

- (4) 同前『明治前期勸農事績輯録』上巻、四一〇頁
- (5) 中尾敏充「日清『戦後経営』と地方勸業法制」(日本近代法制史研究会『日本近代国家の法構造』木鐸社、一九八三年)一五九頁。もっとも、こうした評価の微妙なズレは、中尾氏の場合、同じ期間中に開かれた勸業会商工部会を対象にしており、筆者は農業部会を対象としていることによる面もある。なお中尾論文には、史料二―一で紹介した金子農商務次官の演説の主要な部分が紹介されている。
- (6) 前掲中尾論文、一六六頁
- (7) 農林水産省農林水産技術会議事務局編『昭和農業技術発達史』第一巻(一九九五年)九二頁、『日本農業発達史』第三巻(中央公論社、一九五四年)五五九―六一頁。

史料

凡例

- 一 掲載にあたって、旧字体は新字体に改め、句読点も適宜補った。
- 二 「コト」「トモ」「トキ」などの合わせ字は、それぞれカタカナに改めた。
- 三 訂正箇所は原文に意味があると判断された以外は、訂正されたものを載せた。
- 四 史料一は主として「総論」(勝部)に関わるもの、二は「特論」(伴野)に関わるものとして区分した。
- 五 少字数の省略は「…」と「……」とし、かなり大きな割愛は「…(中略)…」で示した。
- 六 傍点等は原則的に原文どおりとすることとした。

史料 一

1 「小農組織化」に関する酒匂常明の演説

明治24

〔大日本農会報告〕第一一九号 明治24年6月

○論説

○日本の農業は農家の共同心に依らされは進歩せず則農業諸組合の必要、今日の大患は農家金融の閉塞なり
 則村落融通社の必要第十回大
 集会演説

農学会評議員農学士農芸化学士 酒匂常明

…(中略) …さて是より本論に就き申述へまする、則第一項「日本の農業は、農家の共同心に依らざれば、進歩せず、則農業諸組合の必要」と云ふことを述へまする」此理由を述へまするに就きまして、尤要用なる関係を有して居る者は、農家の規模でありまする、日本国は小農国である、実際小百姓ばかり居る国です、そこで此小農といふ者と、夫から大農即大きな百姓、此両農に就き、何れが進歩して利益あるか、国家経済の為には何れを存するが必要なるかといふことを、第一に述べなければなりません、」

今日農を分ちて小農、中農、大農の三区別に致します…(中略) …西洋に於て立てます大中小農の三区別は、余程容易く出来て居ります、此法は極く見分け易い、此法は先づ農家の主人自らが農業に従事するや、或は己れ一身の外に他人を使ふや、其使ふ人の種類、人数等の見分けをすれば、直に大中小農の区別は付くと思ひます、…(中略) …日本の農業は、今この区別上より論じますれば、凡て小農と申さなければならぬ、何故かならば己れ自身が管理も致しますれば、亦労働も兼ねて居りまする、万事人を使ふ程の余裕がありません、従つて地面も小さいです、故に是等は皆小農であります…(中略) …

扱ス様に農業に就きましては、大中小の区別がありますか、此中何れが一番利益であるか、何れが最進歩せる農業なるやと云ひ、之か判断を下すときは、先づ大農か最進歩したるものと云はなければならぬ、何ぜかならば大農と云ふものは、農業に就き進歩の最進歩したる方法を以て、之か農事を行ひまするからであります、大農は耕作をするにも、新發明の進歩したる效能の多い農具を使ひ、又乳汁を搾るにも、羊の毛を刈るにも、一番改良した器械を用ひます…

(中略) …

斯の如く大農と小農の利益進歩の如何を比較しますれば、何うしても大農の方が進歩もして居るし、利益もあります、さりながら大農には資本が沢山入るから、中々容易なことでは為られませぬ、唯々小農の方は規模が小さいからして、十分土地を愛護し耕作することか出来ません、故に耕すことは能く行き届き、限なく精密に雑草を抜いて、奇麗にす

ることの出来る利益はありまする、併しなから其他の不利に至つては随分多いですから、抑も利不利相償ふことの出来ぬのは論を俟たぬ、故に大農に若かさることは万々でありまする、」さりなから多数の幸福、国家の安寧上より論するときも、大農が優れりやと云は、私の考ては容易に断言はいたし兼ねますが、夫は小農の方が優つて居ることと思ひます、何せかならは大農といふものは、縦令もつとも進歩した農業と云ひましても、僅の人て以て土地を所有して仕舞ふ、已に然うなると多数の人に、農業の職を分かたない、分かたないとすれば多数の人は、農業に従事することか出来ませぬ……而して独り大農か国中に殖えますると、多くの遊民即遊ひ人といふものか沢山増加する、其証拠は外国に著しい例がある、夫は外てはない即英吉利国です、一体彼の国は、昔から大農が多いですか、殊に近來大農か殖えました、其大農か殖えた代りに、遊民が大變殖えました……(中略)……夫故小さい地面を有して居るものは、金を持って居る大農に其地面を併呑される、そこで大農は益々大農となり、小農は益々小農となり、一變して細農となり、再變して遊民となり、終に有名なる倫敦の乞食となりました……抑々今日倫敦に乞食の多いのは、即英国に大農の多い反射です……(中略)……以上論しましたやうに、西洋に於ては大農の国家の利害に対しては不穩であり、今また我國に於ては殖民論まで起つて居る、此際に方つて大農の我日本国に起れかしと論し望むものは、私は国家の為に誤つたる議論であると断言いたします、幾ら大農か進歩したるものでも、土地の少ない人口の多い我日本には適當しない……(中略)……日本に於て、今存在して居る小農を潰して、大農を造らんとするか如き論を立てる者かあらは、此人は、国家の利害を知らざる人と云はなければならぬ、唯單に大農の農業に利益あることにのみ心酔して、国家の為を

図らぬ論の致し方と私は考へます、」……(中略)……

大農は進歩したるものでありまするが、多数の幸福、国家の安寧の為に、小農の優れるに若かすと云ふことは、動かすべからざるものであると云ふことを、私は明言しやうと思ひます、既に小農は国家の為に動かすべからざるものであるとすれば、国家の為に成り立たして置くべきものであると云ふことか確定します……然るに此小農は、農業上の

点に至っては大農に劣るのである、さりながら何か大農に劣らざる方法はなからうか、果して其法ありとせば、夫こそ両全の策であつて、始めて農業も進み、国家も亦大に安寧を保つのである、斯様な方法は、到底得て望むへからざることであるかと云へば、否その法の得られぬでない、即その法は農家の共同心かあらば、屹度得られるて御座ります、故に私は共同心の力を以て、小農を大農に劣らざる様に進歩したものに為し、以て多数の幸福国家安寧の模範国を、即日本といふ土地に設けたいと思ひます、小農をして大農の如く進歩せしむるには、農家の共同心に依るといふ考より、扱こそ今日のやうな演題を掲げ出したので御座ります、」

…其必要を述べるに先たちて、日本従来の小農の弊を申さなければなりません、此弊も共同心に依つて除くことか出来る、已に此弊を除き得れば、始めて共同心の必要なることも、自然と分かつて来ると思ひます、先づ日本従来の小農には、二大弊といふものがあります、其二大弊とは即土地の狭隘なること、土地の散在して居ることとの此二つです…(中略)…先づ第一の害か地縁、畦畔、道路等の為に、無益なる地面を費やします、第二に器械の使用を制限する、大きな地面でありますれば、牛馬にて器械を使用することか出来ませぬか、人の地面と接して区域か小さくありますれば、器械を自由に使用することが出来ませぬ、又監視の事に就ても、方々に散在して居るから、目か見渡せぬ、能く行届かぬ…従つて耕作も粗漏に流れ勝になる、甚不利益です、…今農家に共同心といふものか出来ませぬ、例へは今甲に於て、斯様云々の不便不利益であるから、斯の如くしやうてはないかと云へば、乙に於ても同じ不利益を感じ居るを以て、爾かしやうと云ひ、共同して事をなし、共に利益を得るやうになるてす、斯様にして多数の人か一致すれば、組合を設けることか出来る、例へは土地改良の組合を設けるとすれば、則共同心の結果を以て、相互の利益を考へ、土地の交換分合を行ひ、非常の利益か得られます…(中略)…

尚又政府に一の冀望か御座ります、今日本国内に農会を組織して、郡農会、県農会、中央農会を設立して、政府より年々之に向て、若干の補助金を下附せらるゝ様にいたしたいです、又農会に於ては政府に向つて、農業上の報告を

為し、農業統計表を継続して之に報ひ、又は共進会を設けて、以て農業の奨励進歩を図り、或は農事上の談論に依て、智識開發を企て、以て農会の大益あることを一般の人に知らせたい、然るときは大に共同心を催し、組合を誘ふ助けになるに相違ござりませぬ。(中略) …

扱今日の大患は、農家金融の閉塞で御座ります。(中略) …詰まる処今日は少しも農家に金融がなく、日本全国の資本は欠乏し、金利は高く、全て金融が閉塞して仕舞ひ、更に農家に信用といふものか無い、向うかか金融の立つ方法を求めなければならぬといふことであります、私の心配を弥々確かめて御座ります、以上述べました通り、今日農家の状況は、困難なる有様であります、然るに之を何日までも放擲して置いて、之を救ふ道を立てませぬならば、第一我國の依つて以て成立てる農民が倒れます、農民は倒れて貧益々貧となり、豪農は弥々土地兼併を行ふて、益々豪農となります、果して斯様な場合に立ち至つたならば、種々の弊害は期して起ります、故に今日に於て予め之か策を回らして、以て弊害の防禦を図ることは、亦尤必要なことと信じます」扱その農家を救ふの必要な策とは外ではありませぬ、則金融を能くするにありますが、金融を図るの法に就きましては、又大小の区別があります、大金融といふのは、例へば興業銀行、農業銀行、土地抵当銀行、土地改良銀行、農業金融会社、斯様な風のもので御座ります、……

夫から小金融―此小金融とは、則この演題に掲げました所の、村落融通社の如きものです、今この村落融通社に就いての成立を弁しまする」此村落融通社といふものは、私は我日本に於て之を發見し得たのではない、外国の例を取りますので、今より四十年許り前、外国に於きましても農家に金融の、非常に閉塞したことか御座りました……此際の方りをライプアイゼン、及びシュルツェといふ人かありまして、金融の閉塞を憂ひ、之を予防し之を除くことを研究し、終に發明いたしました……そこで此二氏の論は盛に行はれて居りますか、何れか宜しいかといふ点に至りましては、各議論があります、さりながら今日の輿論は、ライプアイゼン氏の法は農民に適し、シュルツェ氏の法

は職工に適するといふのか、與論に決して居りまする、私は勿論農業に取りては、ライフアイゼン氏の方法を以て適當と思ひまする…(以下略) …

2 農事改良に関する品川弥二郎宛意見書

明治24・7

(国立国会図書館憲政資料室蔵、品川弥二郎文書一四八)

〔^(後筆)長井新吉ヨリ請取候也〕

農事改良ノ卑見

…(前略)…本邦ノ農民ハ時勢變遷ニ從ヒ内國ノ市場ハ勿論海外ノ情況ヲ熟察シ、旧来ノ農業法ヲ取捨シ長ヲ保チ短ヲ補ヒ、之レカ改進發達ヲ図リ生産費ヲ節減シ、善良且ツ廉価ニシテ能ク世上ノ需要ニ応スヘキ物産ヲ蓄殖シ、以テ國家ノ幸福ヲ永続保持スルノ案ヲ講スヘキ時機ニ遭遇セリ、然ルニ悲哉、旧来本邦ノ農業ハ専ラ細民ヲシテ之ニ従事セシメ、曾テ教育ヲ加ヘシ事ナク智識ト資力トヲ兼有スル農民殆ト絶無ニ近キノ際、慣習ノ根ニ托スル抜クヘカラサルニヤ依然其細民ニ托シ、農民中少シク智識ヲ存シ地方ニ於テ豪農ト称シ、上流ニ位シ名望資産ヲ保チ、其地方ノ事ヲ代表スル資格ヲ有シ經濟的ノ思想ハアリナカラ旧習ニ墨守シ、大概名ニ農家ノ字ヲ冠スルモ其実農業ニ従事セス、單ニ自己ノ所有地ヲ細民ニ分貸シ其地ノ肥瘠如何ヲモ察セス、甚シキニ至リテハ己カ所有地ノ境界ヲ知ラス、尚其甚シキニ至リテハ其地ヲ貸与セシ小作労働者スラ十分覚知セサルモノアリテ、農産ノコトハ無智無学ナル小作労働者ニ放任シ毫モ之ヲ心頭ニ置クモノナク、目前ノ小利ニ迷ヒテ自己ノ所有地ハ恰モ公債・株券ニ於ケルカ如ク其利子即チ小作米ノ定額ヲ収納スルヲ以テ家法トシ、年ノ豊凶ト小作者ノ劳逸ハ敢テ念ヲ懸ケス、偏ニ小作米ノ欠損ナキヲ以テ地主各家ノ手柄トスルカ如キ有様ナルノミナラス、甚シキニ至リテハ己レ農家ニ生レ多少文明ノ学ニ志シタルモノノ

如キハ、口ニ権利義務・自由民権ナトヲ唱ヘナカラ己カ家産衣食ハ悉ク祖先伝来ノ農業ヨリ生シタルヲモ省ミス、人ニ対シテ自ラ農家タルヲ告知スルヲ耻ルノ傾キアリテ、曾テ田園ヲ愛護スルノ年慮ナク又小作労働者ヲ撫育スルノ精神ニ乏シク、収穫スルニハ播種セサルヘカラス、蒔カサル種ハ生育セスト云原則ヲ放棄セシモノニ以タリ、小作労働者ニ於テハ素ヨリ人ノ土地ヲ以テ勞力ヲ惜マス日夜汲々トシテ農業ニ刻苦シ僅ニ糊口ヲナスニ過キサレハ、土地ノ肥瘠ヲ厭ハス、種類ノ良否ヲ選ハス、肥料ノ可否ヲ問ハス、単ニ収量ノ多キヲ貪ルヨリ、沃地ト雖漸次瘠薄トナリ、肥料ノ如キハ地方ニ因リ旧藩政ノ頃ニハ禁制シタル所ノ石灰ヲ多量ニ施シ、甚シキニ至リテハ石灰層ヲナシ遂ニ土地凝結シテ作物ノ生セサルニ至ラシメ、尚甚シキニ至リテハ其凝結シタル上層ヲ掘起シ畔畦或ハ路上ニ持チ出シ、更ニ多量ノ石灰ヲ投シテ耕作ヲナスアリ、或ハ又豊熟セシ稲ヲ収穫スルニ際シ、態々水浸ニシテ後チ適當ノ度ニ干燥シ之ヲ蒸スト称シ堆積シ、然ル後チ調製シ以テ収米ノ榘目ヲ増加スル等ノ狀況ニテ、進テ改良ヲナスノ理アラシヤ以上ノ如ク田畑ヲ所有セサルモノ農業ニ従事シ、田畑ヲ所有スルモノ農業ニ従事セサルハ是レ農ノ本原ニ背ル百姓ト云ハサルヘカラス、夫レ然リ、然ラハ土地ヲ所有セサルモノ農業ニ従事スルト雖百姓ニアラス、土地ヲ所有セルモノ農業ニ従事セサルハ是レ亦百姓ニアラサルヘシ、好シ永代小作人ト雖元ト是レ他人ノ地所ナレハ、其培養スル永遠ヲ期シテ經濟ノ原則ニ拠ル違アラス、何セナレハ動モスレハ小作ヲ引上ケラルム恐レアレハナリ、況ンヤ一時ノ小作人ニ於テヲヤ、地主ハ唯取ル是レ利トシ、小作人ハ只得ル是レ利トスルノ実況ニテ、畢竟共倒ニ陥ラサルヲ得サルノ結果ヲ来シ、農家ハ年ヲ累ネ疲弊困阨ノ実ヲ表スルナラン、此弊習タルヤ農業ノ進歩發達ヲ妨害スルノミナラス、一年作物ヲ粗悪ニ至ラシメ戦々競々トシテ薄氷ヲ踏ムカ如キ有様ニ至ラシメタル罪ハ畢竟地主其人ニ歸着セサランヤ、

：（中略）：

実業ヲ執ル中等以下ニ位スル農家ニアリテハ、却テ改良ノ念ナキニアラスト雖素ト智識ト資力トニ乏シキ細民ナレハ、世運ヲ見聞スルノ智力ナク且ツ共同心ニ乏シキヨリ、農業ノ改良ハ単ニ自己ノ技術ヲ精巧ナラシムルニ過キサルモノ

トシ専ラ技術上ニノミ着目スルヨリ、仮令技術ノ精巧ヲ究メ漸々良質ノ作物ヲ得ルモノ往々ナキニアラスト雖、他ノ大地主及之ニ隸スル小作勞働者ニ於テ豪モ此点ニ意志ナキカ如キ有様ニテ、其大勢ニ抑使セラレ遂ニ其範圍ヲ擡ツルコト能ハス、為ニ費用ヲ嵩ミ收穫物ハ高価ニ販売スルヲ得ス、却テ不經濟ヲ感シ精巧ノ技術ハ持ナカラ共ニ粗惡ノモノヲ產出スルノ傾アリ、猶之ヲ細言スレハ茲ニ老町歩内外ノ田地ヲ所持セル農家ニシテ、十分ノ技術ヲ揮ヒ天下無双ノ米ヲ作り、之ヲ大博覽會ニ出品シ第一等ノ名譽ヲ得テ實ニ天下ニ誇ルト雖、其所得米ハ僅カニ二三十石ニシテ家内一族ノ食料ヲ扣除スレハ、売却スヘキモノハ僅々十石内外ニモ足ラスシテ、之ヲ問屋ニ売却スレハ其價格ハ必ス普通ノ米価ニ倍セント自ラ信セシモ、豈料ランヤ問屋ハ之ヲ高価ニ購求セス、却テ他ノ大地主ヨリ出ス所ノ劣惡米ト雖五百石乃至千石ト揃ヒタルモノヲ好ミ、其品質優等ナルモ少数ノモノハ問屋ニ於テ却テ手数ヲ要シ利益ナキヲ以テ、其取扱ヒヲ好マサレハ、仮令技術ニ精巧ヲ究メ良肥ヲ施シ品質佳良ノモノヲ收穫スルモ其功ヲ奏セサルカ故ニ、寧ロ口手數ヲ省キ肥料ヲ減シ品質ノ良否ヲ問ハス單ニ収量ノ多キモノヲ栽培スルノ優レルヲ悟リ、竟ニ收穫調製ノ法ニ至ルマテ自然注意セスシテ粗惡米ヲ產出スルニ至リタル景況ナリ……而シテ時勢ノ變遷ニ從ヒ自然生計ノ度ハ上進シ、歳出ハ知ラス識ラス漸次増加スルモ、歳入ニ至リテハ從來ト異ナルコトナキノミナラス動モスレハ減少セシ傾アリテ收支均等ナラス、之レカ為近來小農ハ倍々貧弱トナリ竟ニ所有ノ田園ヲ失フモノ往々コレアリ、而シテ其小農ノ失ヒン田園ハ漸々豪農ノ所有トナルノ傾向アルハ掩フヘカラサル事實ナリ……(中略)……

近來世間ニ農業改良論紛々トシテ起リ、或ハ之ヲ新聞雜誌ニ訴ヘ、或ハ之ヲ勞シテ東奔西走シ、口ヲ酸クシテ改良ノ必要ヲ説クモノアリト雖、其説ク所ヲ見聞スルニ或ハ躬自ラ耕耜ヲ握ラサル局外者ニシテ、從來耕作ニ関係ナク又前途身ヲ耕作ニ委ネ始終此業ノ改良ヲ図ルモノ稀ニシテ、是等ハ未タ實際良否ヲ認定セサル泰西ノ方法ヲ其儘翻譯のニ奨励シ、理論上ノ成績善美ナルモ實際收支相償ハサルカ如キ、言ヘクシテ行フヘカラサル所謂理ニ走りテ利ヲ失フカ、或ハ又小農家ノ一家言ニ均シキ技術的ノ改良ヲ以テ漫ニ農業全般ノ改良ト混同誤解シテ勸奨ヲ試ミルカニ止リ實際ニ

恰当スルモノ少ナシ、単ニ奇抜ノ論ヲ吐キ快活ノ説ヲ唱フルモノナキニアラスト雖、目下ノ農況ナルヨリ筆舌ノ力是レ亦到底実地ノ改良ヲ促スニ足ラサルナリ

顧フニ我國農業ノ振ハサル斯ノ如シ、之レ固ヨリ一朝一夕ノ故ニアラスト雖、其最大原因ハ既ニ述ルカ如ク農家ニ於テ自己ノ本分ヲ尽サムル是ナリ、今日ノ如キ農家自己ノ所有地ヲ貸付スルニ安シシ、之ヲ以テ己カ經紀トナスニ於テ農業ノ衰頹ヲ来サムレハ僥倖之レヨリ大ナルハナシ、何ソ進歩發達ヲ望ムヘケンヤ

凡ソ、農業改良進歩ヲ図ルハ、農家分内ノ事ニシテ、地主宜シク進ンテ之ニ任スベシ、何ソ之ヲ他ニ望ムヘケンヤ、故ニ地方ニ於テ多少智識ヲ有シ名望資産ヲ保ツ所ノ地主ニ於テ一朝精神ヲ揮擲シ、奮然トシテ諸般ノ改良ニ従事セハ經濟ニ適スル農業ノ組織ニ改良シ、生産物ノ改良蕃殖ヲ図リ增收加益ヲ生スルコト何ソ難キコト之レアラン、而シテ若シ其地方ニ於テ威望ト信用トヲ有スル地主ニシテ改良ノ端緒ヲ開キ、新利一タヒ起ラハ假令無智ノ細農トイヘトモ相競フテ之ニ倣ヒ一農ヨリ漸次延テ全国ニ及フヘシ、爰ニ於テ始テ信用ノ心ヲ生シ共同ヲ以テ必要ナル諸組合ヲ組織スルニ至リ、併テ農家ノ金融ヲ自由ナラシメ、農業上ノ一面目ヲ改ムルコト期シテ待ツヘシ：（中略）：

熟々考察スルニ、慣習ヲ改ムルコトハ人情ノ難スル所ニシテ、殊ニ農家ハ概シテ容易ニ他ニ移ラサルモノナレトモ、又之ニ反シテ一タヒ信用ヲ博セハ之ニ服従スルモ亦容易ナルヲ常トス、而シテ如何ニ頑陋ナル農家ト雖現時農業ノ衰頹ヲ感セサルモノナク、利益ヲ求ムルニ躊躇スルニアラサレハ何ソ農業ノ改良ヲ図リ利益ヲ得ルヲ拒ムノ理アラン、然レトモ今ヤ農業改良ノ論世ニ喧シト雖未タ實際利益ノ標本ヲ示シタルヲ聞カサルハミナラス、却テ往々失敗ノ結果耳朶ニ接スルカ如キ狀況ナルニヨリ、假令多少ノ智識ヲ存シ經濟的ノ思想ヲ有スル豪家ト雖、未タ農業上ノ教育ヲ受ケタルコトナク又經驗モナキニヨリ、農業ノ衰頹ハ感スルモ何ニ適從シテ改良ノ方針ヲ定メンヤト失路半ニシテ、改良ヲ試ミルニ躊躇シ、依然旧慣ニ固守シ目下鮮少ノ利ヲ得ルニ汲々シテ、中ニハ苛酷ノ所置ヲナシテ漸ク小作米ノ欠損ナキヲ謀ルカ如シ、是レ亦已ムヲ得サル事情ニシテ深ク責ムルノ理アランヤ

蓋シ農業ノ位地ヲ改良シ目下ノ困難ヲ脱スルハ固ヨリ農家分内ノ事ナレハ、農民ノ進取力如何ニ依ルモノ多クシテ、法律規則ノ力ニ依リ悉ク之ヲ除却シ得ヘキモノニアラスト雖、政府ニ於テ農民ヲ補助奨励スヘキモノ亦少ナカラス、故ニ其尽スヘキ任ヤ重シト云フヘシ、其最急切ニ必要ヲ感スルハ、政府ニ於テ農業教育ヲ布設シ之ヲ鞏固ニシ起業及改良ノ精神ヲ振起發達セシムルヲ務メ、且ツ農産物ノ生産費ヲ減シ其産額ヲ増シ産物ノ品質ヲ良好ナラシメ、以テ目下ノ困難ヲ除却スルノ方法ヲ農民ニ教フルコト是ナリ

政府ハ夙ニ茲ニ注意シ幾多ノ金円ヲ投シ、或ハ農科大学ヲ興シテ有為ノ士ヲ養成シ、或ハ実業ヲ發達セシムル為ニ往々地方農学校ヲ設ケ、且ツ各府県ニ概ネ農事試験場ヲ置カサルナク、或ハ又巡回教授ノ法ヲ布キテ有為ノ士ニ巡回講話セシムルノミナラス、其他直接間接ニ奨励保護ノ道已ニ百方施サムルコトナクシテ、今日既ニ幾分カ実功ヲ奏シ一二局部ニ於テハ稍々面目ヲ改メタルモノアリ、又間接ニ改良ノ注意ヲ惹キ起シタルモノナキニアラスシテ、他日其結果ノ顯ハルムモノアルヘク、農業ノコトハ素ヨリ他ノ事業ノ如ク發達ノ跡顯著ナラサルモノナレハ、容易ニ数字等ヲ以テ枚挙スル能ハサルハ勿論ナリト雖、其設置タル或ハ緩急順序ヲ失スルアリ、或ハ人ト物トノ整備ヲ欠キ常ニ目的主旨浮動シテ鞏固ナラサル為メ、十分実効ヲ奏セサル憾ナントセサルナリ

我国農業ノ状況前陳ノ如シ、之レカ改良ヲ図ルハ至難ノ問題ナレトモ、若シ今政府ニ於テ目的ヲ鞏固ニシ大地主ヲシテ起業及改良ノ精神ヲ惹キ起シ、漸次農業組織ヲ改良セシムルノ方針ヲ取り、徐々ニ歩ヲ進ムルニアラスシテ永ク今日ノ有様ヲ以テスルトキハ、農家ノ困難ハ到底脱セサルノミナラス、政府歳入ノ源泉ヲ減絶スルニ至ルヘシ、今之ヲ実施スルハ、第一各府県ニ農學專修シタル有為ノ人士ヲ擧ケテ之ヲ用ヒ、漸次高等ノ位地ヲ占有セシメ勸業ノ事務ヲ担任セシメ、管下ノ風土・民情・物産發達ノ模様及其盛衰等ヲ十分ニ調査セシメ、其狀況ニ從ヒ適合ヲ計リ、以テ奨励ノ道ヲ講求実行スルニアラサレハ著大ノ効ヲ見ルコト難シ、而シテ其農務官ニ高等ノ位地ヲ占有セシムルハ管下人民ニ勸業事業ノ重キヲ示シ且政府ニ信用ヲ得ルカ為ナリ、何トナレハ現ニ地方官又ハ郡衙等ニ於テ重役中勸業ニ志シ

厚ケレハ管下ノ人心概シテ之ニ重キヲ置キ、又土木ニ志シ厚ケレハ又之ニ志サス等ノ事情ナキニアラス、故ニ専門ノ学ヲ修メタル有為ノ士ヲ採用シ之ニ重キヲ置クノ必要ヲ感スル所以ナリ、而シテ第二ニハ巡回教授ノ制ヲ改メ之ヲ擴張シ、各府県ニ巡回教師ヲ存在セシメ、其地ノ風土・民情・物産ノ発達盛衰等ノ狀況ヲ觀察セシメ改良スヘキ要點ヲ充分講究セシメ、且ツ從來ノ如キ一場ノ講話ヲ止メ、其地方適當ノ場所ヲ選ヒ篤志ノ大地主ニ協議シ民有地ニ付テ実地模範場ヲ設ケ、旧慣法ト比較栽培ヲナサシメ其実績ヲ以テ農家ニ其利害得失ヲ講談セシムルニアリ、此法ヲ以テ勧誘スル時ハ、如何ナル頑愚ノ農民ト雖モ事実ノ証拠ニ服從シテ改良ノ精神ヲ振起スルニ至ルヘシ、況ンヤ普通農家ヲヤ、斯ノ如キ実着ノ順序方法ニ因リ改良ヲ促ストキハ、漸次歩ヲ進メ竟ニ学理的試験研究所及地方農学校等ノ必要ヲ感スヘシ、進度爰ニ達セハ公共ノ事業自カラ発達シ、政府ノ勧誘ヲ俟タスシテ農業上ノ一面目ヲ改ムルニ至ルハ之ヲ泰西ニ徴シ明白ナリ……故ニ政府ニ於テ方針目的ヲ鞏固ニシ速ニ此方法順序ヲ以テ実施シ、利益ノ標本ヲ農家ニ示シ、霧中ニ失路シ方針定ラス目前ノ小利ヲ得ルニ汲々タル農民ヲ晴天白日ノ大道ニ勧誘シテ、國家經濟ノ支柱タル農業ノ改良発達ヲ図リ、国利ヲ増殖セシメンコト偏ニ希望ニタヘサルナリ

明治廿四年七月

3 大蔵省「農業銀行法案」への批判

明治27カ

(国立国会図書館憲政資料室蔵、品川弥二郎文書一三四一)

農業銀行法ニ対スル疑問

一、農業銀行ハ主トシテ中以下ノ農家ヲ救護スルヲ目的トスト云フ、然レトモ能ク其希望ヲ達シ得ヘキヤ否

説明

一、農耕者ハ其放下スル資本ニ対シテ相当ノ報酬ヲ受クヘキノ理ナレトモ、我農家ハ其労働ニ対シ辛フシテ低廉ナル賃金ヲ受クルニ過キササルノ状態ニ生活シ、其放下セル資本ハ僅ニ自己ノ勞力ヲ利用シ得ルノ一手段ニ過キス、而シテ若シ資本ニ対シ幾分ノ金利ヲ見積ルトキハ自己ノ受クル労働賃金額ハ更ニ低下シ、到底其労働ニ価値スル報酬ヲ得ス

二、本邦農業ノ現状ハ夫レ斯ノ如ク、加フルニ中以下ノ農家ハ經濟ノ思想ニ乏シキヲ以テ此輩ニ金融ノ便ヲ与フルハ恰モ此種族ノ滅亡ヲ幫助スルニ外ナラサルノ異觀ヲ呈セン

二、農家ニ於テ資金ヲ要スルノ事項ハ、農務局ノ調査ニ依レハ其大部分ハ(一)肥料ノ購入及臨時雇入人夫ノ賃金支払及(二)土地ノ購入、(三)租税納期又ハ盆暮ニ方リ生計上ノ必要ヨリ金員ヲ要スルニアリ、而シテ旧來ノ負債モ亦此三因ヨリ生シタルニ外ナラサルカ如シ、而シテ第二因ヲ除クノ外土地改良其他長期償還法ヲ必要トスル事業ニ注入セル資金ニ対シテ、金融ヲ計ラサル可ラサルカ如キ必要ヲ感セサルカ如シ

説明

一、肥料及臨時ノ人夫賃金ノ如キハ、農業資本中流通資本ニ属スルモノニシテ、概テ半ヶ年間ニ一回ノ運轉ヲ見ルヘキモノヶ年ヲ越ユルコト稀ナリ、此ノ如キ性質ノ資本ニ対シテハ、畜ニ長期償還ノ余裕ヲ与フルノ必要ナキノミナラス、斯ル償還法ハ反テ經濟思想ノ薄弱ナル農業社会ヲ害フコトアリ

一、又土地ノ購入ニ要スル資金ニ対シ融通ヲ計ルハ、土地所有ヲ熟望スル小農ニ対シテ利便ヲ与フルカ如シト雖モ、亦大地主輩モ共ニ此利便ニ浴シ反テ土地兼併ノ幣ヲ生スルナントセス、此金融ノ利害得失ハ容易ニ判断シ得ヘカラスト雖モ、苟モスレハ地主種族ノ膨大ヲ見ルノ虞アルニ庶幾シ

一、亦租税納期其他生計上ニ必要ナル所謂不生産的金員ノ融通ハ、農業銀行ニ於テ許可セサルヲ以テ、此ノ使途ニ供スルノ資金ハ依然トシテ地方金貸業者ニ仰クナルヘシ

三、土地ヲ基トスル金融法ハ、土地抵当ヨリハ寧ロ土地質入ノ方農家ノ為メ安全ナリ、政府ニ於テ土地抵当法ヲ奨励セハ質入法ハ漸ク其跡ヲ絶ツニ至ラサルカ

説明

一、維新前ニ於テハ土地ヲ基トセル金融法ハ土地質入ニ限リタルモノナリ、土地質入トハ土地ヲ債権者ニ担保トナシ資金ヲ借入レ、質入期間ニハ債権者ハ単ニ其土地ヨリ収益ヲ図ルニ過キスシテ別ニ利息ヲ徴収セス、此方法ハ昨今地方農家間ニ漸ク復活スルノ傾向アリ

四、農産物ノ売買ヨリ生スル為替手形ノ割引及農産物ノ荷為替ハ、多少間接ニ農家ヲ益スルナルヘシト雖モ、特典ノ保護アル此農業銀行ノ事業中ニ入ルノ必要ナキニアラスヤ

説明

一、中以下ノ農家ハ概ネ一町歩内外ノ地ヲ耕スノ種族ナルカ故ニ、此等戸々ノ生産スル物産ハ僅少ノ量額タルニ過キス、従テ為替手形又ハ荷為替ノ如キ商業施設ヲ利用スルコトナシ、此等ノ施設ハ孰レモ商業者ニ限り必要ヲ感スルニ過キス

五、二十人以上ノ連帯責任ニ対シ無抵当貸付ヲ許シ、以テ無資産ノ小作農ヲ保護セラレントスルハ極メテ同意ヲ表スル所ナリト雖モ、若シ彼輩ニ於テ銀行利用ノ法ヲ設ルトキハ、一方ニ於テハ銀行ヲ危厄ニ陥ラシメ、他方ニ於テハ農家ノ信用ヲ壞リ、遂ニ救フ能ハサルノ恐慌ヲ顯出スルナキヲ得ンヤ、之レニ対スル意見如何

説明

一、大藏省ノ意ハ此方法ニ依リ小作人ヲ救護セラレント欲スルナランモ、一步ヲ誤マレハ反テ小作人ヲ非常ノ苦境ニ陥ルコトアリ、而シテ實際ニ於テハ十中八九ハ必ラス其目的通りニ金ヲ使フ事ヲ為サムルハ普通見ル所ニシテ、連帯責任ノ金融ニ於ケル実情ヲ以テ詳ニスルヲ得ヘシ、豈危険ノ至ナラスヤ

六、開墾排水灌溉及土地改良ニ係ル事業ハ時ニ成功セルノ例ナキニアラスト雖モ、之ヲ概言スレハ殆ント損失ニ帰スト云フモ敢テ過言ニアラサルヘシ、斯ル事業ニ対シテ貸出シテ許可スルトキハ其事業ノ有利ナルヤ否、即チ貸付金ニ対シ債務ヲ果タシ得ルヤハ如何ニシテ鑑査セラルムヤ、又ハ銀行ハ事業ニ対シテハ一切責任ヲ負ハサルヤ如何

説明

一、本項ノ如キハ中以下ノ農家ヲ利スルコトナク、時ニ反テ地主輩ヲシテ資産ヲ失ハシムル媒介ヲナスノ虞アリ、若シ夫レ開墾排水等ニ関シテ資本ヲ放下スルノ利否ヲ究メント欲セハ、從來ノ実例ニ照シテ明ナリ、特ニ此開墾ヲ以テ八歩以上ノ利益ヲ得ンコトハ万望ムヘカラサルニ於テオヤ

七、作道、建物、農具、獸畜ノ類ハ所謂農家ノ固定資本ニ属シ、只間接ニ生産ヲ幫助スルノ作用ヲ為スニ過キス、故ニ此種資本ノ節減ハ農家經濟ノ大眼目ノ一タリ、即チ僅ニ労働ニ対スルノ報酬ヲ以テ生活スル本邦農家ニ、固定資本ノ放下ヲ容易ナラシムルノ必要ナキカ如シ、如何

説明

一、農業経営上ノ理論ニ依レハ、其業ノ規模ノ大小ニ拘ラス固定資本ノ放下ハ容易ニ行フヲ許サス、蓋シ農業ナルモノハ工業ト反シ、其収益ノ多少ハ主トシテ土地生産力ノ厚薄ニ存シ、資本ノ働作ニ由ルコト少シ

八、種苗・肥料其ノ他農業用原料ノ購入ニ対シテモ、農業銀行ハ金融ヲ与フルノ組織ナレトモ、此種ノ資本ハ所謂流通資本ニ属シ一ヶ年ニ一回乃至二回ノ運転ヲ為スヲ得ヘキニ付、此等ニ対シテ長期償還法ノ金融ヲ必要トスルコトナシ

説明

一、本邦中以下ノ農家ハ至テ經濟ノ理ニ暗ラク、且其収ムル所ノ作得ハ辛フシテ一家ノ生計ヲ営ムニ過キサルコト多キヲ以テ、流通資本ニ対スル貸付金ノ如キハ必ス其運転ノ復基ニ際シ直ニ返却セシメサレハ反テ之ヲ濫費シ、

他日之カ償却ニ困シムコトナシトセス、而シテヨシ今日ノ状況農家中肥料代借入レノ為メニ困ムモノアリトナスモ、コハ資本ノ利用ノ法ヲ誤マルニ因ルモノニシテ、決シテ長期償還金融機関ノ絶無ニ由ルモノニアラス

九、貸付額ノ査定ハ如何ニシテ行ハルヤ

説明

一、農業銀行ノ希望ハ中以下ノ農家ヲ救護スルニアルヲ以テ、此種族ニシテ銀行ノ援ヲ籍ラント欲スルトキハ銀行ハ歎ンテ之ニ応スルナルヘシ、然ルニ例ヘハ此種族ノ農民銀行ヨリ三十里以外ノ地ニ於テ、一反歩ノ耕地ヲ抵当トシテ三十円ノ借用ヲ申込ムトキハ、銀行ハ特ニ評価員ヲ派遣シテ一々貸付額ヲ査定スルヤ否、若シ斯ル手段ヲ以テ貸付ヲ行フニ当リ之カ費用ヲ銀行ノ負担トナストキハ莫大ナル経費ヲ要スヘク、而シテ若シ之ニ反シ此費用ヲ借受人ノ負担トナストキハ、農民ハ其借受スル三十円ニ対シ十円内外ノ費用ヲ負担セサル可ラス、是レ決シテ行ハルヘキ事ニアラス、故ニ實際ニ於テハ農業銀行ハ僅ニ其所在地附近ノ地ニ対シテノミ利便ヲ与フルニ過キサ

十、抵当地ノ収益額ハ如何ニシテ定ムルヤ

説明

一、凡ソ農家経済ニ係ル諸般ノ調査事項中、収益調査程困難ナルモノナシ、而シテ若シ之ヲ近時ノ学理ニ徴シテ行ハンカ農家ハ収益アルコト殆ト稀ナリ、然ルニ銀行ハ尚ホ法案第十二条ニ依リ之ヲ行ハサルヘカラス

十一、貸付ノ目的ニ反シテ貸付金ヲ使用スルト否トハ銀行ニ於テ監督セサルヘカラス、銀行ハ能ク之ヲ行フヲ得ヘキ

ヤ

説明

一、甚タ疑ハシ

十二、債券ハ為替券ト異ナルナキカ如シ、如何

説明

一、法案ニ依レハ、農業銀行ハ土地抵当貸付金総額以内ニ於テ債券ヲ発シ得ト雖モ、此債券ヲ所有スル債権者ニ對シテ銀行破産ノ場合ニ於テ先取ノ特權ヲ付シアラサルヲ以テ、是レ恰モ銀行ヘ預金ヲ有スル一般債権者ト毫モ其權利ニ於テ異ナルナシ、故ニ法案条文上ヨリ觀察スレハ間接ニ土地ノ抵当ヲ受ケ極メテ安全ナルカ如シト雖モ、他日恐慌ヲ來タストキハ其社会ヲ苦シムルコト甚シキモノアラシ、是レ外國ノ実例ヲ以テ明ナリ

十三、農業銀行ハ地方金貸業者ヲ廢絶スルノ効ナキカ如シ、如何

説明 其理由トスル所、左ノ如シ

一、第二問説明中ニ掲ケタル不生産の資金ハ銀行ニ於テ貸出サムルヲ以テ、此等ノ資金ハ地方金貸業者ニ仰クナルヘシ

一、第九問説明中ニ述ヘタル如ク、銀行ハ其所在地ヨリ遠隔セル地方ニ對シテハ貸出シ困難ナリ

一、貸付金額ハ地方金貸業者ニ於テ貸出ス金額ノ以下ニアリ

一、銀行ハ地方金貸業者ニ比スレハ營業法複雑ナルカ故ニ、農民ハ斯ル手数ヲ嫌フコト

一、金貸業者殊ニ高利貸ハ甘言ヲ以テ農民ヲ誘フ

十四、抵当引上ケノ結果トシテ土地兼併ノ弊ヲ生スルコトアラシ、之ニ對スル処置如何

説明

一、農業銀行ニ於ケル貸付ノ目的トスル事業ハ、前ニ陳述セル如ク利益ヲ生スルコト稀ニシテ、殊ニ開墾其他土地改良ニ放下セル資金ニ於テ然リトス、若シ此等ノ事業ニ對シテ貸出セル資金ノ償還予期ノ契約ニ戻ルトキハ、銀行ハ抵当地ヲ引上ケ之ヲ公売ニ付セサルヘカラス、而シテ此公売ノ結果ハ自然ニ大地主ノ顯出ヲ見ルニ至ラン、

是レ豈大蔵省ノ希望スル所ナランヤ

十五、現時ノ地方状況ニ依レハ敢テ農業銀行ノ設立ヲ急務トセサルカ如シ、如何

説明

一、農業銀行設置ノ議ハ明治廿三年頃農家金融必迫ノ際ニ起レルモノニシテ、其当時ハ極メテ有要ナルコトナリシ
モ今ヤ其必要ヲ感スルコト少シ、然ルニ調査熟議ヲ遂ケサル本法案ヲ出スハ早計ニ失スルノ憾アリ

以上述ヘタル本局ノ疑問ノ不幸ニシテ其當ヲ得タルトキハ、銀行ハ早晚破産ノ慘状ヲ呈シ經濟社会ニ一大恐慌ヲ来ス
ナルヘシ、故ニ本局ノ見ル所ヲ以テスレハ、昨日大蔵省ノ説明委員ヨリ聞ク所ノ事由ニ於テハ、未タ本法ノ必要ヲ認
ムルコト能ハス

4 第一三議會後における農商務大臣（曾爾荒助）の演説

明治32・4

『大日本農會報』二二二号 明治三二・五

○農商務省の諮問会

農商務省にては去月廿一日各地方官を同省に召集し、曾爾農相は藤田次官以下を従へて臨場、別項の演説をなし、夫
より藤田次官会長席に就き、諮問第一農會に関する規定勅令案、第二府県農事試験場国庫補助の方法、第三肥料取締
施行法、第四耕地整理法、実施法、第五狩猟法の改正、第六工場法制定、第七国有林野法施行、第八森林資金特別会
計法、第九水族保護と漁業者間の関係等の議に移り、和田、牧、原各局長孰れも地方官の質問に答弁し、散會を告げ
たり、因に農會法案に関する意見は各地方官の在京中に、府県農事試験場国庫補助法案は本月十五日迄に、其他は七
月中旬迄に意見書を提出する筈なりといふ

○農商務大臣の演説

本日諸君の來集を煩したるは、第十三議會の協賛を経て今や將に施行せられんとする各種法律並に之に關聯する各種の規定及之を実施する方法等に付、諸君の意見を諮ひ以て本省施政の参考に資せんとするの趣旨に外ならず

第十三議會を通過したる法律の重なるものは、農事に在りては農會法案、耕地整理法、府県農事試験場國庫補助法案、肥料取締法等にして、山林に關しては国有林野法及国有林野下戻法等とす、農會法は未だ公布せられずと雖も其規定は極めて大綱に止まり農會に補助すべき金額に關する規定殆んど其大部を占め、農會其ものに關するの規定は都て勅令其他の命令に譲れり、依て別冊勅令案及其他の要項に關する規定を起草せり、惟ふに農會は本法農業の改良を促進するの重要機関にして各地方經濟の利害尤も重大の關係を有するものなるを以て、諸君に於ても深く其振作に留意せられんことを望む、特に農會に關し一言すべきは從來各地農會の組織を見るに、或は其加入を強制するものあり、或は加入を自由に委するものあり、又或は其表面強制ならざるが如くにして其実強制の趣意を含むものありて、彼此區別一ならずと雖も、此の如き団体をして真に實際の効果を奏せしめんと欲せば最も組合員各自の融合一致を要し、常に其自由意志の發動に賴て事業を挙げしむるを期せざる可らざるものにして、徒に強制制度を以て其組織の表面を粉飾するも能く其実益を挙ぐることに至難なるは從來に於て々見る所なり、是を以て議會に於ても亦此趣意を弁明し、即ち農會法案に大修正を加て全く強制の部分を削り從て別冊勅令案も亦其趣意に依て起草したり、故に諸君も亦是意を体し農會をして其自由の發動に由て真正の發達を遂げしむるの方針を以て誘掖提撕せられんことを望む。(以下略)

（国会図書館蔵、明治三十八年「第五回道府県農事試験場長農事巡回教師農事講習所長協議会決議要録」）

清浦農商務大臣訓示ノ要旨

此度各府県農事試験場長並農事巡回教師諸君カ本省ニ会シテ協議会ヲ開カルムニ際シ、親シク諸君ニ接シテ意見ヲ述
へ、又諸君ノ談話ヲ聞クコトハ、余ノ最モ喜フ処ナリ

農事改良ノ一時モ忽ニスヘカラサルハ今更喋々ヲ要セス、然ルニ農民ハ保守的ナルカ故ニ、改良法ヲ普及セシムルコ
ト甚困難ナリ、本大臣昨年十四項ヲ掲ケテ各府県ノ農会ニ其実行ヲ諭達セリ、其項目ノ多分ハ農事試験場ノ試験成績
ニ依リ極メテ利益アルコトヲ確認シテ斯ル諭達ニ及ヘルコトナレハ、諸君モ実行ニ就テハ其責ヲ分タルモ義務アルモ
ノト思フ、宜シク新智識ト保守思想トヲ円満ニ調和セシメテ改良ノ普及ニ努メラレンコトヲ望ム、既ニ世間ノ或方面
ニ於テハ斯ル有益ナル事項ハ諭達ニ止メス強制的ニセハ良果ヲ収メ得ント論スル人モアリ、然シ之ニ就テハ尚講究ヲ
要スルコトトモ思フ、要スルニ新智識ト保守思想トヲ調和セシムルコトニ就テハ一層諸君ノ尽力ヲ望ム

農産ノ国家経済ニ於ケル重大ナル関係ニ就テハ更ニ言ヲ要セス、殊ニ方今ノ時局ニ対シテ其必要ナルコトヲ感ス、戦
局ニ処スル農事上ノ注意トシテハ去二月十日地方官ノ集会席ニ於テ本大臣ハ一片ノ訓示ヲ与ヘタリ、諸君既ニ知悉セ
ラルムナラン、戦時ニ於テハ農家ハ人馬ノ出発ニ応シテ其供給ヲ差支ナカラシムルコトヲ要ス、又糧食其他ノ生産ヲ
益々發達セシメテ需要ヲ充タサムル可ラス、然ルニ人馬ノ召集出發ニ遇フテハ勞力並肥料上ニ非常ナル影響ヲ來シ、
又運輸ニ不便ヲ生シテ肥料ノ如キ容易ニ得ラレサルコトトナル、即チ一方ニハ前段ノ如キ生産ノ必要アルニモ拘ハラ
ス、後段ノ如ク抑圧ヲ來スニ由リ、人為ヲ以テ是等ノ困難ニ打勝ヘク、能ク農家ヲ奨励シテ生産力ノ増進ヲ図ラレタ
シ

今回時局ノ農産ニ及ホス影響等項目ヲ掲ケテ諮詢セル次第ナルカ、只今北海道及兵庫県出席員ノ陳述ヲ聞キ、孰レモ時局ニ対シ親切ナル意見ヲ有シ種々計画セラルル所アルコトヲ知レリ、蓋シ他ノ府県出席諸君モ同様ナラン、宜シク此諮詢ニ対シテ充分ニ意見ヲ交換セラレ、亦本省ノ参考ニ供セラレンコトヲ希望ス

諮問及答申

- 一、時局ノ農産ニ及ホス影響ノ詳細ヲ問フ（概算シ得ヘキモノハ數量ヲ示スヘシ）
 ……（以下略）……

6 米穀改良に関する農商務大臣（小松原英太郎・臨兼）訓示

明治43・4

（国会図書館蔵、明治四四年九月農商務省編「農商務法令輯覽」中巻左）

米穀改良ニ関スル大臣ノ訓示明治四十三年四月七日米穀改良ニ関スル協議会ニ於テ訓示

今回東京廻米問屋組合第三回支米品評会ノ開催ヲ機トシ、穀物重要集散地ノ取引所及組合ノ理事者道府県米穀検査所長及主任官吏並ニ米穀検査ヲ行フ府県同業組合理事者各位ノ会合ヲ煩ハシタルニ、幸ニ如此多數ノ出席者ヲ得、米穀其他穀類ノ改良ニ関シ親シク意見ヲ聞キ、且本官ノ希望ヲモ述ブルノ機会ヲ得タル頗ル満足ニ堪ヘサル所ナリ抑モ本邦ニ於ケル米ノ生産ハ一ヶ年平均約四千六百万石ニシテ、一石ノ市価ヲ十三円トスレハ其總生産価額ハ正ニ六億円ノ巨額ニ達シ実ニ本邦産業界ノ大宗タリ、然レトモ翻テ邦内消費ノ趨勢ヲ觀ルニ人口ノ増加及都會ニ於ケル人口ノ集中ト共ニ米穀ノ需用ハ益々増加ノ傾向ヲ来シ、今ヤ一ヶ年消費額約四千八百万石ヲ算セラルルニ至レリ、近時農業ノ發達ニ伴ヒ米ノ生産モ年ト共ニ著シク増加シツムアリト雖モ、尚現時ノ状態ニ於テ約二百万石内外ノ供給不足ヲ見ル、是ヲ以テ今後米穀生産ノ改良奨励ヲ促スト共ニ收穫後ニ於ケル腐敗虫害及脱漏等ニ因ル米穀ノ減損ヲ防グハ独

リ農家ノ經濟上ニ於テ忽ニスヘカラサルモノノミナラス、亦國家經濟上官民ノ大ニ留意セサルヘカラサル所ナルヲ信ス、惟フニ廢藩置縣ノ後貢米ノ制ヲ廢シテフルニ金納ノ制ヲ以テスルニ至リテヨリ、米穀ニ対スル諸般ノ檢束一時ニ弛廢シテ乾燥・調製・俵裝等粗悪ニ流レ、為メニ收穫後ニ於ケル米ノ減損莫大ナルモノアリ、其ノ弊甚タシキニ及ヒテ漸ク世人ノ注意ヲ喚起シ各地ニ於テ之カ改善ニ力ヲ致スノ必要ナルコトヲ感シ、今ヤ府県ノ事業又ハ同業組合ノ事業トシテ米ノ検査ヲ行フモノ二十有余ノ多キニ達シ、大ニ旧態ヲ改ムルニ至リタルハ本官ノ深く喜ブ所ナリ

加之米穀検査ノ事業タル独リ穀実ノ減損ヲ防クニ止マラス、品位ノ上進・容量ノ一定・等級ノ鑑別表示等ニ依リ商取引ヲ便ニシ、米価ノ増進ヲ来シ産業發達上効果ノ多大ナルモノアルヲ以テ、本官ハ今後益々各位ノ奮勵ニ依リ厳正ノ検査ヲ勵行シ米穀改良ノ目的ヲ達センコトヲ希望シテ止マサルナリ、然リト雖トモ米穀改良ノ事業タル本邦經濟上並ニ社会上關係スル所甚大ナルモノアルヲ以テ、之カ經營ノ方針ハ常ニ公明正大苛モ目前ノ毀譽褒貶ニ迷フコトナク、大局ニ鑑ミテ根本ヲ誤ルコトナカラシムコトヲ望ム、尚此機會ヲ利用シ本官希望ノ二三ヲ左ニ述ヘントス

一 検査ノ厳正及統一

検査ハ穀物検査事業ノ命脈トモ謂フヘキモノナルヲ以テ検査員ノ選拔養成及監督等ニ関シテハ充分ナル注意ヲ払ヒ、苟モ嚴正統一ヲ欠クカ如キコトナキ様特ニ注意ヲ要ス

二 俵裝ト実利

俵裝ハ実利ヲ主眼トシ外觀ヲ事トセス能ク市場当事者ノ意見ヲ參酌シ適切ナル改良ヲ行ハシムコトヲ要ス

三 奨励米ノ実施

穀実ノ乾燥ニ依ル容量ノ減少ニ対シ奨励米ヲ交付シ、其他利益ノ分配ヲ適當ナラシムル様勸誘奨励ヲ行フコトヲ要ス

四 検査ト稲ノ種類

本邦ノ如ク国内ノ産米ヲ以テ十分需要ヲ充スニ足ラサル邦国ニアリテハ、米穀ノ生産増加ニ重キヲ置カサルヘカラサルヲ以テ、検査ニ関係アル者ニ於テ検査米ノ声価ヲ高メントスル熱心ヨリシテ收穫ノ多少ヲ顧ミテ妄リニ品質優良ナル種類ノミヲ勧誘スルカ如キ弊ナキ様、常ニ監督ヲ怠ラサランコトヲ要ス

以上ハ特ニ米ノ改良ニ関シ希望ノ大要ヲ述ヘタルニ過キサレモ、今後尚麦其他雜穀ノ改良ニ関シ施設經營スヘキ事頗ル多カルヘキヲ信ス、加フルニ雜穀類モ米ト等シク本邦国民ノ主要食料品ニシテ国家經濟上少ナカラサル関係ヲ有スルモノナルヲ以テ併セテ各位ノ攻究ヲ望ムヤ切ナリ、要之ニ穀類ハ本邦国民ノ最大食料品タルヲ以テ之カ改良ハ一日モ忽ニスヘカラサルト共ニ、之カ改良ノ方針モ須ク慎重周密ナル考究ヲ要ス

右ハ今回本会ヲ開催シタル大体ノ趣旨ニシテ、各位ノ審議攻究ヲ煩ハサント欲スル所ナリ、各位ハ何レモ直接間接穀類ノ改良ニ関係シ多クノ經驗ヲ有セラルム者ナルヲ以テ、充分意見ヲ吐露シ国家ニ貢獻セラルム所アラントヲ希望ス、尚終リニ臨ミ今回ハ広ク官民ノ意見ヲ徵センカ為東京・大阪・神戸其他重要ナル穀物市場ノ取引所及組合並ニ穀物検査ニ関係アル同業組合理事者ノ会合ヲモ求メタルニ、幸ヒニ快諾セラレ多数ノ出席ヲ得タルハ本官ノ深ク満足スル所ナリ、特ニ感謝ノ意ヲ表ス

7 明治末期における農政方針

明治44・12

(国立国会図書館憲政資料室蔵、牧野伸顯文書一四四)

秘 農務行政ノ前途

明治四十四年十二月調査

第一章 総説

本邦農業ノ生産力ハ、精確ナル統計ヲ以テ之ヲ表示スルニ由ナンシト雖トモ、概計一ヶ年約十六億円ヲ下ラサルヘク、之ヲ総生産額ニ対比スルトキハ正サニ六割乃至七割ト推定スルコト其正鵠ヲ誤ラサルモノム如シ、以テ我農業ノ生産上ノ位地ヲトスルコトヲ得ヘシ

世間往々本邦地積ノ狭少ナルヲ憂ヒ、耕作方法ノ比較的集約ニ赴ケルヲ觀察シテ我農業界ノ前途ヲ悲観シ、将来人口ノ増加ニ伴ヒ之ニ供給スヘキ食料品ノ不足ノ多大ナルコトヲ予想スル者アリト雖トモ、既往ニ於ケル進歩ノ実績ト各般ノ調査材料トニ依リ推測スルニ、農事上ノ施設経営其宜シキヲ得ルトキハ将来尚著シク報酬漸減ノ理法ニ制セラレザル範圍内ニ於テ農産物ノ收穫ヲ増加シ得ヘキ余地頗ル大ナリ、試ミニ本邦人口増加ノ趨勢ヲ案スルニ今明治四十年ノ現住人口（乙種人口統計）ヲ基礎トシ、毎十年百分ノ一三・二六ノ増加率ニ依リテ将来ノ人口ヲ推算スレハ、明治七十年ニハ約七千万人、明治百年ニハ約一億人ト為ル割合ナリ、而シテ之ニ要スル食料ハ米消費率一人平均一石ヲ要スルモノトセハ、明治七十年ニ於テ七千万石ヲ要ス、又麦消費率一人平均四斗五升五勺ヲ要スルモノトセハ、明治七十年ニ於テ約三千二百萬石ヲ要スル割合ナリ、之ヲ現時ノ生産額米四千九百萬石・麦二千萬石ニ対比スルトキハ、需要額ノ増加著大ナリト雖モ農事上諸般ノ経営ヲ怠ラサルトキハ三十年後ノ将来ハ勿論尚其以後ニ於テ著シク国民糧食ノ不足ニ苦ムカ如キ悲観的看察ヲ下スノ必要ナシ、米麦其他ノ農産物ノ将来ノ增收見込ニ関シテハ之ヲ次章ニ説明スヘシ

翻ツテ明治四十一年乃至四十三年ニ至ル最近三ヶ年間ノ輸出入統計ヲ案スルニ、農産品ノ輸入額ハ毎年平均二億一千五百五十九万円、同輸出額一億七千五百五十六万円ナリ、之ヲ三年平均総輸出額ニ対比スルニ、農産品ノ輸入ハ総輸入ノ約五割ニシテ、輸出ハ総輸出ノ四割一分余ニ該当ス、而シテ輸入農産品中主ナルモノハ綿、麻、羊毛等纖維原料約一億三千万円、穀菽其他ノ食料品約五千万円、油槽約二千三百万円ナリ、又輸出農産品中主ナルモノハ蚕糸類約一

億三千万円、穀類約七百万円、茶一千三百万円、園芸品四百万円、雜類約千万円等ナリ、由是觀之今日我國輸出品ノ大宗タル蚕糸類ハ一億參千万円ノ巨額ニ上レリト雖トモ、纜カニ輸入纖維原料品ト相殺スルニ過キス、食料品ニ至リテハ我主産物タル米麦ヲ始メトシ之ヲ輸入ニ仰クモノ頗ル大ナリ、而シテ綿、麻、羊毛ノ如キハ将来到底多量ノ生産ヲ我國ニ求メ得ヘキニ非サルモ、食料品ノ如キハ前途何レモ増殖ヲ図ルヘキ見込多シ、而シテ此等食料品ノ消費ハ人口ノ増加ニ比例スヘキヲ以テ、事情ノ許ス限り之ヲ内地ニ於テ産出シ、以テ輸出入ノ均衡ヲ図ラサルヘカラス、固ヨリ工業ノ進歩ニ伴ヒ一國ノ貿易ハ多量ノ原料品ヲ輸入シテ、製品ノ輸出ヲ企図スルノ必要アルコト勿論ナリト雖トモ、製品ノ販路ノ拡張ハ蓋シ容易ノ業ニ非サルノミナラス、原料品ト雖トモ亦地力ノ許ス限り自國ニ於テ之ヲ供給スルコトヲ図ルハ、正貨ノ流出ヲ防ク上ニ於テ觀ルモ最モ肝要ノ事ニ屬ス、就中日本國民ニ要スル食物ハ可出来丈内地又ハ植民地ニ於テ之ヲ生産シ、食料品需要供給ノ上ニ於テ世界ニ対シ獨立ノ地位ニ立ツヲ以テ、現時ニ於ケル産業政策上ノ一大方針ト為ササルヘカラス、曩ニ生産調査会ノ議ヲ経テ主要穀物増収ニ関スル件及蚕糸業ノ改善發達ニ関スル件ニ付前途施設スヘキ事項ヲ決定セラレテ、略之カ為執ルヘキ方針ヲ明ニスルヲ得タリ、今其要項及農務行政上將來実施スヘキ幾多ノ事項ヲ網羅シテ、左ニ其概要ヲ陳述スヘシ

第二章 将来ノ生産見込概要

第一項 米

全国道府県農事試験場ニ於テ施行セル稻作豊凶考照試験ニ依ルニ、水田稻作一反歩ノ累年平均収量ハ二石二斗五升五合ニシテ、此数量ハ普通農家ノ耕作ニ得ヘキ程度ヲ基礎トシテ改良法ヲ施行シタル結果ナリ、然レ共農家ハ農業経営上ノ要件不充分ノ場合少カラサルヲ以テ前記平均収量ノ一部ヲ減シ平均二石ヲ以テ推算上ノ一反歩平均収量ト為シ、又陸稻一反歩ノ収量ハ全国ヲ通シ最近三ヶ年平均ニ於テ九斗一升三合ナルモ、栽培技術ノ改良ニ依リ平均収量一石ヲ

得ルモノト認定スルハ敢テ過当ニ非サルヘシ、蓋シ近時ニ至リ農事改良上ノ施設ハ頗ル其ノ面目ヲ改メ来リタルノミナラス、将来日進月歩ノ学芸・技術ノ応用益盛ナルトキハ必シモ三十年ノ後ヲ俟タスシテ前記ノ收穫歩合ヲ見ルニ至ルヘント雖トモ、各般ノ事情ヲ斟酌シテ右ノ認定ヲ下スヲ穩当ナリト信ス

又最近ノ調査ニ依レハ、内地ニ於テ現ニ着手中又ハ近キ将来ニ於テ着手セムトスル開墾田及地目変換田ハ十四万余町歩ニシテ、三十年後ニ於テハ尚大ニ其ノ面積ヲ増加シ得ヘキ見込アリ、別ニ北海道ノ将来ノ水田見込反別約十町歩及耕地整理ニ依ル増歩見込田ヲ合算スルトキハ水田耕作区域ノ拡張ハ其ノ余地多シ

此等ノ計算ニ依リ明治七十年ニ於ケル平年米作ノ産額ハ、之ニ台湾及朝鮮ヨリノ供給高ヲ合算スルトキハ左ノ如シ

		将来		現在	
		(三十九年ヨリ)		(四十一年ニ至ル)	
		三ヶ年平均)			
		万石		万石	
		需要額		供給額	
		計		計	
		日本内地		日本内地	
		朝鮮		朝鮮	
		台湾		台湾	
		甲		甲	
		乙		乙	
		七、一三三		六、三三〇	
		四、七四〇		六、五八二	
		二〇八		二〇八	
		四一		四一	
		八一		八一	
		七、〇五〇		七、〇五〇	
		七、三〇二		七、三〇二	
		四、五七三		四、五七三	

過不足額

甲	不足	八三	不足	一六七
乙	過剩	一六九		

備考 将来ハ明治七十年ヲ仮想セリ

甲ハ日本内地（北海道ヲ除キタル）ニ於ケル将来ノ開墾田ヲ七万町歩、交換田ヲ十四万二千町ト見込タル場合ニシテ、乙ハ同上開墾田ヲ十五万町歩、変更田ヲ二十万町歩ト見込タル場合ナリトス

第二項 麦

明治二十年頃ニ於テハ、本邦ノ麦作ハ大麦、裸麦及小麦ヲ合シテ約千五百万石ナリシカ、四十年ニ於テハ約貳千万石トナリ、漸次ニ其ノ産額ヲ増加シ来リタルカ、将来麦ノ生産力ハ之ヲ米ニ比スルトキハ其ノ余地一層大ナリ

最近五ヶ年間ニ於ケル全国麦一反歩ノ平均収量ハ一石一斗二升ニ過キス、然ルニ全国道府県農事試験場ニ於テ施行セル麦作種類試験ノ成績ニ依ルニ一反歩累年平均収量ハ一石八斗八升ニシテ、之ヲ前記ノ数量ニ比較スルトキハ将来既耕地ノ収穫歩合ヲ増加シ得ヘキ余力甚多キコトヲ推知シ得ヘシ、又明治四十一年ノ調査ニ依レハ一毛作地ト二毛作地トノ比例ハ前者ハ六割一分強、後者ハ三割九分弱ニシテ、将来一般農事ノ進歩スルニ從ヒ緑肥裏作ノ外普通裏作ヲ行フ範圍次第ニ拡張セラルルノ傾向アリ、蓋シ東北地方ノ如キニ於テハ氣候ノ關係上麦ノ裏作ヲ行フコト頗ル困難ナリト雖トモ、其ノ他ノ地方ニ在リテハ卑湿地ヲ除クノ外麦作ニ適セサルナク、若シ耕地整理事業、就中排水事業普及スルトキハ既耕地ニ於ケル麦作ノ可耕地面積大ニ増大シ得ヘシ、加之将来開墾地拡張セラレ殊ニ北海道ノ拓殖経営進歩スルトキハ麦ノ栽培面積増大セラルコトヲ得テ、若シ他ニ需要ダニアラハ三十年後ノ国民消費額以上ノ供給ヲ為スニ充分ナリ、其供給見込額左ノ如シ

将来

現在 (三十九年ヨリ
四十一年ニ至ル
三ヶ年平均)

需要額

万石

万石

三、二二三

二、一八二

供給額

計 台湾 朝鮮 日本内地

乙 甲

三、一一三
三、二二五

二、〇八七

二七

四

計

乙 甲

三、二四二
三、一四〇

三、〇九一

過不足額

乙 甲

過剰 二九 不足 七三

不足 九一

備考

将来ハ明治七十年ヲ予想セリ

甲ハ日本内地(北海道ヲ除キタル)ニ於ケル将来ノ開墾地ヲ三十八万町歩、地目変換田ヲ十四万二千町ト見込タル場合ニシテ、乙ハ同上開墾地ヲ七十五万町歩、地目変換田ヲ廿万町歩ト見込タル場合ナリトス

第三項 蚕糸

蚕糸業ノ奨励發達ヲ企図スルニ當リ第一ニ注意スヘキ問題ハ、世界ニ於ケル蚕糸需要ノ趨勢、世界各蚕業國ニ於ケル生産及販売ノ狀況、此等諸國ニ於ケル蚕業奨励保護ニ関スル施設及蚕糸代用品ノ生産消費ノ狀況等ヲ精密ニ調査シ、此等ノ材料ヲ基礎トシテ詳細ナル討究ヲ遂クルニ非サレハ根拠アル結論ニ到達シ難シ、然レトモ既往ニ於テ蒐集セラレタル諸種ノ材料及ヒ現時世界ニ於ケル需給ノ關係ニ付達觀的ニ看察スルトキハ、本邦蚕糸業ノ前途ハ決シテ悲觀スヘキモノニ非ラス

案スルニ世界ニ於ケル蚕糸ノ供給ハ、既往十年間ニ約三割六分ヲ増加シ、明治四十一年ニ於テハ二千四百万余キログラム基ニ達シ、我國ハ其ノ三割一分ヲ占ムルノ盛況ニ在リ、今試ニ將來世界ニ於ケル蚕糸需要増進ノ程度ヲ予想スルニ、人文ノ發達・奢侈的慾望ノ増進ニ伴ヒ、既往ノ増加率以上ニ於テ著シク其ノ消費ヲ増嵩スヘキコトハ疑ヲ容レサルモ、人造絹糸ニ関スル製造技術ノ進歩ハ、天然絹糸ノ需要ノ増進ヲ阻害スヘキヲ以テ、十年後ノ將來ニ於テモ亦既往十年間ト同一ノ比率ヲ以テ消費力ヲ増加スルモノト想像スルヲ妥當ナリト思考ス、又世界市場ニ對シ既往ニ於ケル本邦蚕糸ノ供給率ハ遞次ニ其ノ歩合ヲ増加スルノ傾向アルモ、販路ノ安全ヲ期スルカ為將來欧州及西部亞細亞諸國ニ於ケル蚕糸ノ生産額減退セサルノミナラス、相当ノ發達ヲ為シ得ルモノト假定シ、殊ニ清國ノ蚕糸生産額ハ大ニ進歩シ得ヘキモノト認め、而シテ後本邦蚕糸ノ供給率ハ既往ノ狀況ニ照シ世界需要額ノ三割以下ニ降ルコトナキヲ信セントス、今此計算等ニ依リ十年後ニ於ケル本邦生糸ノ輸出額ハ千六百余万斤ヲ算シ得ヘシ

又内地ノ消費額ニ就キテハ統計不十分ナルカタメ精確ナル計算ヲ行フコト難シト雖、既往數ヶ年間ニ於ケル織物生産額其ノ他各般ノ材料ヲ参酌シテ總生産額ノ四割五分ヲ需要スルモノト認ムルヲ妥當ナリトス、將來ニ於テモ輸出絹織物並内地用織物ノ産額ハ工業ノ發達ト社会ノ進歩トニ伴ヒ益原料生糸ノ需要額ヲ増進スヘシト雖トモ、幾分其ノ増加歩合ヲ低下シ、輸出生糸六割ニ對シ内地消費額四割ヲ需要スルモノト推定スルトキハ、十年後本邦生糸ノ生産額ハ輸

出額ト内地消費額トヲ合算シテ忒千七百余万斤ニ上ルノ割合ナリ、而シテ将来製糸技術ノ進歩ヲ認メ繭一升ニ對スル糸量ヲ八匁トシテ繭ノ産額ヲ換算スルトキハ、繭産額五百五十万石ニ達シ、之ヲ最近ニ於ケル推定繭産額四百万石ニ對比スルトキハ正ニ二百五十万石ノ増加ニシテ、此増加ハ敢テ生産過剰ニ陥ルノ虞ナキモノト断定シ得ヘシ

更ニ内地桑園ノ状況ハ之ニ適応シテ支障ナキヤ否ヲ顧ルニ、明治四十四年ニ於ケル桑園反別ハ約四十四万町歩ニシテ尚将来桑園ト為スヘキ見込地少カラス、殊ニ現在ノ桑園ヲ改良シテ其ノ反当リノ収量ヲ増加シ得ヘキ余地甚多キヲ以テ、之カ改良的施設ト新桑園ノ開拓ト相俟テ進ムトキハ、前途綽々トシテ余裕ヲ存シ決シテ桑葉ノ不足ヲ感スルカ如キ虞ナカルヘキハ明ナリ

以上ノ事実ト推定トニ基キ、本邦ノ蚕糸業ハ特殊ノ実態ヲ生セサル限りハ、十年後ニ於テ少クトモ繭産額五百五十万石ニ達セシムルヲ以テ目途トシ、毎年平均十五万石ノ增收ヲ図ルヲ以テ需給ノ關係上安全ニシテ且ツ適度ノ進歩ナリト認ム、蓋シ現時本邦産業ノ振興ヲ図ルカ為企画經營スヘキ事項少カラスト雖、蚕糸業ノ前途ハ最モ有望ナリト謂フヘク、外ニ在リテハ貿易上安全ナル販路ヲ有シ、内ニ在リテハ經濟的ニ利用シ得ヘキ土地ト勞力多々益々給シ得ヘシ、随テ本邦ノ産業政策上或ル程度迄主力ヲ斯業ノ擴張ニ傾注スルハ洵ニ緊要ノ事ナリト信ス

第四項 畜牛

我国畜牛業ノ幼稚ナルコトハ世界ニ比ナシ、現時ニ於ケル本邦畜牛頭數ハ約百三十万頭（馬約百五十万頭）ニシテ、人口一千人ニ對シ僅カニ二十九頭ノ割合ナリ、之ヲ丁抹ノ七百五十二頭、瑞西ノ四百三頭、英國ノ二百八十二頭、独仏埃匈ノ三百余頭ニ比スレハ非常ノ懸隔アリ、之ヲ既往ノ状況ニ徴スルニ種類ノ改良ト事業ノ好望ナルコトヲ示スモノニシテ、肉類價格ノ騰貴ヲ防クニ於テ又相当發達ヲ為スヘキ施設ヲ講究セサルヘカラス

第三章 前途施設計画スヘキ事項

第一項 一般農政ニ関スル事項

一 農業教育ニ関スルコト

農業教育ノ改善・擴張ヲ図ルコトハ、農事ノ改良進歩ヲ促カス第一要義ナリ、從來農業教育ハ実務ニ迂ナル弊多キノミナラス、殊ニ学校ト行政庁及農民トノ間彼此密接ナル連絡ヲ欠キ実効上遺憾ノ点少カラサリシヲ以テ、本省ニ於テモ大ニ此点ニ着眼シ、曩ニ実施セラレタル明治四十一年勅令第二百六十六号（關係各省協議ニ関スル事項）ノ趣旨ニ基ツキ、左ノ諸項ニ付充分ノ調査ヲ行ヒ、關係各省ノ施設ト相俟ツテ根本的ニ農民ニ適切ナル智能ヲ向上セシムルノ途ヲ講セムト欲ス

- (1) 講習制度ヲ擴張シテ小学校教員ノ農業智識ヲ増進セシムルコト
- (2) 農業補習教育ノ擴張ヲ図リ、時宜ニ依リ之ヲ義務教育ト為スコト
- (3) 小学校及農業ニ関スル各種程度ノ学校ノ学科程度及授業方法ヲ一層実用的ナラシムルコト
- (4) 畜産・蚕糸・園芸及製酪等ニ関スル特殊学校ノ設置ニ関シ、一定ノ方針ヲ定ムルコト
- (5) 行政庁、農事試験場、農事講習所及学校ト農民トノ間ニ一層密接ナル連絡ヲ執リ、農事奨励方針ノ統一ヲ図ルコト
- (6) 軍隊農事教育ノ普及ニ関シ、適當ノ方法ヲ講究スルコト

一 農事ニ属スル諸団体ニ関スルコト

(1) 農会

農会ハ帝國農会ヲ始メトシ各級ノ農会殆ント全国ニ普及シ形式上系統的組織完美シ、其支出スル経費モ亦一ヶ年三百

万円以上ニ上レリト雖トモ、実効ノ上ニ於テハ未タ大ニ首肯スルヘカラサル所多シ、蓋シ農会ハ農事改良上官民ノ連鎖ト為ルヘキ必要ノ機関タルヲ以テ、将来之ヲ保護發達セシメテ充分ニ之ヲ利用スルヲ肝要トス、之カ為左ノ諸項ニ付調査ヲ行フ予定ナリ

(イ) 農会幹部役員ノ選任方ニ関スルコト

(ロ) 農会業務ノ選択及其権限ニ関スルコト

(ハ) 下級農会ノ活動及表彰ニ関スルコト

(2) 産業組合

我国ノ如キ小規模ノ産業組織ニ於テ産業組合ノ普及及發達ヲ図ルハ最モ適切ノ事項タルコト茲ニ之ヲ縷説スルノ要ナシ、近來之カ指導奨励ノ効頭ハレ組合數已ニ八千ヲ超エ、推定運轉資金亦六千万円以上ニ達セリ、然レトモ産業組合法發布以來ノ方針ニ基ツキ全国各市町村一個宛ノ割合迄之カ設立ヲ普及セシムト欲セハ尚組合數ノ増加ヲ要スルノミナラス、既設ノ組合ヲシ有^(テ脱カ)効ナル活動ヲ遂ケシムルニハ其監督ト誘掖指導トニ留意スヘキ事項甚多シ、之カ為既往ノ方針ヲ守ルノ外、尚左ノ諸項ニ付調査ヲ遂ケンコトヲ期ス

(イ) 既設組合ノ内容ヲ改善シテ其実効ヲ挙ケシムルコトヲ主トシ、實質上ノ必要ニ応シテ新設組合ノ設置ヲ奨励スルコト

(ロ) 組合ノ堅実ナル發達ヲ期シ其弊害ヲ除去シ、殊ニ會計上ノ整頓ヲ期スルカ為各府県ニ適當ノ監督官吏ヲ配置スルコト

(ハ) 組合ニ関スル規則手続等ニ関シ一層簡易ノ方法ニ執ル^(ヲマ)旨トスルコト

(ニ) 組合ヲシテ建築、倉庫及保險等ニ関スル事業ヲ行ハシムルカ為、必要ナル制度又ハ標準ヲ調査スルコト

(ホ) 産業組合ノ事業ヲ振張セシムル為対人信用ノ外対物信用ノ金融ヲ拡張セシムルコト

(ヘ) 聯合会ノ設置ヲ奨励スルコト

(ト) 産業組合中央金庫ヲ設ケタルノ可否ヲ調査スルコト

(3) 同業組合、茶業組合、産牛馬組合其他諸団体

此等各組合ハ何レモ農会ト同一ノ目的ヲ有スルニ拘ハラズ實際ノ効果ハ頗ル挙ラス、然レトモ我国ノ産業政策上当業者ヲシテ何時迄モ政府当局者ノ保護奨励ニノミ依頼セシムルハ甚不利益ナリ、真正ナル産業ノ發達ハ宜シク当業者ノ自奮自励ニ俟ツヘキモノナレハ、此等ノ組合組織ノ發達ニ留意スルハ最モ適切ノ事ナリト信ス、故ニ此際其利弊ノ基ク所ヲ究メテ、之カ有効ナル活動ヲ企図スルカ為、左ノ諸項ヲ行ハムコトヲ期ス

(イ) 蚕糸業同業組合ニ関シテハ、曩ニ蚕糸業法ノ發布ト共ニ現行同業組合法ニ対スル特例ヲ設ケラレタルヲ以テ、同法ノ施行ニ伴ヒ之カ設置ヲ奨励シ時機ヲ見テ中央会ヲ設置セシメ、本邦蚕糸業ノ發達ニ関シ当業者ノ歩武ヲ齊整ナラシムコトヲ期ス

(ロ) 輸出園芸品其ノ他ニ関スル同業組合ハ漸次其ノ成績觀ルヘキモノアルヲ以テ、益之カ効用ヲ發揮セシムムカ為検査勵行其他ニ関シ法制上ノ改正ヲ行フ目的ヲ以テ必要ナル調査ヲ遂クルコト

(ハ) 茶業組合ニ関シテハ、一昨年海外貿易ノ發展ヲ図ルコトヲ主眼トシテ其ノ規則ヲ改正セラレ、稍其ノ効果ノ觀ルヘキモノアルヲ以テ、益々之ヲ督促シテ組合ノ責務ヲ尽サシメンコトヲ期ス、殊ニ輸出茶検査方法ニ関シテ将来一層之カ勵行ヲ要ス

(ニ) 産牛馬組合ハ比較的有効ナル事績ヲ挙ケタル実況ニシテ将来益發達ノ氣運ヲ有ス、昨年帝國議會ノ建議ニ依リ同組合中央聯合会ヲ新設シ及政府ノ融通スル低利資金ヲ借入レンカ為必要ナル法律ノ改正ヲ行ハレン

コトヲ希望スルモ、慎重ノ調査ヲ要スルヲ以テ之カ利害得失ニ付研究中ナリ

- (ホ) 地主会其他私設ノ諸団体ニ関シテハ、各特殊ノ目的ヲ以テ設立セルモノナレハ、特ニ之ニ干与スヘキ限リニ非スト雖トモ、能ク官民ノ疎通ト其ノ設立ノ目的ヲ遂行セシムルノ便宜ヲ与フル必要アルト同時ニ、可成箇々ノ団体ヲ統一シテ、地方ニ於ケル農事上ノ施設ノ調和ヲ保持セシムコトヲ期ス

一 農業金融ニ関スルコト

地方金融ノ潤沢ナラムコトヲ期スルハ農業進歩ノ当面ノ急務ナルコト言フ俟タス、此際一方ニ於テ大ニ勤儉貯蓄ヲ奨励シテ地方民ノ貯金ヲ吸収シ、其吸収シ得タル遊金ハ地方ニ於テ悉ク之ヲ地方農民ノ利用ニ供スルノ方針ヲ執リ、以テ頭熱足寒ノ病弊ヲ医スルハ適切ノ事タリ、近年低利資金ヲ地方ニ配布スルノ例ヲ開カレ稍此目的ニ副フノ端緒ヲ得タリト雖トモ、未タ以テ充分ナリト謂フヘカラス、又昨年勸業・農工及北海道拓殖諸銀行法ヲ改正シテ不動産銀行ト為セルハ地方金融ニ便セントノ主旨ナリシモ、果シテ此目的ヲ達スルニ有効ナリヤ否疑ヒナキ能ハス、殊ニ小農家ノ金融ニ対シテハ右法律ノ改正ハ多大ノ希望ヲ期待スルコト能ハサルモノト如シ、從テ現時農業金融上最モ力多キモノハ産業組合ニ俟ツノ外ナシ、前文産業組合ニ関シ陳述セルモノト外、地方金融上ノ施設ニ関シ左ノ諸項ニ付調査研究セムコトヲ期ス

(イ) 地方ニ融通スヘキ低利資金ヲ増額スルコト

(ロ) 米穀検査事業ノ普及ニ伴ヒ米券倉庫ノ設置ヲ奨励シ、米券ノ融通ニ依リ金融ノ便ヲ得セシムルコト

(ハ) 産業組合中央金庫ヲ設クルノ可否

(三) 勸業・農工銀行等地方金融機関ノ監督ニハ、農商務大臣ヲ関与セシムルコト

(ホ) 郵便貯金其他預金局ノ管理ニ属スル資金ノ運用ニ関シ、特別委員会ヲ新設スルコト

(ヘ) 自治体ノ基本財産其他類似ノ財産及保険金等ヲ、地方ニ貸付スルノ方法ヲ講スルコト

一 農民保護ニ関スルコト

近時農家經濟ノ必迫ニ伴ヒ農民ノ離散・土地兼併ノ弊等ニ對シ根本的救治ヲ叫ブノ声大ナリ、其実況ハ未タ其声ノ大ナルカ如キニ非スト雖トモ、農家經濟ノ困厄ナルハ意想ノ外ニ在リ、其ノ原因種々アルヘシト雖トモ左ノ諸項ニ関シテハ特ニ留意研究ヲ怠ルヘカラサルモノナリト思考ス

(イ) 農民ノ負担ノ輕重ニ関スルコト

(ロ) 農民転退ノ狀況調査ト家財制度制定ノ可否

(ハ) 地主小作人間ノ關係調査ト小作条例制定ノ可否

(ニ) 農民ヲシテ土着ノ觀念ヲ起サシムルカ為、相当ナル娛樂機關ヲ設クルコト

(ホ) 褒賞制度ノ改善ニ関スルコト

(ヘ) 北海道・樺太・朝鮮等ノ殖民ニ関スルコト

一 農産物ノ運輸及販売組織ニ関スルコト

近時食料品ノ騰貴ニ伴ヒ我国農業ノ前途ヲ悲觀スルノ論甚多シ、然レトモ能ク其実況ヲ調査シ農産物ノ生産費ト消費者ノ支出トヲ比較スルトキハ、彼此ノ間ニ於テ予想外ノ懸隔アルコトヲ發見スヘシ、畢竟是レ運輸及販売組織ノ不完全ニシテ無用ノ手数ヲ要スルト、幾多ノ仲介者ヲ經過スルニ原因スルモノニシテ、若シ此關係ヲ救済スルトキハ都市ニ於ケル食糧品ノ価格ヲ低減スル上ニ於テ多大ノ効果アルコト疑ヲ容ルヘカラス、之カ改善ニ関シテハ別ニ意見ヲ開陳スルノ機アルヘキヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス

一 農家副業ニ関スルコト

本邦農家ニ取り副業ノ重要ナルコトハ贅言ヲ要セス、故ニ地方行政庁ハ勿論農會、其他ノ団体ヲシテ地方特殊ノ狀況ヲ審ニシ、之ニ応スル適切ナル副業ヲ案出セシムル為充分ナル調査ヲ行ハシメ、依ツテ以テ農家經濟ノ補足ヲ為サン

メ、併せて農政上ノ参考資料ト為サムコトヲ期ス

一 農業保險ニ関スルコト

農業保險ハ凶歉ニ備フル一種ノ貯金制度ニ異ナラサルヲ以テ、将来農民知識ノ發達ト共ニ之ヲ普及セシムルノ必要アリ、然レトモ本項ハ多年有識者ノ間ニ於テ唱導セラレタル事項タルニ拘ラズ、本邦ニ於テ未タ之ヲ実行スルノ運ヒニ到ラス、茲ニ外国ノ制度ヲ斟酌シ慎重ノ調査ヲ遂ケ漸次ニ之カ実施ヲ企図セムト欲ス、就中家畜相互保險ノ如キハ一日モ早ク之ニ実施スルノ必要アリト信ス

地方ニ於ケル罹災救助基金法ハ災害ニ関スル一種ノ官營保險ニ類スルノ制ナリ、故ニ将来同法ヲ改正シテ基金ノ増殖ヲ図リ、適當ナル金融機關ヲ介シテ低利ニ農民ニ貸付スルカ如キモ亦保險ノ目的ヲ達スルト同時ニ、資金融通ノ一助タルモノト如シ、此点ニ付キテモ調査ヲ行フ予定ナリ

一 農政上ノ調査及統計ニ関スルコト

従来産業上ノ施設ハ急施促行ヲ尚ヒ、之カ実施ノ晷ニ於テ往々杆格支障ヲ招ケルノ例少カラス、殊ニ事実ヲ直映スヘキ産業統計甚不完全ニシテ、此不完全ナル材料ヲ基礎トシテ産業行政ノ發達ヲ企図スルモ砂上ノ樓閣ト扱フ所ナキノ虞多シ、故ニ将来農業上諸般ノ事項ニ涉リ特ニ重キヲ調査研究ニ置キ、統計ハ勿論各般農事ノ実情ヲ闡明シ以テ徐ロニ改善進歩ノ計画ヲ定メムコトヲ期ス

一 殖民地及海外各地ノ農業状態調査ニ関スルコト

元來内地ト我殖民地間ニ於ケル農事ハ、其保護奨励スヘキ事項移民問題、其ノ他諸般ノ点ニ於テ彼此密接ノ關係ヲ有スルニ拘ハラス各地区々獨立ノ方策ヲ執リ其間ニ連絡統一ヲ欠クノ嫌アルヲ以テ、将来適當ノ方法ニ依リ相互ノ關係ヲ密ニシ以テ我国全般ノ農政方針ヲ一定セサルヘカラス、加之清國及南洋方面等ハ我農政ノ見地ヨリ看察スルモ、或ハ安全ナル工業原料供給ノ上ニ於テ（例之棉花又ハ護謨栽培事業）或ハ市場ニ於ケル競争者タル上ニ於テ（例之蚕糸

業又ハ糖業) 若ハ移民政策上ニ於テ利害ノ關係甚重大ナリ、固ヨリ此等ノ事項ニ付テハ外務省及拓殖局等夫々其職責ヲ有スル調査機關アリト雖トモ、内地産業ノ向上ヲ図ル点ヨリ看察シテ研究ヲ遂ケサルヘカラサルモノ亦甚多キヲ覺ユ、故ニ将来各自職責ノ範圍ヲ脱セサル限りニ於テ、右諸般ノ事項ニ涉リ充分ノ調査ヲ行ハンコトヲ期ス

…(中略)…

第二項 土地改良ニ関スル事項

明治三十二年耕地整理法ヲ制定シ、翌年一月十五日ヨリ之ヲ施行シ、明治四十二年事業ノ範圍ヲ擴張シテ開墾及地目變換等ヲモ本法ノ支配ニ依ルコトヲ得セシメ、以テ土地改良事業ノ進捗ヲ期セリ、耕地整理法施行後明治四十三年末迄ニ事業ノ發起ヲ為シタルモノニ拾万五千町歩ニ及ヒ、別ニ基本調査ヲ完了セルモノ約百四十万町歩トナレリ、曩ニ生産調査会ニ於テ主要穀物ノ改良増収ヲ図ルノ件ヲ諮問セラルルヤ、本項ニ関シ審議討論ノ結果略前途ノ方針ヲ一定スルコトヲ得タリ、今左ニ其決議要項及之ニ附帶スル諸項ヲ記載スヘシ

一、既耕地ノ整理予定計画ニ関スルコト

明治四十年各府県ノ調査ニ依レハ耕地整理ヲ施行スヘキ予定地ハ百六十万町歩(北海道ヲ除ク)ニシテ、尔来三ヶ年間ニ起業セルモノ十余万町歩ニ達スト雖トモ、北海道ノ耕地整理施行見込ノ土地ヲ加フルトキハ尚百六十万町歩ニ達スヘシ、而シテ本事業ノ進否ハ幾多ノ事業ニ左右セラルルカ故ニ的確ナル計画ヲ定メ難キモ、現時ノ施設計画ヲ以テ遂行スルモノト仮定セハ、今後略三十ヶ年ヲ要スル見込ナリ

一、開墾及地目變換事業ノ奨励ニ関スルコト

北海道庁ノ調査ニ依レハ同道ニ於ケル開墾予定地ハ約七十五万町歩(見込面積ヨリ耕地以外ノ土地ヲ控除ス)ナリ、内地ニ於テハ其ノ調査不充分ニシテ精確ナル予定ヲ下シ難シト雖トモ、最近地方庁ノ報告セル所ニ依レハ現ニ着手シ

若ハ近キ将来ニ着手セムトスルモノノミヲ以テスルモ三十八万町歩アリ、故ニ今後三十ヶ年間ニハ尚其ノ区域ヲ擴張シ得ヘキ望アリ、而シテ地目変換ニ依リ畑地若ハ沼沢等ヲ田ニ変スヘキモノ耕地整理予定地外ニ於テモ亦少カラス存スル見込ナリ、北海道ニ於ケル開墾ニ就テハ別ニ拓殖計画ヲ定メラレタルカ故ニ之ヲ除キ、此等開墾又ハ地目変換予定地ニ付本事業ノ実施ヲ奨励スルハ洵ニ必要ノ事項ナルカ故ニ、従来耕地整理事業ニ対シテ執リタル方法ニ準シ極力其ノ実施ヲ助成セムトス

…(中略)…

第三項 農芸ニ関スル事項

一 農事試験事業ニ関スルコト

農業技術進歩ハ農事改良ノ源泉ナリ、科学的智識ノ効力ハ一發明ニシテ尚農界ノ状勢ニ多大ノ変化ヲ与フルコトヲ得ヘシ、世間往々現時ノ農事試験事業ヲ輕視シ地方試験ノ要否ヲ疑フモノナキニ非ス、固ヨリ現時ノ試験方法ニ付種々改良ヲ要スル点少カラスト雖モ、氣候風土異ニシ地力利用方法ノ複雑多岐ナル農業界ニ於テハ、最モ重キヲ試験事業ニ置キ技術者ヲシテ充分ニ其智能ヲ發揮シ得ヘキ時日ト費用トヲ供給セサルヘカラス、故ニ試験事業ノ前途ニ對シ左ノ方針ヲ以テ進マンコトヲ期ス

(一) 農芸技術ノ首脳タル直轄農事試験場ノ研究事業ヲ完備スルコト

(二) 道府県農事試験場ト中央試験場トノ連絡ヲ密接ナラシメ、其ノ試験綱目(綱目)ヲ簡易ニシテ各地方ニ於ケル区々重視ノ事業ヲ省略シ、且ツ政府ノ指定試験ヲ擴張シテ実効的成績ノ挙行ニ勗ムルコト

(三) 華族・富豪等篤志家ノ簡易ナル試験的農場設置ヲ奨励スルコト

一 農芸技術ニ関スル強制命令ニ関スルコト

農芸技術ノ急促の進歩ヲ図ルカ為從來地方庁ニ於テ強制命令ヲ発スルノ例頗ル多シ、之レ固ヨリ一時權宜ノ処置ニシテ其ノ実効顯著ナルモノアルモ、往々極端ニ走り徒ラニ農民ヲシテ形式上ノ改良の施設ヲ行ハシメ、却ツテ農事ノ進歩ヲ阻害セルノ実例ナキニ非ス、故ニ將來或種ノモノヲ除クノ外可成強制命令ニ依ラス、農民ノ自奮自覚心ヲ喚起シ徐ロニ改良進歩ノ域ニ達セシムムコトヲ期ス、但シ既ニ実施シ来リタルモノニ関シテハ行政上ノ利害得失ヲ攻歿シテ、機宜ノ措置ヲ執ルノ必要アリ

一 作物品種ノ改良ニ関スルコト

作物品質ノ改良ハ農業經濟上重要事項ノ一ナルヲ以テ、前掲農事試驗場ヲシテ其事業ヲ擴張シ米麥種苗等ニ對スル良品種ノ普及ニ勗メント欲ス

一 肥料ニ関スルコト

(一) 販売肥料ノ増加スルニ從ヒ、益是レカ性質ヲ研究發表シ消費者ヲシテ勉ル所ヲ知ラシムルハ頗ル必要ノ事ニ屬ス、故ニ今後一層肥料ニ関スル試驗の調査研究ニ意ヲ用イ、殊ニ酸性土壤ノ調査ヲ行ヒ肥料施用法ノ適否ヲ周知セシメ以テ肥料ノ經濟的施用法ノ進歩ヲ図ラムト欲ス

(二) 安価ニ且ツ自衛的ニ不正粗悪肥料ノ購買ヲ防止スルカ為、産業組合又ハ農會等ノ機關ニ依リ益肥料共同購入ノ普及ヲ図ランコトヲ期ス

(三) 堆肥及綠肥ノ改良及普及ハ農家ノ肥料經濟上肝要ナルノミナラス、人造肥料ノ普及ト共ニ益其ノ必要ヲ來セルヲ以テ、一層是レカ發達ニ意ヲ用イムト欲ス

(四) 肥料取締事務ヲ嚴ニシ不正肥料ノ売買ヲ根絶スルハ肝要ノ事タリ、現時地方ニ配置セル肥料検査官吏ハ定員不足ニシテ肥料保証成分ノ取締ニ関シ遺憾ノ点少カラサル以テ、時機ヲ見テ之ヲ補足シ一層嚴重ノ監督ヲ行ハム

コトヲ期ス

一 病害虫ニ関スルコト

(一) 農商務省農事試験場ニ於テハ病害虫ニ関スル研究付遺憾ノ点少カラサルヲ以テ、今後機ヲ見テ相当計画ヲ為サ
ムト欲ス、又地方試験場ニ於テモ相当研究ヲ為サシムルノ必要アルヲ以テ指定補助ノ方法ヲ用イ之レカ研究事
業ノ助長ヲ図ラムト欲ス

(二) 病虫害ノ如ク農業者自身ニ於テ研究ノ困難ナルモノニアリテハ特ニ是カ智識ノ開発ニ留意スルヲ要スルヲ以テ、
今後モ講習・講話其ノ他適當ノ方法ニ依リ益病虫害ノ経過・習性及之レカ駆除予防方法ニ付当事者ニ智識ノ普
及ヲ図リ、且ツ駆除予防ノ指導監督ニ関シ一層其ノ効果ヲ挙ケムコトヲ期ス

(三) 輸入植物取締法ノ制定

海外各地ヨリ輸入スル植物ニハ恐ルヘキ病菌・害虫附着スルコトアリテ、其ノ蔓延ハ農事上大害ヲ醸スノ虞ナ
キニ非サルヲ以テ、本法ヲ制定シ輸入港ニ於テ之レカ検査ヲ行ハムコトヲ期ス

一 農具改良ニ関スルコト

農具改良ニ関シテハ昨年帝國議會ノ協賛ヲ經テ農事試験場ノ研究設備ヲ具備スルノ運ヒニ至リタルヲ以テ、今後之カ
実効ヲ挙クルニ銳意シ且ツ懸賞若クハ賞与ノ方法ニ依リ優良ナル器械器具ノ發明・考案ヲ奨励セムト欲ス

一 牛馬耕ノ普及ニ関スルコト

前頭ノ如ク我國牛馬耕ノ面積ハ人耕ノ面積ニ及ハザル実況ニシテ、之カ普及ハ農事改良上ノ一要項ナルヲ以テ將來畜
産業ノ發達ニ伴ヒ牛馬ノ頭數ヲ増加シ、共同ノ組織ニ依リ「(加筆)可成」安価ニ之ヲ利用シ得ヘキ途ヲ図リ、依ツテ以テ牛
馬耕ノ普及ニ便セムコトヲ期ス、之ト同時ニ土地ノ生産力ニ重大ノ關係アル深耕ノ程度及之ト土質トノ關係ヲ調査シ、
適當ナル深耕方法ノ普及ヲ図ラムト欲ス

一二毛作ノ普及ニ関スルコト

我国二毛作地ハ全耕作地ノ約四割ニ過キス、将来耕地整理事業、就中排水事業ノ進捗ニ伴ヒ大ニ其区域ヲ増加シ得ヘキコト疑ナキヲ以テ、普通農作物又ハ緑肥ノ栽培等ニ依リ土地ノ生産力ノ増加ヲ図ラムト欲ス

一品質及取引上ノ改良ニ関スルコト

維新後貢米ノ制ヲ廢シ代フルニ金納ノ制ヲ以テスルニ至リテヨリ、穀物ニ対スル諸般ノ檢束一時ニ弛廢シ乾燥、調整、俵装等粗悪ニ流レ、其ノ弊甚シキニ及ヒテ著シク世人ノ注意ヲ喚起シ之レカ改善ノ必要ヲ感スルコト益切ナルニ至レリ、蓋シ穀物ノ品質ノ良否ハ市場ノ價格ニ大差ヲ來スノミナラス腐敗、搗滅、虫喰ノ多少ニ大影響シ、国家經濟上ノ利害ニ關係スル所少カラス、又俵装ノ改良統一ヲ図リテ商取引ノ便益ヲ増シ、生産物ノ共同販売ヲ普及セシメテ生産者ノ利益ヲ保護スルハ惣諸ニ付スヘカラサル一要項タリ、此ノ目的ヲ達スルカ為現ニ地方ニ於テ穀物檢査事業ヲ実施セルモノ二十六府県(四十三年末現在)ニ及ヒ其ノ成績佳良ナルヲ以テ大ニ穀物ノ品質・俵装等ノ面目ヲ一新スルコトヲ得、且ツ漸次未施行地ニ普及セムトスルノ趨勢ナリ

本事業ニ関シテハ穀物檢査法ノ発布ヲ希望シ且ツ国庫補助費ノ支出ヲ希望スル者少カラサルモ、政府ハ当分地方ノ任意ノ施設ニ俟チ唯其ノ実効ヲ挙ケシムルカ為必要ナル指導監督ヲ行フヲ可ナリト思考ス、今特ニ本項ニ関シ注意スヘキ事項左ノ如シ

- (一) 元來我国ノ小作料ハ米ノ容量ニ依リ定マレル習慣ナルヲ以テ、改良事業ノ実施ニ伴ヒ地主ニ納付スル小作米ノ品位ヲ高メント欲セハ、之ニ伴フ容量ノ減少・品質ノ改善・労費ノ増加等ニ関シ、地主ニ於テ奨励米ノ交付其ノ他小作人奨励ニ関スル相当ノ方法ヲ設ケシムルノ必要アリ、故ニ将来此点ニ意ヲ注キ地主小作人間ノ調和ヲ保チ、殊ニ産米檢査ヲ行フ場合ニハ必ず小作人奨励ノ方法ヲ設ケシメ乾燥・調整方法ノ進歩ト穀物檢査事業ノ

普及ヲ図ラムコトヲ期ス

(二) 現行穀物検査事業ハ往々検査ノ統一ヲ欠キ蔽正ヲ失スルコトナキニアラサルヲ以テ、将来ハ可成費用ト手数トヲ節約シ検査ノ統一及寛蔽ノ度ニ注意シ、本事業ノ実効ヲ挙ケシメンコトヲ期ス

(三) 俵装ニ関シテハ多年ニ渉ル各地方区々ノ習慣ヲ打破スルコト容易ノ事ニ非スト雖モ、装法ニ付テハ実利ヲ主眼トシ外觀ニ馳セス、先ツ一定ノ標準ヲ示シテ可成之ニ準拠セシメテ漸次ニ之ヲ改良セシムルノ方針ヲ執リ、又其ノ容量ニ関シテハ特別ノ場合ヲ除クノ外之ヲ一定セシムルコトト為サムト欲ス

(四) 地方ノ状況ニ依リ組合組織ノ倉庫ノ建設ヲ勧誘セントス

(五) 其ノ他ノ事項ニ付今後一層ノ研究ヲ遂ケ之カ実行ヲ期スルモ、特ニ呼値ノ一定及重量受渡等ハ之カ実行方法ニ付調査セムト欲ス

一茶業ニ関スルコト(略)

第四項 蚕業ニ関スル事項(略)

史料 二

1 「第四次勸業会」における議事運営

明治29・4

(国会図書館蔵、明治三〇年一月農務局「第四次勸業会議事要録」)

緒言

勸業会ハ十六年始メテ農商務省ニ開設シ、爾來相繼テ第二次・第三次ニ至レルモ、後久シク中絶ニ帰セリ、然ルニ今

ヤ戦勝ノ後ヲ享ケ産業勃興ノ機ニ際会シタルヲ以テ、更ニ之カ開会ノ必要ヲ認メ茲ニ本年四月ヲ以テ第四次勸業会ヲ本省ニ開ク、即チ特ニ本局ニ関聯セル事項ニ付、其要略ヲ記シ、以テ執務ノ参考ニ供ス

明治廿九年十月

農商務省農務局

(明治廿九年 第四次勸業会出席員、略)

明治廿九年四月 第四次勸業会議事要録

明治廿九年四月十日農商務省議事室ニ於テ開会

…(中略)…

(金子農商務次官)

…諸君熟知ノ如ク勸業会ハ明治十六年本省ニ於テ初テ開キテヨリ十七、十八ノ三ケ年間ハ毎年地方ヨリ勸業課員ヲ招集シ諮問セリ、爾來都合ニヨリ十九年以降今日マテ殆ント十一年ノ久シキ間停止ノ姿トナリ居レリ、然ルニ日清戦争後ノ経管トシテ今日政府ノ計画スル所ハ重且ツ大ニシテ、凡百ノ事業ハ実ニ多岐ニ涉リ随分煩雜ヲ極メタリ、其事業ノ大部分ハ地方ニアル仕事ナルカ故ニ到底諸君ノ尽力ヲ仰カナケレバ今日ノ国運ニ伴随スルコトノ出来サル時機ニ際会セリ、十六年以降今日マテ廢セラレタル本会ヲ再興スルコトニ決シ、今日以後ニ於ケル戦後ノ経営ト將來益々国家ノ富源ヲ培植スル事トヲ農商務大臣カ深思セラレ今日茲ニ諸君ヲ招集スルコトニナレリ…(中略)…

藤田農務局長会長席ニ着ク

(問題)

一 農家ノ副芸ハ勤儉貯蓄ノ基ナリ、農家ヲシテ益進テ之ニ従事セシメ且之カ普及ヲ図ルノ方法ヲ問フ

(説明)

本邦ノ農民ハ農閑ノ時ニ際シ往々座食シテ貴重ノ時日ヲ空費スルコトアリ、此ノ如キハ大ニ勤勉ノ氣風ヲ害ナ
 ヒ又國家經濟上少ナカラサル損失ヲ招クモノト云フベシ、故ニ此等ノ農民ニ副芸ヲ授ケ勞働倦ムナキノ良習ヲ
 涵養シ、且之カ所得ノ幾分ヲ貯蓄セシメ其恒心ヲ發達セシメント欲ス、然レトモ此等ノ副芸ハ各地其ノ趣ヲ異
 ニスルカ故ニ地方当局者ハ先ツ各種ノ調査ヲ行ヒ最モ其ノ地方ニ適スルモノヲ選ミ、而シテ之カ普及ノ方法ト
 シテ品評會共進會等ニ農家副芸区ヲ設ケ奨励セハ如何

… (中略) …

會長 (藤田農務局長)

今回遙ニ諸君ノ會同ヲ煩ハシタルハ、畢竟本省趣旨ノアル所ヲ了解サレ且ツ各種ノ問題ニ付十分審議シ答申ノ勞ヲ
 採ランコトヲ望ムニ外ナラス、然レトモ差当リ本問ニ対シ審議アラランコトヲ乞フ。又諸君ニ於テモ各地ノ狀況ヲ了
 知スルハ甚タ必要ナルヲ以テ各府県提出ニ係ル答申ハ悉皆取纏メ之ヲ印刷ニ付シ諸君ニ配布スルモ差支ナシ。……

… (中略) …

會長 (藤田農務局長)

本會議事摘要並諸君提出ニ係ル答申ハ不日印刷ニ付シ之ヲ配布スヘキヲ以テ他府県ノ狀況ハ之ニ由リ了知スルニ足
 ルヘシ

(長野県)

独リ本省ノ参考ニ止マラス各府県ノ便利ヲモ斟酌サレ各自述ヘラルレハ大ニ好都合ナリ

… (中略) …

会長（藤田農務局長）

差当リ書面ヲ提出スルカ帰県後答申スルカ第六問ニ対シ書面答申スル説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ乞フ

起立者

多数

会長（藤田農務局長）

多数ト認ムルヲ以テアトハ決ヲ採ラス

（以下略）

2 第一回農事試験場長等協議会における議事運営

明治29・4

（国会図書館蔵、明治三〇年一月農務局「第二回府県農事試験場長農事講習所長及農事巡回教師会議事録」付録）

第一回会議議事

本会議ハ明治二十九年ニ於テ甫メテ之ヲ開キシガ、同会ニ関スル記事ハ之ヲ刊行セザリシ。依テ茲ニ付録トシテ其会議ノ状況ノ一般ヲ記述センニ、第一回会議ハ同年四月十六日ヲ以テ開会セリ。当日ハ金子農商務次官臨場訓示アリ。渡部農務局農事課長会長席ニ就キ本省諮問案及農事試験場并ニ各府県提出議案ヲ討議シ同月二十日全ク結了シ志村書記官農務局長代理トシテ臨場閉会ヲ告ゲタリ。此会議ニ招集セラレタルハ府県農事試験場長農事講習所長及普通農事ニ関スル巡回教師ニシテ招集ニ応ジタル者二十五名ナリシ…（中略）…

本省諮問案及之ニ対スル答申

一、府県農事試験場ノ設備并其程度如何

説明 府県農事試験場ノ設備及ビ程度ハ固ト其府県ノ状況ニ由リ自ラ相同シカラザルハ論ヲ待タズ。從テ各地ヲ通シテ画一ノ設備ヲ為サシムルハ敢テ望ム所ニアラズト雖ドモ、要スルニ府県農事試験場ノ將ニ採ルベキ事業

ノ大綱ヲ定ム、且ツ試験事項ノ如キモ本省所属ノ農事試験場と其業ヲ分チ繁閑高低其ノ度ヲ失ハズ相倚リ相助ケテ本邦農事ノ改良ヲ図ルヲ旨トスベシ。殊ニ府県農事試験場ニ於テ各種ノ分析ヲ行フカ如キハ徒ニ多額ノ地方税ヲ費シ其得ル処失フ処ヲ償フニ足ラザルナキヤ、果シテ然ラバ府県農事試験場ニ於ケル分析ハ如何ナル程度ニ止ムルヲ可トスルヤ

…(答申略)…

二、府県農事試験場ト農事試験場本支場トヲシテ互ニ氣脈ヲ連通セシムルノ順序方法如何

説明 農事試験場本支場ト府県農事試験場トハ恰モ枝幹ノ關係ヲ有スヘキモノナルカ故ニ常ニ相互ノ氣脈ヲ貫通シ以テ業務施行上諸般ノ便益ヲ計ルニハ如何ノ方策ニ拠ルヘキヤ

…(答申略)…

三、府県農事試験場ノ農事試験場本支場ニ対スル希望ヲ問フ

説明 府県農事試験場ノ本省所属農事試験場ニ対スル希望多々之アルヘシト雖モ其ノ最モ緊急ナルモノテラン^(マヤ)敢テ問フ

答申

一、農事試験場本支場ハ研究的試験ヲ主トシ模範的試験ヲ副トセラレタキコト

一、農作物ノ病虫害ニ係ル試験研究ハ充分ニ行ハレタキコト

一、多ク研究的試験ヲ施行シ殊ニ地方特産物ニ対シ注意ヲ請フコト

一、地方特産物ニシテ農事試験場本支場ノ試験地ニ於テ試験シ難キモノハ相当ノ費用ヲ支出シテ府県農事試験場ニ托シテ試験セラル、カ又ハ特ニ其産地ニ分支場ヲ設ケテ試験セラレタキコト

一、府県農事試験場又ハ農事巡回教師ニ於テ農事試験場本支場ニ対シ或ル事項ノ試験研究ヲ請フトキハ協議ノ

上適當ト認メタルモノニ限り其請求ニ応セラレタキコト

…(中略)…

四、府県農事巡回教師ト農事試験場本支場トノ連絡ニ対スル方策如何

説明 府県農事巡回教師ト農事試験場本支場トノ関係ハ目下甚タ薄弱ナルカ如シ。而シテ農事奨励ノ方法ハ其方

針ノ一途ニ出ツルヲ要ス。故ニ農事試験場本支場ノ事業ノ如キハ成ルヘク講話ノ方針ト相一致シテ互ニ相反リ
ナキヲ以テ最モ策ノ得タルモノト新ス。果シテ然ラハ如何ナル順序方法ニヨリ兩者ノ連絡ヲ謀リ以テ前途ノ目
的ヲ達スルヲ得ヘキヤ

…(答申略)…

各府県提出議案及之ニ対スル決議

…(中略)…

七、不正肥料ニ対スル府県農事試験場ノ業務如何

(奈良県提出)

決議

一、肥料商ニ付実地ノ調査ヲ行フコト

一、肥料ニ係ル智識ヲ農家ニ普及スルコトヲ図ルコト

一、共同購買ヲ奨励スルコト

一、府県内ニ於テ販売スル肥料ヲ蒐集シテ之ヲ分析シ其良否ヲ普知セシムルコト

八、農事講習ノ組織方法如何

(奈良県提出)

…(以下略)…

(国会図書館蔵、明治三〇年一月農商務省農務局『明治三十年四月第五次勸業会議事要録』)

(1) 明治三〇年四月第五次勸業会議事要録

明治三十年四月二十日午前十一時二十五分農商務省議事堂ニ於テ開会

…(中略)…

第五次勸業会農務部諮問事項

一 粗悪肥料ノ状況及其取締方法如何

説明

肥料又ハ販売上故意ニ種々ノ無効若クハ有害ナル物料ヲ混和シ肥料ノ真価ヲ害スルモノアルハ近年数々見聞スル所ニシテ農家経済ニ及ホスノ影響少カラストス、依テ其状況併ニ取締方法ヲ問フ

(参考)

肥料取締法案

第一条 此ノ法律ニ肥料ト称スルハ農作物ノ肥養ニ供スル目的ヲ以テ販売スル物料ヲ謂フ

第二条 肥料ニハ故意ヲ以テ他ノ物料ヲ混和スルコトヲ得ス

二種以上ノ物料ヲ混和シテ肥料ヲ製造シ又ハ之ヲ販売セントスルモノハ地方長官(東京府ニアリテハ警視総監)ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 地方長官ハ何時タリトモ官吏ニ命シテ肥料ノ臨検ヲ為サシムルコトヲ得

前項ニヨリ臨検ヲ為ス官吏ハ其ノ証票ヲ携帯スヘシ

第四条 肥料ノ製造者又ハ販売者ハ前条ノ臨検ヲ拒ミ又ハ見本トシテ必要ナル肥料ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第五条 第二条ニ違背シタル者ハ十元以上百元以下ノ罰金ニ処ス

第六条 第四条ニ違背シタル者ハ五十元以上五十元以下ノ罰金ニ処ス

第七条 此ノ法律施行ノ為メ必要ナル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第八条 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

(参考)

肥料製造法各種ノ場合

一、天然採収ノ俣ナル場合 (例、人糞、鶏糞、稗稿)

一、一種ノ原料ヨリ製スル場合 (例、乾鰯、石灰、搾粕、油粕、糠)

(イ) 肥料ヲ製造スルヲ主目的トナス場合 (例、乾鰯、石灰)

(ロ) 肥料ハ主タル生産物ノ余滓ナル場合 (例、搾粕、油粕、糠)

一、一種ノ原料ニ薬料等ヲ混和シテ肥料ヲ製スル場合 (例、過燐酸石灰)

一、二種以上ノ原料ヲ混和シテ一種ノ肥料トナス場合 (例、混和肥料)

一、二種以上ノ原料ニ薬料等ヲ混和シテ肥料ヲ製スル場合 (例、完全人造肥料)

不良ナル混和物ノ場合

一、自然ニ加ハル場合 (例、乾鰯ニ砂)

一、主タル製造物ノ製造上必要ニ依リテ加フル場合 (例、糠ニ砂)

一、製造者ノ悪意ヲ以テ加フル場合 (例、過燐酸石灰ニ生石灰)

一、販売者ノ悪意ヲ以テ加フル場合 (例、糠ニ鋸屑) (例、搾粕ニ磨稗及樹皮)

一、製造者ノ無識ニヨリテ為ス場合

(前二項ニ同シ)

一、販売者ノ無識ニヨリテ為ス場合

備考 括弧内ニ記シタルハ一二ノ例ヲ示シタルノミ

(2) 肥料取締法案についての議論

会長 (藤田農務局長)

私ハ昨日ハ差支アリタルガ為メ商工局ノ方ト差繰リマシタ。商工局ノ第三ハ午前ニ終了シマシタ。之レヨリ私ノ方ノ第一ト第二トニ付テ議シマセウ。農務ニ関シ種々ノ御意見モ有ラン、地方行政ノコト又ハ法律制定ノコトニ付テ實際差支アルトカ又ハ規則類ノ改正ニ関シテモ御意見モ有マセウガ此諮問済ミタル後協議会ヲ開キ意見ヲ述ブルカ又ハ都合ニヨリ地方特別ノ事柄ニ付必要ノコトデアレハ直接私へ申出ラレルカ又ハ夫々主任ノ者へ御相談被下度。

尚申シテ置キ度ハ本年制定、法律ノ中諸君モ御存シナランカ蚕種検査法、遠洋漁業奨励法、生糸直輸出奨励法ヲ出シタカ之レハ三十一年度ヨリ施行スルノ手続ニ成テ居リ之ニ必要ナル勅令ハ目下取調中デアリマス、殊ニ同業組合法、蚕種検査法ハ其施行上ニ付テ府県ノ当局者ニ此道ノ経験又ハ意見モ有マセウカラ之レハ孰レ協議会ニ於テ伺ハシ、同業組合法ニ付テハ商工局長ヨリ今日申上タル通りテ有マスシ蚕種検査法ニ付テハコレハ来年ヨリ施行スルノデ目下施行規則ノ調査中テ有マス。又種場規則ニ付テモ目下調査中ナレハ諸君ニ意見アレハ御開申ヲ乞フ

今日此問題ニ在ル所ノ肥料取締情況ノ事ニ付テハ本年議會ニ請願モアリ法律モ出マシタカ之レハ貴衆兩院へ請願書ノ出ヌ以前ヨリ着々調査ヲ怠ラスノデアアル。御参考マテニ差上ケタ方案ハ議員提出案ヲ衆議院特別調査委員會デ修正シテ報告シタ分テ御座リマス。其外ニ御手許へ差上タノハ肥料ノ種類ヲ略別シタモノデアアル。此二ツノモノヲ御参考ニナツテ諸君ノ御意見ヲ述ヘラレタシ。漁業組合ノ方ハ同業組合ト其目的ヲ異ニスル故ニ同業組合法ニ係ラ

ス存在スルモノデアル。之レガ利害ニ付キ順次ニ意見ヲ開申サレ度然シナガラ此案ニ付テハ既ニ御決定被成タ地方モアラウカ長キ意見ハ書面ニテ御差出被下方便宜ト考ヘマス

…(中略)…

(埼玉県)

本県ハ昨年来粗製肥料ニ付テヤカマシカリシ一体粗製肥料非常ニ入込ム。昨年ノ調ニヨレハ本県ハ鰯、鯀、乾鰯、豆粕、米糠等ヲ多ク使用ス。何レモ不正品ナラザルハナシ。此事ハ一般ニ昨年来ヨリ唱ヘシニヨリ県庁ニ於テモ夫々其取調方ニ尽力セリ。其産地ハ北海道、上総地方ナリ。之レハ東京(深川)ニ入りソレヨリ間屋ニテ俵直シヲ為シ不正ノコトヲ為シ県下ヘ輸入ス。又原産地ニ於テモ不正ノコトヲ為スモノアルカ如シ。之を取調ブルニ目下ノ処一円ニ付三貫二百匁ノ鯀ニ不正品ヲ混シ一貫ノ量ヲ増シ四貫二百匁ニシテ之ヲ売ル。地方農家ハ仲買人ノ手ヲ経テ之ヲ購入シ貫目多キモノヲ望ミ、貫目少キヲ価高シトナシテ厭フヲ以テ、仲買人ハ不正品タルヲ知テ之ヲ買入ル。

本県ニ於テハ町村農會、郡農會アルヲ以テ原物ヲ農家ニ示シ現状ヲ説明シテ如此肥料ハ有害無益ナルヲ警戒ス、メ粕等ニ混入スルモノハ蛎殻ヲ粉末トシタルモノニシテ乾鰯、鯀、鰯等ニ之ヲ加フ。メ粕ノ良否ハ甚タ判別シ難キモノニシテ鰯ヲ煮其汁ニテ鋸屑又ハ魚鱗、砂等ヲ入テ煮シメタルモノヲ混合ス。一見良否ヲ判別シ難シ。如此有様ナレハ農會有志者ハ大ニ之ヲ憂ヒ昨年十月ヨリ本年二月マテ不正肥料販賣取締法制定ノ請願書ヲ農商務大臣ニ提出スルコト五通ナリ。諸君ノ知ルコトク此案ハ議會ニ提出セラレシカ不幸ニシテ之ヲ否決セシハ遺憾ナリトス。如此次第ニテ県下ノ実況ヨリ見レハ不正肥料取締法ヲ設クルハ目下焦眉ノ急ナリ。併シ法律ノ發布ヲ以テ取締ルハ最モ宜キモ、ソレハ議會ノ協賛ヲ經ザル可ラザレハ急ノ間ニ合ハヌカラ、其迄ノ所ハ之ニ代ハルベキ嚴重ナル制裁ヲ付シタル省令ノ發布アラントヲ望ム。本県ノ取締法ニ付テハ

第一、肥料販賣業者ニ免状ヲ下付スルコト

第二、監督者ヲ設ケテ検査スルコト

第三、不正肥料ノ販売ヲ充分ニ検査スルコト

第四、肥料組合又ハ其他販売者ヲシテ商標ヲ明カニセシムルコト

尚ホ此ノ肥料取締法案ニ付一言シタキハ、第二條第二項ニ依レハ一種ノ肥料ニ付テハ許可ノ必要ナキ様ニ見エルガ、ソレデハ此弊害ヲ防グコト能ハサルベシ。一種二種共ニ肥料製造者又ハ販売者ヲシテ之レカ認可ヲ受クル様ニシタシ

…(中略)…

(奈良県)

本県ハ去ル明治廿七年十一月取締規則ヲ制定シ認可ヲ經テ之レヲ發布シ組合成立セシカ明治二十八年七月以後ヨリハ此規約実施ニヨリテ良成績ヲ奏セリ。其組合ノ人員ハ千三百余人ニ達シ皆製造人仲買人ノ團結ナリ。肥料ノ他ヨリ入ルモノハ大抵大阪ヲ經テ來ルモノニシテ本県生産ノモノハ燒酎粕、^(ア)粕、胡麻粕、棉種粕等ナリ。但シ県下ニテ使用スルモノハ凡ソ二十種モアルカ十七種ハ輸入品ニ係リ、右ノ三種ハ本県製出ノモノナルヲ以テ、此方ニ最モ力ヲ尽シ居レリ。而シテ此規約ヨリ生スル利益ハ粗悪肥料ノ使用ト对照スレハ昨二十九年ニ於テ農家ニ利スルコト殆ト五万円内外ナリ。又輸入品ノ如キハ十七種ニシテ詳シクハ取調ヘサルモ蓋シ十万円ニ下ラサルベシ。規約実施ノ当初ニ於テハ種々ノ故障アリタルモ普ク經過スルニ從ヒ本県農家ハ粗悪品ヲ購入セザルコトニナリ、大坂地方ノ問屋モ亦之ヲ知ルニ至リタレハ昨年ノ如キハ大坂ノ問屋ト契約ヲ取結ビ商票ノ付セサルモノハ不正品ナルヲ知り県下ニテ一切買入レサルニ至リタリ。本県ニ於テ肥料ノ検査ヲ行フニハ学理応用トカ六カ數コトヲ為サス、只ダ実験ニ富ミタル製造者又ハ販売人カ検査所ニ於テ見本ヲ携ヘ对照シ或ハ水ニ融解シ或ハ火ニ燻ベテ香ヲ嗅ギ其精粗ヲ判定スルカ、此判定ニ向テ敢テ苦情ヲ云フ者無キカ、其分析等ニ至テハ農事試験場畿内支場ニ依頼スル内規ニ成リ居

レリ。茲ニ幸ニ検査規則ノ書類ヲ持參シタレハ參考ノ為メニ差上置ン、組合ノ調査ニ依レハ本県使用肥料総量ハ凡ソ十三万六千八百七十四駄ニシテ此金額六十六万七千七百六十八錢トナレリ。今尚此肥料ニ改良ヲ施シ此改良ヨリ生スル利益ヲ一割ト仮定スルトキハ六万円余トナル。如斯本県ハ規約ノ実行中ニテ取締法モ付テアルガ此肥料取締法案ノ如キモ発布セラルレハ頗ル其効アルモノニシテ良結果ヲ得ベキト信ズ

…(中略)…

(岡山県)

…此ノ取締法ヲ設クルモ宜シキ事実ナリト思フガ、然レドモ余リ簡單過キテ其効少カラシ故ニ尚ホ密ニセンコトヲ望ム。例ヘハ第二条ニ依レハ二種以上ノ物量ヲ混和シタル肥料ヲ製造又ハ販売スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシトアリ、シテ見レハ一種ノモノハ要セザルカ如キモ一種ノモノモ二種ノモノト同様ニ認可ヲ受クルヲ要ストセザレハ不完全ナリ。一種ノモノト雖ドモ骨粉ノ如キ其他混合物ノ出来ルモノ少カラス。而シテ佞裝ノ時ニ封印ヲ押シテ途中ニ種々混セ物ヲシテ変更スルコトヲ得ザラシムル様ニセザルベカラズ。又第三条ニアル肥料ノ臨検ニ就テハ最モ必要ナリ、コレハ可成何時何処テモ之レヲ検査スルコトニスル方最モ可ナリトス。何トナレハ例ヘハ北海道ヨリ岡山県ニ到着スル迄各地方ヲ経テ来ルトセハ数回仲買人ノ手ヲ経ルヲ以テ何時何処ニテ悪手設ヲ施サヤモ計ラレザルヲ以テ北海道ニ於テ一度検査済トナリタリトテ此肥料ハ精良ニシテ粗悪ナラサルモノト云フコトヲ得サレハナリ。又取締法ニ就テハ何レ手續細則等モ出シマセウガ、認可ヲ与ヘタルトキハ其旨ヲ官報ニ掲載スルノ一項ヲ第二条ニ規程セラレンコトヲ望ム。然ラサレハ二項ノ肥料ニ対シ認可アリシヤ否ヤヲ知ルコトヲ得ザレハナリ。尚ホ今日ハ幸ヒ農事課長ヤ水産課長モ御出席ナラレ居ルヲ以テ御尋ネ申マスカ、コレハ昨日御配付ニナリタル肥料製造法各種ノ場合ト云フ中ニ一種ノ原料ヨリ製スル場合トアリテ其中ニ石灰ヲモ加ヘラレ居ルカ、之レハ一種ノ原料トシテ果シテ宜シキモノナルヤ否ヤト云フコトナリ。石灰ノ土地ヲ害スルハ明カナル事実ニシテ殆ント今日ノ輿論トナ

レリ。本県ニテハ昨年県会ニ於テ石灰ヲ肥料トシテ施用スルトキハ土質ヲ害シ米穀ヲ粗ニスルモノ故、之カ使用ヲ止メントノ説アリシカ、石灰ノ土地ヲ瘦ラカスコトハ恰モ亜片ノ人身ニ害アルカ如ク、之ヲ施用スルコト多クシテハ益土地ヲ衰弱セシメ遂ニハ其土地ヲ荒蕪ニ帰スルニ至ルヲ以テ本県勸業諮問会ニテハ之ヲ憂ヒ若シ石灰ヲ多量使用スルモノヲハ違警罪ヲ以テ之ヲ罰スルコトニ議決シタリ。本県ニ於テモ石灰ノ安価ナルヲ以テ大ニ使用シ土中ニ層ヲ作りタル田畑モアリタルカ、石灰ハ一時ノ効アルモ漸ク土地損耗スルヲ以テ之カ使用ヲ防遏スルノ方針ヲ取レリ。尤モ北方ノ寒キ国ニテハ石灰ヲ使用シテ宜シカラシモ当県ノ如キハ甚タ土地ヲ害スルナリ。又石灰ハ或程度ヲ超過シテ之ヲ使用セハ水産族ヲ害シ海草ヲ枯死セシムルト云フコトハ水産学者カ実地試験ニ係ル事実ナリ。併シ其程度トハ幾何ノ分量ヲ云フカ其割合ハ茲ニ申述ヘサルカ兎ニ角水族ニ害ヲ与ヘルコトハ明ナルナレハ違警罪ヲ以テ之ヲ罰スルカ地主小作人間ノ契約ニヨリ又ハ農会ノ規約ニヨリ石灰ヲ用ヒサラシムル様シタシ。然ルニ斯ノ有害ノモノヲ肥料ノ一種ノ原料トシテ示ストキハ本県ニ於テ可成使用セシメサラシムルコトヲ定メタル方針ニ背馳スルモノナリ。故ニ此ニ関スルコトハ農事課長ニ又其水産ニ関スルコトハ水産課長ニ并セテ御問ヒ申サン

(渡部農事課長)

只今御質問カアリマシタカ、石灰ハ或ル場合ニ於テハ薬トモナリ又場合ニ於テハ毒トモナルハ丁度亜片ト同様テアルカ、之ヲ取締ルニ違警罪ヲ以テ罰スルハ甚タ穩カテナイ。之レハ地主ト小作人トノ契約ニ任セ石灰ヲ用ヒナイ様ニスル外途カナイ。御手元ヘ差上タ肥料製造法各種ノ場合第二項ニ石灰ヲ挙ケタルハ単ニ例示ニ過キナイノデアアル(下水産課長)

岡山県ノ御質問ニ答ヘマスガ、石灰ト水産トノ関係、是レハ漁業ニ使フコトハ石灰ノ毒ガ流レテ水族ヲ害スルコトニテ之ヲ各地方ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ禁スル所ガ多クアリマスガ、農業ヲ取締ルニ漁業規則ヲ以テスルハ為シ能ハサル所ナラン。石灰ヲ農業ニ使用スル結果カ水族ヲ害スルカ、即チ其ノ使用ノ分量多ケレハ其丈ケ河川ニ注入

スル分量モ多ク随テ水族ニ害ヲ加フルコトモ多ク之ヲ外国ノ例ニ見ルモ河川ニ排出スル有毒ノ水カ魚族ヲ害スルコトアルカ故ニ英、独、瑞西等ノ国々ニアツテモ夫々規定ヲ設ケ居ルカ、我邦ニ在テモ他日漁業法ノ発布ノ暁ニハ此等ノ規定モ制定セラル、コトナランカ農業ノ方ヲ漁業ノ方ヨリ制限スルコトハ出来マイト思フ。尚漁業ヲ害スルモノハ独リ石灰ノミナラス其他鉱毒等モアリテ此等ハ当省ニテモ研究シ居ルコトナルガ、今日ハ肥料取締ノコトニ付テ御意見ヲ伺フマデマスカラ魚族トノ關係ニ就テハ委シク申シマセヌ

会長（藤田農務局長）

大分諸君ノ御説モ御座リマスルカ、尚此後ニモ問題カ多ク残ツテ居リ、且ツ本問題ノ如キハ重大ノ事ニシテ凡テ諸君ノ御意見ヲ知り度ク又本省ニ於テモ充分ノ調査ヲ要スルコトニテ其実行ノコトニ付テモ各府県区々其狀況ヲ異ニスルヲ以テ其取締法ノ如キモ如何ニシテ宜シカラシカ、詳細書面ニテ私迄御差出相成度シ。又各地方ニ於ケル狀況及其希望ヲモ并セテ御認メアランコトヲ望ム

∴（中略）∴

会長（藤田農務局長）

狀況ノ要点ト意見ヲ聞キタイ

（青森県）

肥料法案ハ次ノ議會へ提出スルコトニナリテ居リマスカ

会長（藤田農務局長）

何トモ分カラス、諸君ノ御意見ニ依リテ尚取調ル所アラン

（宮崎県）

此取締法案ニハ臨檢云々トアルカ臨檢ニハ是非トモ人ヲ要スル。又其検査ニ要スル機械分析器等ハ各地方庁ニ備置

クコトニスルノテアルカ

会長（藤田農務局長）

此法案ハ政府提出ノモノテハナイカ、法律トシテ出ストキハ予算ハ如何ニスルカ、又第三条ハ必ス検査サセルト云フ意デハナイカラ、便宜県庁ノ方ナリ又ハ試験場ニ依頼シテヤル積リナリ。只今ノ処テハ確定セス、之レニテ肥料取締法案ノ事ハ終了ス

（四月二十二日午前十一時二十分）

閉会後書面ヲ以テ答申セルモノ左ノ如シ

東京府（略）

大阪府（略）

埼玉県

……肥料ノ状況夫レ如此。宜シク適當ノ取締法ヲ制定シ之レヲ実行シテ以テ其弊害ヲ矯正スルハ農業振作上最モ急要ナルモノナリ。而シテ本県下ニ於テハ昨年十二月ヨリ本年二月ニ至ルマテ不正肥料販売取締規則ノ發布請願書ヲ農商務大臣ニ提出セシモノ前後通計五通ノ多キニ及ヘリ。而シテ又第十議會ニ於テハ衆議院ヨリ肥料取締法案ヲ提出セシモノアリト雖ドモ不幸ニシテ本案成立ニ至ラサリシト聞ク、實ニ痛恨ノ至リナラスヤ。然リト雖ドモ不正肥料ノ取締ハ且下賞美ノ急ニ迫ルヲ以テ一日モ忽カセニスヘカラサルニヨリ法律ヲ以テ本法ノ發布ヲ須ツコト能ハス、故ニ此際最モ嚴重ナル制裁ヲ付シ農商務省令ヲ以テ之ヲ發布セラレシコトヲ望ム。而シテ其取締方法ノ大要ハ左ノ如シ

一、肥料販売業者ニハ免許ヲ受ケシムルコト

二、不正肥料ノ製造販売ヲ禁止スルコト

- 三、監督者ヲ設ケ隨時製造所及販売店ニ就キ検査セシムルコト
- 四、製造所、問屋、又ハ販売店ヲシテ組合ヲ設ケ信用ヲ重シ製造改良ヲ図ラシムルコト
- 五、同上組合ハ各一定ノ商標及製造、販売者ノ住所氏名ヲ付シ取締ニ便ナラシムルコト
- 六、不正肥料ノ製造販売者ヲ処罰スルコト
- (愛知県、山梨県、岐阜県、長野県、宮城県、福島県、岩手県、福井県、鳥取県、島根県、広島県、和歌山県、福岡県、大分県、鹿児島県を略す)

4 第二回農事試験場長等協議会における議事運営

明治33・4

(国会図書館蔵、明治三十四年六月農務局「第二回府県農事試験場長農事講習所長及農事巡回教師会議事録」)

(1) 第二回農事試験場長等協議会諮問案

第一 農事試験場長、同講習所及同巡回教師設置後其事業ノ成績如何

説明、農事試験場長、同講習所及同巡回教師設置後其執り来リタル事業ノ方法(例セハ試験場ニ在リテハ試験ノ種類及其方法并其成績ヲ普及セシムルノ方法等講習所ニアリテハ農事講習ノ期間、講習ノ項目及其方法等又巡回教師ニアリテハ巡回ノ方法講話或ハ監督ノ方法等)及其成績(例セハ試験場ニ在リテハ其試験成績ノ普及セシムル程度及之レカ為メ改良進歩ヲ促シタル事項等、講習所ニアリテハ其養成シタル生徒ノ数及卒業生ノ成績及其現況等又巡回教師ニ在リテハ其巡回ノ結果改良ノ実ヲ挙げ得タル事項等)並ニ試験事項害虫駆除其池農事改良上ニ関シテ、良法ト認ムヘキモノハ其意見ヲ十分ニ吐露シ以テ相互ノ利益ヲ図ラントス。而シテ又設置後日尚ホ浅ク成績ノ未タ挙げ得ハサル所ニ在リテハ其現今施行シ及将来施行セントスル事項ニ就テ意見ヲ開陳セラ

レタシ

第二 各府県農家副業ノ種類及其将来ノ見込如何

説明、農家ニ於テ副業トシテ諸種ノ事業ヲ営ムハ農家經濟上最モ必要ノコトナリト雖トモ、地方ニヨリ其副業ノ種類及利害ノ関係互ニ相違ナルノミナラス其事業ノ或ハ今日ニ適當セサルモノナキヲ保セサルヲ以テ、各府県ニ於ケル農家副業ノ種類ヲ調査シテ之カ利害得失ヲ明カニシ以テ将来ノ方針ヲ定ムルコト、農家經濟上目下ノ急務ナリト信ス。此等ノ点ニ関シ諸君カ日常見聞セル所ニ就テ其意見ヲ述ヘラレタシ

第三 各府県ニ於ケル肥料ノ種類及其現況如何

説明、肥料取締法施行上ノ参考ニ供センカ為メ曩ニ販売肥料標本ノ採取方ヲ依頼シ置キタルヲ以テ、是等ニ関スル意見及近時農事ノ改良ト共ニ肥料ノ種類ノ増加スルト之カ施用法ノ種々ナルトニ依リ或ハ往々不正ノ物品ヲ販売スル者アリ是等ニ就キ諸君カ日常見聞セル事実及之ニ対スル意見ヲ述ヘラレタシ

第四 昆虫ノ名称ヲ一定スルノ方法如何

(説明、略) …

第五 農家に牛馬ノ飼養ヲ奨励スルノ方法如何

説明、近時ノ労働賃錢騰貴ノ為メ施行上種々ノ不便ヲ生シ從テ農家經濟上其利益ヲ減殺セラルル、コト少シトセス。而シテ人力ニ代フルニ牛馬ヲ以テセハ単ニ労力ヲ節減シ得ヘキノミナラス肥料ヲモ併セテ得ヘキヲ以テ農家經濟上利益多キコトハ既ニ明カナリト雖現今農家ニ飼養セラル、牛馬ハ寧ロ減少スルノ傾ナキニアラス。之レ甚タ憂フヘキノ事ナルヲ以テ農家ニ牛馬ノ飼養ヲ奨励シ以テ經濟上利益多カラシメンニハ如何ナル方法ヲ以テスヘキヤ、其意見ヲ述ヘラレタシ

第六 穀物ノ乾燥ヲ完全ナラシムル方法如何

説明、穀物ノ乾燥ハ品質ノ保全及貯藏上最必要ナルコトナリ然ルニ処ニ依リ殊ニ東北地方ニ於テハ乾燥甚不十分ナルヲ完カレズ今其弊ヲ矯メントスルニハ如何ナル手段ヲ取ルヘキヤニ付意見ヲ述ヘラレタシ

(2) 諮問案に対する答申(第一〜四、略)

第五 農家ニ牛馬ノ飼養ヲ奨励スルノ方法如何

右答申

農家ニ牛馬ノ飼養ヲ奨励スヘキ方法ハ地方斯業ノ沿革ヲ調査シ以テ適切ナル方針ヲ確定シ著著其歩ヲ進ムヘキハ勿論、当業者ノ智識ヲ開発スルニアラスンハ能ク其目的ヲ達スルコトヲ得サルヲ認ム、其実施ヲ要スヘキ事項ハ大略左ノ如シ

一、調査 沿革及現況ノ調査ヲ為スハ勿論、牛馬放牧ニ関スル原野ノ状況、耕地其他苟モ家畜飼料ノ関係ヲ有スル諸件ヲ調査シ飼養シ得ヘキ程度ヲ定ムルコト

二、篤志者及有力家ニ農用牛馬ノ飼養ヲ奨励シ且小農ニ貸与セシムルコト

三、牛馬飼養者ノ相互保険組合ヲ設ケシムルコト

四、共進会及競犁会ヲ開設セシムルコト

五、専門ノ教師ヲ置キ牛馬ニ関スル諸般ノ講話(殊ニ牛馬耕ノ奨励、運搬其他働役ニ関スル諸般ノ改善、肥料ノ取得、使役ト繁殖トヲ併行スル利益、乳肉利用等ノ利益アルコトヲ知得セシムルコト)及講習、牛馬耕伝習等ノ事ヲナシ以テ当業者ノ智識ヲ開発シ或ハ審査鑑定、去勢術等ノ事ヲナサシメ兼テ配合飼養搾乳、畜産製造及牛馬耕等ノ実地指導及斯業ニ関スル諸般ノ監督視察ヲナサシムルコト

六、繁殖ヲ主トスル地方ニ於テハ前數項ノ外尙左ノ施設ヲナスヲ要ス

(イ) 産牛馬組合ノ設置

(ロ) 種畜ノ貸与

(ハ) 畜産補助(例之種畜ノ購入補助、良牝牛馬飼育補助、共進會補助、競馬會補助、去勢術ノ普及及奨励ニ

関スル補助、組合費補助等)(以上二項ハ國庫又ハ県稅ヨリ支弁ノ途ヲ講究スルコト)

(ニ) 監督(組合理業、種畜市場、共進會等)

(ホ) 畜籍ノ整理

第六 穀物ノ乾燥ヲ完全ナラシムル方法如何

右答申

一、排水工事、耕地整理、掛ケ乾シヲ普及スルコト

二、籾ヲ乾燥スルニ猫伏竹筭等ヲ用ユルコト

三、田ノ周田ニ早稲種ヲ栽培シ其收穫跡地ニ溝ヲ作り田面ヲ乾燥スルコト

四、農事試験場其他ニ於テ穀類ノ乾燥ニ関スル試験ヲ行ヒ其效果ヲ示スコト

五、穀類品評會ニ於テハ特ニ乾燥ニ重キヲ置クコト

六、農事試験場、農事巡回教師、農會等ニ於テ前陳ノ方法ヲ一般ニ勧誘奨励スルノ外行政上之カ普及ノ方法ヲ講スル

コト

(3) 建議書

一 農具改良施設ノ件ニ付建議

農具改良ノ事タル既ニ農商務省農事試驗場本支場ニ於テ各實施設研究ノ方途ニ在リト雖モ未タ其調査ノ結果ニ就テハ聊カ遺憾ナシトセサルナリ。然ルニ翻テ本邦經濟界ノ狀勢ヲ顧ルニ近今商工業ノ發達進步ニ伴ヒ著シク勞力ノ需要ヲ増加シ來リタルカ為メ農業ノ改善ニ一大妨害ヲ及スノ憂アリ。故ニ之カ救済ノ良策トシテ先ツ農具ノ改良ヲ計ルハ實ニ刻下ノ最大急務ナリト信ス。然レトモ此事業ノ成效ヲ期スルハ幾多ノ施設ヲ要スヘシト雖其效果ヲ見ルニ至ルハ到底數年ノ歲月ヲ要セサルヘカラス。依テ先ツ速ニ農事試驗場本支場ニ於テハ在來ノ施設ニ加ヘテ一層完全ナル方策ヲ確立シ其實施ノ緒ニ就カレンコトヲ

二 家畜飼養試驗ニ関スル件ニ付建議

農商務省農事試驗場ノ事業漸ク進運ニ向フト雖モ畜産ニ関スル試驗ノ如キハ未タ其施行ヲ見ルニ至ラサルハ大ニ遺憾トスル所ナリ。故ニ此際家畜飼料ノ試驗ヲ行ヒ各用途牝牡年令ニ係ル消化系数及其配合量ヲ考定シ本邦家畜飼養ノ標準ヲ定メ牧畜家ノ參考ニ資セラレンコトヲ

三 農事試驗場調査事項一定ノ件ニ付建議

農事試驗場取調事項ハ現今各地トモ概ネ農事試驗場本支場ノ事例ニ依ルカ如シト雖モ往往彼此其方法ヲ異ニスルモノアリ又其成績報告ノ如キモ独リ其年間ノミナラス前五箇年間平均ヲ併載スルノ必要アルカ如シ。依テ此際農事試驗場本場内ニ委員ヲ設テ調査事項及方法ヲ審議セシメ其結果ヲ各府県ニ報告シ一定ノ調査標準ヲ示サレンコトヲ

四 府県農事試驗場ノ設備規程發布ノ件ニ付建議

府県農事試驗場ノ設施ハ各地其趣ヲ異ニシ為ニ同一ノ設備ヲ視ル能ハサルノ憾アリ。故ニ目下ノ時運ニ際会シ之レカ設備規程ヲ制定シテ一ハ既設試驗場ノ歩武ヲ整ヘ一ハ今ヨリ創設スヘキモノノ標準トナスヘキノ必要アルヲ以テ其規

程ノ如キハ宜シク当局者ニ於テ調査制定アランコトヲ
以上四件明治三十三年四月十日ヨリ同十九日ニ至ル迄農商務省ニ於テ御開設相成タル府県農事試験場長、農事講習所
長、農事巡回教師會議ノ決議ニ由リ謹テ及建議候也

明治三十三年五月九日

府県農事試験場長農事講習所長

農事巡回教師會議會長

和田 彦次郎

農商務大臣 曾禰 荒助 殿

5 第六次勸業会における議事運営

明治34・5

(国会図書館蔵、明治三十四年二月農商務省農務局「明治三十四年五月 第六次勸業会要録 (農務之部)」)

(一) 勸業会諮問事項

- 一、農会ノ効用ヲ完カラシムル方法如何、付農会ノ現況
- 二、農会令第十七条ニ依リ農会ヲシテ調査又ハ報告ヲ為サシムヘキ事項及其程度如何
- 三、産業組合普及ノ方法如何
- 四、産牛馬組合ノ現況
- 五、耕地整理普及ノ方法如何
- 六、害虫駆除予防普及ノ方法如何

- 七、地主ヲシテ力ヲ農事ノ改善ニ尽サシムルノ方法如何
- 八、自家用蚕種取締ノ方法如何
- 九、蚕病消毒普及ノ方法如何
- 十、牛馬ノ飼育及使役改良ノ方法如何
- 十一、農家ノ副業（家禽業ヲ包含ス）ヲ奨励スルノ方法如何
以上農務局ニ関連スル事項
- 十二、同業組合ノ成績及同業組合ニ於ケル製品検査ノ成績如何。併テ現在施行セル検査方法ノ欠点並ニ之ヲ補フヘキ方法如何
- 十三、重要物産同業組合法及同法施行規則中不備不便ノ点如何
- 十四、同業組合準則存廢ノ可否及之ヲ廢止スルトセハ重要物産同業組合法ヲ適用スルヲ得サル各種ノ營業組合ニ關スル法規ヲ設クルノ必要如何
- 十五、民林ノ保護及施業上森林組合ヲ設ケシムルノ可否
- 十六、前項ノ組合ヲ設ケシムルノ必要アリトセハ該組合ニ關シ規定スヘキ事項如何
- 十七、府県連合共進会ニ關シ改良スヘキ事項並ニ其方法如何
- 前各項ノ外第五回内国勸業博覽ニ關スル事項

(2) 答申案議事

議長（和田農務局長）

唯今指名シマシタ委員並ニ昨日指名シマシタ委員ノ方ハ御苦労ナガラ各事項ニ付イテ充分ニ御討議アランコトヲ望

ミマス、又委員会ハ本省ノ当局吏員ヲシテ充分諸君ノ意思ノ在ル所ヲ聞取ラシ、又意向ノ在ル所モ陳述致サセマス、サウシテ委員会ノ決議ヲ以テ本会ノ議事ニ掛ケル事ニ謀リマス、亦地方ノ事情ノ異ナル為ニ多数決ヲ以テ決スルハ、穂カナラス事情モアロウト思イマスガ、併シナガラ議事ヲ纏メル為ニ多数ヲ以テ決セザルヲ得ナイト思ヒマスカラ、多数決ヲ以テ答申ヲ御出シニナルガ至当ト思ヒマス、併シ多数ノ議決デハ到底実行ガ出来ナイヤウナ府県ガアリマズナラバ、特ニ其府県ノ事情ヲ具シテ別ニ書面ヲ御出シニナルコトヲ希望致シマス、

諮問案調査委員報告

第一 農会ノ効用ヲ完カラシムル方法答申案

- 一 農会ヲ法人トナスコト
- 二 上級農会ハ下級農会ヲ指揮監督スルノ権アルコトヲ農会令中ニ規定セラレタキコト
- 三 農会ハ林業ニ関スル事業ヲモ併セ行フコトヲ得ルコトニセラレタキコト
- 四 農会ハ自ら研究ヲ行フヨリモ其研究ノ結果ノ善良ナルモノヲ模範的ニ実行シ又ハ一般ニ実行セシムルノ方針ヲ執ルコト

- 五 上級農会ハ下級農会ノ事業トシテ適當ナルモノハ可成自ら之ヲ行ハス、専ラ其事業ノ方針及計画ヲ授クルコトヲカムルコト

(第二ノ第十一略す)

議長(酒匂技師)

農務局長ガ病氣デアリマスカラ私ガ代ツテ此席ニ着キマス、第一ノ問題カラ議事ヲ開キマス、

…(中略)…

(岩手県)

第一項ノ農会ヲ法人トスルコトハ簡單ナヤウデアリマスガ、実行スルニハ困難デアアル、全国ノ各町村農会ヲ悉ク法人トシテ郡農会モ県農会モ法人トスレバ、矢張登記ヲ要スルコトニナルノデ、全国ノ農会ニ非常ナル恐慌ヲ来スノデアアル、故ニ微弱ナル農会ヲ法人トシテ登記セシムルノハ危険デアリマスカラ、第一項ハ削除ヲ希望致シマス、第二項ノ指揮監督権ハ行政官ガ行フコトニナツテ居リマスカラ、ソレニモ拘ラズ上級農会ガ下級農会ヲ監督スルノハ煩累ニ堪ヘナイ、殊ニ行政庁ト上級農会ト意見ノ衝突ガアル、是ハ憂フベキコトデアリマスカラ、是ハ現在ノ假デ良カラウト思ヒマス、第三項以下ハ現在ノ農会ニヤラセテモヤラセナイデモ差支アリマセスカラ、是ハ賛成シテ置キマス、

…(中略)…

(岡山県)

島根県ノ補助金増額ニ賛成致シマス

議長(酒匂技師)

補助金ヲ初メテ下付シタ所モアツテ、今直ニ之ヲ増スト云フコトハ農商務省ニ於テモ議會ヘ要求スル理由ハナイヤウニ思ヒマスカラ、モウ少シ時期ヲ待タレタ方ガ良カラウト思ヒマス、

(岡山県)

問題ニナリマセスカ、

議長(酒匂技師)

ナラスコトハアリマセスガ島根県ドウデス、

(島根県)

ソレデハ撤回致シマス、

(第二問題以下の審議を略す)

6 第四回農事試験場長等協議会における議事運営

明治35・4

(国会図書館蔵、明治三十七年六月農務局「第四回道庁府県農事試験場長、農事講習所長、農事巡回教師協議会決議要録」)

(1) 第三番目の建議

近時外界ニ於ケル經濟的事情ノ變遷ハ我農界ノ勞力ヲ吸収シテ益々欠乏ヲ告ケシムルニ至レルヲ以テ、之カ応急ノ手段及勞力功程増進ノ方法トシテ農具ノ改良ヲ図ルハ國家經濟上其利益頗ル多大ニシテ試ニ焦眉ノ急務ト信ス。然レトモ農具ニ関スル研究調査ノ如キハ元ト容易ノ業ニアラサルヲ以テ其筋ニ於テ速ニ農具調査所ヲ設置セラレ之カ改良ヲ図ラレンコトヲ希望ス

右及建議候也

明治三十五年五月十七日

第四回道庁府県農事試験場長農事講習所長、農事巡回教師協議会出席員總代

東京府農事試験場長 中村 彦

農商務大臣男爵平田東助殿

(2) 協議事項及決議の要領の4番目

一、現今ニ於ケル日本農業組織ノ変更ハ外界ニ於ケル経済的事情ノ変更ト共ニ避クヘカラサルカ如キヲ以テ今日ニ於テ之カ応急策ニ関シ予メ各府県ノ意見ヲ協定スルノ件

二、将来有望ナル園芸作物ノ種類ニ関シ道庁各府県ノ意見如何

(右鹿児島農事試験場提出)

第一問題ハ重要ニシテ熟考ノ上ニアラサレハ意見ヲ協定シ難キヲ以テ宿題トシ、次回ニ於テ決定スルコトニ決ス(準備ノ一トシテ来ル十月末日迄ニ道庁各府県ノ意見ノ要領ヲ農産課ニ送付シ、農産課ニ於テ其ノ意見ノ要綱ヲ列記シ道庁各府県農事試験場長、農事講習所長、農事巡回教師ニ配付シ、次回ノ会議ニ付セラル、様取計ヲ求ム)(以下略)

(付記)

史料の筆耕・入力については、かなり多くの部分を学部学生の山本健一郎君・藤田裕子さん・中川靖子さんの労を煩わせた。記して謝意を表しておきたい。

The basic study on the Japanese Agricultural Administration in the second half of Meiji Era (1890–1910)

Makoto Katsube, Yasuhiro Banno

We have started this study by collecting many historical materials, in consideration of delated study level on this field. In this paper, we express our present perspective as a interim report.

It have been said that the agricultural administration was deployed for the landowing classes in the said era, such as organization of systematic agricultural societies ‘*Keitou Noukai* (系統農会)’ and industrial associations ‘*Sangou Kumiai* (産業組合)’, promotion of new agricultural techniques, and so on.

But we have demonstrated before that those administrations were not benefit to landowing classes always, but were more practically to peasants in cases of innovation by themselves.

And, it must be important to study that administrators intended to benefit landowing classes or not. As far as we read our materials, we must insist administrators didn’t.

We have to say they intended all of small farmers, including peasants, to organize into ‘*Noukai*’ and ‘*Sangyou Kumiai*’, in order to expand all of national farm products. We think that was expedient way to pit Japanese so small scale farm system against American and European large scale one.

平成 12 年 12 月 22 日 印刷
(非売品)
平成 12 年 12 月 27 日 発行

編集兼発行者

広島大学文学部

〒739-8522

東広島市鏡山一丁目 2 - 3

印刷者

中本総合印刷株式会社

〒732-0802

広島市南区大州五丁目 1 - 1